

風水害対策編

第1章 風水害応急対策計画

第1節 職員動員配備計画 【総合調整班、職員班】 ▼発災前～

台風等の大規模な風水害に備え、市は迅速かつ効果的な災害応急体制を実施できるよう、気象情報、災害発生状況に合わせ、警戒体制、緊急体制、非常体制と段階的に整えていく。

なお、市に救助法が適用された場合は、県知事の指揮を受けて、救助法に基づく救助事務を補助する。

第1 職員の配備体制

配備基準は、次のとおりとする。

図表 2-1 配備基準

配備体制	本部区分	設置決定者	配備基準	動員数	
警戒体制	1号配備		気象業務法に基づく大雨、洪水、風雪、大雪の注意報の1以上が本市に発令され、災害の発生が予想され、市長が必要と認める場合、情報の収集伝達等事前措置を講ずる体制	安心安全課	
	2号配備A	災害警戒	環境経済部長	気象業務法に基づく大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪の警報、記録的短時間大雨情報、竜巻注意情報の1以上が本市に発令され、情報の収集伝達等を強化する体制	1号配備＋環境経済部水防班
	2号配備B	災害警戒	副市長	気象業務法に基づく大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪の警報、記録的短時間大雨情報、竜巻注意情報の1以上が本市に発令され、かつ災害の発生が確実に予想される場合、又は小規模の災害が発生したとき、市本部設置前の初動対策に従事する準備的な体制	2号配備A＋秘書室長・同副室長 各部長・副部長 会計管理者 議会事務局長
緊急体制	3号配備	災害対策	市長	気象業務法に基づく警報が発令される等、現に災害が発生しつつあり、かつ内水氾濫など相当規模の災害が予想される場合、必要職員を配備し、災害応急対策に従事する体制	約3分の1
非常体制	4号配備	災害対策	市長	市域に大災害が発生しつつあり、かつ荒川の氾濫など相当規模の災害が予想される場合、全職員を配備し市が全力をあげて災害応急対策に従事する体制	全員

第2 職員の動員体制

1 動員体制の確立

各部長は、所属職員に対して、あらかじめ作成されている「組織動員計画」の周知徹底に努めるほか、動員の伝達方法の確立を図っておく。

資料編 ○組織動員計画

2 動員の方法

配備決定に基づく動員は、次の方法で行う。

(1) 勤務時間内

ア 本部（避難所班以外）

市本部より動員の指示を行う。

イ 避難所班

市本部より開設する指定避難所の動員の指示を行う。

(2) 勤務時間外

ア 本部（避難所班以外）

電話・市防災行政無線・市防災情報メール、SNS等を活用し、各部署の緊急連絡網により行う。

イ 避難所班

(ア) 市本部より開設する指定避難所の動員の指示を行う。

(イ) 電話・市防災行政無線・市防災情報メール、SNS等を活用し、各部署の緊急連絡網により行う。

(3) 参集の報告

ア 本部（避難所班以外）

自身が属する班長に報告し、各部長は部の状況を取りまとめ市本部（職員班）に報告する。

イ 避難所班

自身が所属する避難所班の班長に報告し、各班長は市本部（職員班）に報告する。

3 情報伝達が不可能な場合の自主参集

勤務時間外において、激甚な災害が発生し、電話等による情報伝達が不可能となった場合には、職員自らの判断により、所定の場所に参集する。

(1) 職員は、直ちにテレビやラジオ等による情報及び周囲の状況から被害状況の把握に努める。

(2) 職員は災害の発生を覚知した場合は、動員伝達の有無にかかわらず、速やかに所定の場所に参集する。

4 交通途絶下の参集

職員は、勤務時間外において、大規模な災害が発生し、交通途絶等のため所定の配備につくことができないときは、自身が所属する班長に連絡して、今後の対応について確認を行う。

第3 警戒体制の内容

警戒体制は、風水害等の発生が予測される場合、又は小規模の災害が発生しつつかつ沈静化が見込まれる場合に行う。

この体制は、気象・水防等の情報収集及びその通報に当たることとし、災害に対する警戒体制を強化する必要がある場合には、災害警戒本部を設けて対処する。

警戒体制時の主な活動内容は、次のとおりである。

1 災害警戒本部の設置基準

(1) 設置決定者

① 2号配備A

災害警戒本部の設置は環境経済部長が決定する。

② 2号配備B

災害警戒本部の設置は副市長が決定する。ただし、副市長が不在又は事故ある場合、秘書室長がその職務を代理する。

(2) 設置場所

災害警戒本部は、市庁舎内に置く。

(3) 組織

ア 組織

災害警戒本部は、あらかじめ指名されている職員をもって構成する。なお、応急対策の対応状況に応じ、関係職員の増減変更を行う。

イ 本部長

2号配備Aは環境経済部長を、2号配備Bは副市長を本部長とする。

(4) 所掌事務

市本部の事務分掌に基づき、災害警戒対策を実施する。

図表 2-2 災害警戒本部の活動内容

配備区分	活 動 内 容
警戒体制1号配備	① 県及び防災関係機関との情報交換・伝達 ② 気象情報等の収集
警戒体制2号配備 (A・B)	① 県及び防災関係機関との情報交換・伝達 ② 気象情報等の収集 ③ 市民からの災害情報等の収集及び市民への広報 ④ 市内パトロール ⑤ 市本部設置の準備

2 災害警戒本部の解散基準

災害警戒本部は、次の場合に本部長の指示に従い解散する。

- (1) 災害が拡大し、市本部が設置されたとき。
- (2) 災害の拡大するおそれが解消したと認められるとき。

第4 緊急・非常体制の内容

市長は、迅速かつ適切な応急対策活動を確保するため、災対法第23条の2に基づき市本部を次により設置する。

1 市本部の設置基準

(1) 設置決定者

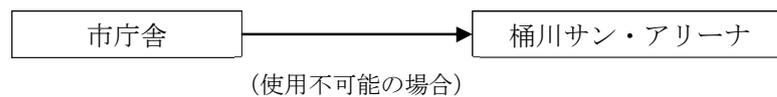
市本部の設置は市長が決定する。ただし、市長が不在又は事故ある場合、副市長、次いで秘書室長がその職務を代理する。

(2) 設置場所

市本部は、市庁舎内に置く。ただし、市庁舎が使用不可能の場合には、桶川サン・アリーナに置く。

また、災害の状況により、必要に応じて、指定避難所等に、市本部の事務の一部を行う組織として、現地災害対策本部を設置する。

図表 2-3 市本部の設置場所



(3) 組織及び所掌事務

組織及び所掌事務は、図表 2-4～2-6 のとおりとする。

なお、各計画及び対策における担当課班は、主要な課班を掲載するが、これ以外の課班についても関連する場合がある。また、自課班の所掌事務の負担が軽微な場合、本部長の命により負担が集中する他課班を応援する。

(4) 設置の報告

市本部を設置した場合は、県に災対法第53条第1項に基づく報告を行う。

なお、県へ報告できない場合（電話、無線の利用が不可）は、国（消防庁）へ直接報告する。

(5) 本部会議の開催

本部長は、災害応急対策活動を推進するため、本部長、副本部長、本部長付及び本部員で構成する本部会議を開催し、災害予防対策及び災害応急対策の総合的な基本方針について決定する。

2 職員の労務管理

本部長は、市本部職員の健康管理に配慮した労務ローテーションについて基本方針を定め、市本部各部長が所掌事務を考慮して決定する。

3 市本部の解散

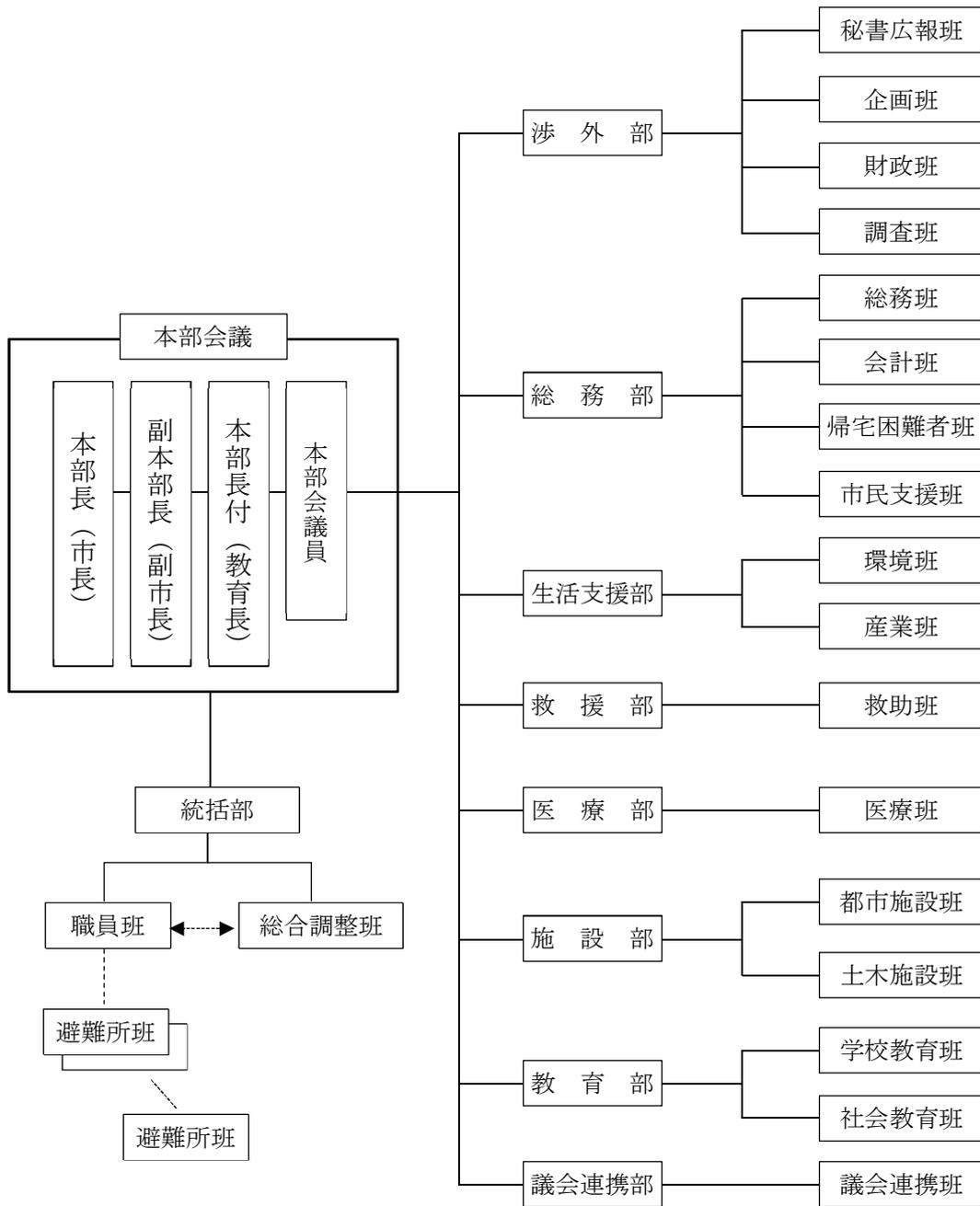
市本部は、災害の拡大するおそれが解消し、かつ、災害に対する応急対策及び応急復旧が概ね完了したと認めるとき、本部会議の協議により解散を決定する。

解散を決定したときは、次の防災関係機関に通知する。

- (1) 県知事
- (2) 防災会議委員
- (3) その他必要と認める防災関係機関

資料編 ○桶川市災害対策本部条例 ○桶川市災害対策本部に関する規程

図表 2-4 市本部の組織図



図表 2-5 市本部会議員の構成

職名	担当者	任 務
本部長	市長	本部の事務を総轄し、市職員を指揮監督する。
副本部長	副市長	本部長を助け、本部長に事故がある場合、その職務を代理する。
本部長付	教育長	本部長の命を受け、市本部の事務に従事する。
本部会議員	秘書室長・企画財政部長・総務部長・環境経済部長・福祉部長・健康推進部長・都市整備部長・教育部長・議会事務局長・会計管理者	本部長の命を受け、市本部の事務に従事するとともに、部の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

図表 2-6 市本部の所掌事務

部 名	班 名	組織構成	所 掌 事 務
共通	共通	—	1 災害対策本部長の命じた事項 2 各部所属職員の状況把握 3 他班への応援・協力 4 班の災害活動の記録 5 避難所開設要員の選定 (※)
統 括 部 部長：環境経済 部長 副部長：環境経 済部副部長	総合調整班 班長：安心安全 課長	安心安全課	1 災害対策本部の設置、運営、閉鎖に関すること 2 災害対策本部会議・本部の庶務に関すること 3 災害対策活動の配備体制の決定に関すること 4 避難情報等の発令に関すること 5 防災行政無線（移動系）の管理運用に関すること 6 各部各班との連絡調整に関すること 7 消防団員の動員に関すること 8 災害情報、安否情報等及び被害状況の取りまとめに関すること 9 国、県、応援協定締結市町村、防災関係機関等との連絡調整に関すること 10 埼玉県央広域消防本部との連絡調整に関すること 11 県等への被害状況等の報告に関すること 12 罹災証明・被災証明の発行に関すること 13 自衛隊派遣要請及び連絡調整に関すること 14 自主防災組織との連絡調整に関すること
	職員班 班長：職員課長	職員課	1 動員状況の把握、職員の安否確認に関すること 2 避難所との連絡調整に関すること 3 避難所の開設・運営状況の取りまとめに関すること 4 応援・受援の連絡調整に関すること 5 災害応急対策のための労務者確保に関すること 6 災害時における従事者の損害補償に関すること
	避難所班 班長：避難所班 長	各避難所	1 避難所用備蓄品の搬出、輸送、搬入に関すること 2 避難所の開設準備に関すること 3 避難所の開設及び運営に関すること 4 避難所運営委員会との連絡調整に関すること 5 避難所間の相互支援に関すること

第1章 風水害応急対策計画
第1節 職員動員配備計画

部 名	班 名	組織構成	所 掌 事 務
渉 外 部 部長：企画財政 部長 副部長：秘書室 長 副部長：企画財 政部副部長	秘 書 広 報 班 班長：秘書広報 課長	秘書広報課 人権・男女共同 参画課	1 本部長、副本部長の秘書に関する事 2 市民への災害広報に関する事 3 市ホームページや防災行政無線(固定系)の運 用に関する事 4 報道機関に対する情報提供及び連絡調整に関 する事 5 記者発表に関する事 6 電話等による被害通報の受付、通報の整理伝達 に関する事 7 災害見舞者、視察者の応接に関する事 8 被災相談所の開設・運営に関する事 9 災害広報資料の収集及び災害写真の編集、撮 影、保存に関する事 10 災害時における女性、性的マイノリティ (LGBTQ) に対する援助に関する事
	企 画 班 班長：企画調整 課長	企画調整課 ごみ処理施設 整備推進課	1 情報システム等の応急対策及び応急復旧に関 する事 2 公共交通機関との連絡調整(帰宅困難者班への 応援)に関する事 3 民間活動団体との連絡調整に関する事 4 災害復旧復興方針の決定及び災害復興計画の 策定に関する事 5 災害復興対策本部の設置及び運営に関するこ と 6 災害復興検討委員会に関する事
	財 政 班 班長：財政課長	財政課	1 災害に関する予算編成及び資金調達に関する こと
	調 査 班 班長：税務課長	税務課 収税課	1 人的被害、倒壊及び浸水家屋等の被害調査に関 する事 2 税の徴収猶予・減免措置に関する事
総 務 部 部長：総務部長 副部長：会計管 理者 副部長：総務部 副部長	総 務 班 班長：総務課長	総務課 契約管財課 選挙管理委員会 事務局	1 公用車及び借上げ自動車の管理、調達及び配車 に関する事 2 職員の給食及び健康管理に関する事 3 燃料調達に関する事 4 救援物資等の緊急輸送に関する事 5 本部庁舎の被害調査及び応急復旧対策に関す ること
	会 計 班 班長：会計課長	会計課	1 災害応急関係経費の支払いに関する事 2 義援金等の受付、保管に関する事
	帰 宅 困 難 者 班 班長：自治振興 課長	自治振興課 桶川飛行学校 平和祈念館	1 公共交通機関との連絡調整に関する事 2 市民ホール・さいたま文学館との連絡調整に関 する事 3 帰宅困難者発生時の対応に関する事 4 自治会長等との連絡調整に関する事 5 外国人に対する情報収集及び援助に関するこ と
	市 民 支 援 班 班長：市民課長	市民課	1 被災者の身元確認への協力に関する事 2 行方不明者の捜索受付及び捜索要請に関する こと 3 身元不明者の身元確認への協力に関する事 4 埋火葬許可の証明に関する事

部 名	班 名	組織構成	所 掌 事 務
生活支援部 部長：環境経済部長（兼） 副部長：環境経済部副部長（兼）	環境班 班長：環境対策推進課長	環境対策推進課 環境センター	1 飲料水の確保及び水質検査に関すること 2 し尿・ごみの応急処理に関すること 3 環境センターの被害調査及び応急復旧対策に関すること 4 上尾、桶川、伊奈衛生組合との連絡調整に関すること 5 桶川北本水道企業団との連絡調整に関すること 6 災害時における公害対策に関すること 7 遺体の収容、安置等に関すること 8 身元が判明したが引き取り手のない遺体の埋火葬に関すること 9 動物愛護・保護に関すること
	産業班 班長：産業観光課長	産業観光課 道の駅整備課 農政課 農業委員会事務局	1 食料の調達・配給に関すること 2 衣料、寝具その他生活必需品の調達・配給に関すること 3 農業施設の被害調査及び災害復旧の指導に関すること 4 農作物等の被害調査、応急対策及び復旧に関すること 5 商工業施設の被害調査及び災害復旧の指導に関すること 6 中小企業等の金融措置及び経営相談に関すること
救 援 部 部長：福祉部長 副部長：福祉部副部長	救 助 班 班長：社会福祉課長	社会福祉課 障害福祉課 子ども未来課 保育課 桶川市児童発達支援センター いずみの学園	1 保育所、放課後児童クラブ、子育て支援施設の児童の安全確保に関すること 2 福祉避難所の開設及び運営に関すること（正） 3 障害者等要配慮者への支援活動に関すること 4 救援物資の受付に関すること 5 日本赤十字社、その他福祉関係団体との連絡調整に関すること 6 桶川市社会福祉協議会との連絡調整に関すること 7 災害ボランティアの受入、需要調整に関すること 8 保育所等の施設の被害調査及び応急安全対策に関すること 9 災害救助法に基づく救助事務に関すること 10 応急仮設住宅入居者の決定に関すること 11 身元が判明しない遺体の埋火葬に関すること 12 災害弔慰金及び見舞金の支給に関すること 13 地域福祉活動センターとの連絡調整に関すること 14 被災者生活再建支援制度に関すること 15 災害援護資金の貸付け等に関すること
医 療 部 部長：健康推進部長 副部長：健康推進部副部長	医 療 班 班長：健康増進課長	健康増進課 高齢介護課 保険年金課	1 医療品、治療材料の調達、供給に関すること 2 医師会、保健所及び医療関係機関との連絡調整に関すること 3 高齢者等要配慮者への支援活動に関すること 4 福祉避難所の開設及び運営に関すること（副） 5 県の医療救護班の出動要請及び協力活動に関

第1章 風水害応急対策計画
第1節 職員動員配備計画

風水害対策編

部 名	班 名	組織構成	所 掌 事 務
			すること 6 救護所の開設に関すること 7 災害時の感染症予防等の各種防疫及び消毒に関すること 8 避難所等への巡回医療活動に関すること 9 避難者の健康対策及び心のケアに関すること 10 福祉避難所への入所又は協定締結施設等への緊急一時受け入れのためのスクリーニングに関すること
施設部 部長：都市整備部長 副部長：都市整備部副部長	都市施設班 班長：都市計画課長	都市計画課 駅東口整備推進課 建築課	1 庁舎（本部庁舎以外）の被害調査及び応急復旧対策に関すること 2 応急仮設住宅の建設に関すること 3 被災建築物の応急修理の支援に関すること 4 被災建築物の応急危険度判定に関すること 5 被災宅地の応急危険度判定に関すること 6 災害復旧に係る建築指導（市有建築物を含む。）に関すること
	土木施設班 班長：道路河川課長	道路河川課 市街地整備課 下水道課	1 道路、河川、橋梁等の被害調査及び応急復旧対策に関すること 2 公園の被害調査及び災害復旧対策に関すること 3 水防に関すること 4 道路、住居等の障害物の除去に関すること 5 交通規制に関する関係機関との連絡調整に関すること 6 公共下水道施設の被害調査及び応急復旧対策に関すること 7 仮設トイレの設置に関すること
教育部 部長：教育部長 副部長：教育部副部長	学校教育班 班長：教育総務課長	教育総務課 学校支援課 学務課	1 児童生徒の安全確保に関すること 2 小中学校を避難所として開設及び運営する場合の施設管理者としての協力に関すること 3 学校施設の被害調査及び応急復旧対策に関すること 4 応急教育の実施計画及び指導に関すること 5 学用品の供与に関すること 6 被災学校の保健及び衛生指導に関すること
	社会教育班 班長：生涯学習・スポーツ推進課長	生涯学習・スポーツ推進課 文化財課 公民館 歴史民俗資料館	1 施設利用者の安全確保に関すること 2 公民館等を避難所として開設及び運営する場合の施設管理者としての協力に関すること 3 社会教育施設、体育施設の被害調査及び応急復旧対策に関すること 4 文化財等の被害調査及び応急復旧対策に関すること
議会連携部 部長：議会事務局長 副部長：監査委員事務局長	議会連携班 班長：議会事務局次長	議会事務局 監査委員事務局	1 議員への情報提供に関すること 2 議員との連絡調整に関すること

※ 避難所開設要員は、毎年度別に示す「避難所開設要員指定名簿」により指定する。

第2節 自主防災活動計画 【総合調整班】 ▼発災前～

発災後、直ちに地区レベルの応急活動が円滑に実施されるよう、市民は被害の発生防止又は軽減を図り、各自主防災組織を中心に、市及び防災関係機関と緊密に連携して、浸水対策、救出・救護、避難誘導等の応急活動を実施する。

また、各事業所は、防災コミュニティの一員として各自主防災組織と協力し、地域における応急対策活動を展開する。

第1 市民の行動

市民は、「自らの身の安全は自らが守る」という自覚のもと、次のことについて可能な限りの防災活動を行う。

1 浸水対策

浸水被害が発生する前の準備として、特に浸水のおそれがある地域住民は次のような対策を実施し、災害による被害の軽減を図る。

浸水対策

- (1) 畳は押入れの上段を利用するなどして高い所へ移す。
- (2) タンスは引出しを抜き、高いところへ置く。
- (3) 押入れの下段のものは上段へ移す。
- (4) ガスの元栓を閉め、電源は切る。
- (5) 溝や道路側溝は流れを良くしておく。

2 飛来物対策

飛来物対策として、以下の対策を実施する。

飛来物対策

- (1) 家屋の屋根、塀等の応急補修を行う。
- (2) 飛ばされるおそれのある物の固定を行う。
- (3) 雨戸のない窓ガラス戸に、板などを打ちつけ、飛来物による破損から守る。
- (4) 風で折れたりするおそれのある枝や木は切り落としておく。

3 二次災害防止

二次災害防止のために、以下の点に注意する。

二次災害防止

- (1) 破損した電気器具類、引き込み線、屋内配線からの漏電に対して注意する。
- (2) 危険物施設などでの配管の破損、危険物の漏洩に対して注意する。
- (3) 倒壊のおそれのある建物及び周辺地域への立ち入りを禁止する。
- (4) 風評に乗らず、風評を広めない。

第2 自主防災組織の活動

市の自主防災組織は、地域的に一体性を有し、効果的な活動が行えるよう、主に自治会単位での組織を編成している。自主防災組織は、「自分たちの地域は自分たちで守る」という地域連帯感に基づき活動を行う。

1 自主防災組織の活動拠点

各自主防災組織の活動拠点は、各自治会が活用している集会所などの施設に設置する。

2 情報の収集及び伝達

地域における災害の被害状況（人的被害、住宅の浸水等の概略的状況）等を早期に収集把握し、直ちに防災関係機関に対して通報するとともに、必要な場合には防災関係機関に災害応急活動を要請し、防災関係機関と協力して適切な災害応急活動を行う。

同報系無線や有線、口頭連絡など多様な手段により防災関係機関からの災害情報の収集に努め、これらを地域住民に対し迅速かつ正確に伝達を図り、周知徹底に努める。

3 避難誘導

避難情報等が地域に発令された場合、地域住民に避難を促すとともに、避難行動要支援者の安否確認等に努める。

4 救出救護

救出活動が必要な場合、速やかに消防機関等の出動を要請するとともに、近隣住民の協力を得ながら、資機材を活用して迅速な救出活動を行う。

救出活動は、状況に応じて周囲の人の協力を求め、二次災害の発生防止に努めながら行う。

5 水防活動

大規模な災害時には、多数の被害、道路冠水等により関係機関のみでは十分な水防活動が行えないことが予想されるため、土のう作成等の消防団の水防活動への協力に努める。

6 避難所開設時の管理運営への協力

避難所が開設された場合には、自主防災組織は、自治会、市職員、施設管理者、災害ボランティア等と協力して、避難者による「避難所運営委員会」に参加し、避難生活が秩序だてて管理運営されるよう努める。

第3 事業所の活動

事業所は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は適切な対応により、利用者、従業員の安全を確保し、災害の拡大防止と混乱防止に努めるとともに、地域コミュニティの一員として自主防災組織等と連携を図り、地域の安全確保や応急対策活動を実施する。

事業所の応急対策活動

- 1 自衛防災組織の迅速な編成、出動
- 2 正確な情報の収集と顧客等への伝達
- 3 出火防止措置及び初期消火活動、危険物の安全管理の確認
- 4 顧客等の安全確保、適切な避難誘導行動
- 5 自主防災組織と連携した地域における救出救護、消火等の防災活動
- 6 災害応急資機材の提供などの地域貢献活動
- 7 事業所としてできる経済社会安定活動

第3節 事前措置及び応急措置等計画

【総合調整班、職員班】 ▼発災前～

市域に災害が発生し、又は発生しようとしている場合に、市長は災害の拡大を防止するため必要な事前措置及び応急措置等を行う。

第1 事前措置等

市長は、災害が発生するおそれがあるときは、法令又は市防災計画の定めるところにより、次の措置をとる。

1 出動命令等

市長は、消防団に対して、出動の準備をさせ、若しくは出動を命ずる。

また、必要により埼玉県中央広域消防本部に対して、出動の準備を要請し、又は出動を求める。(災対法第58条)

2 事前措置

災害が発生した場合においてその災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示することができる。(災対法第59条第1項)

3 避難の指示等

- (1) 人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。(災対法第60条第1項)
- (2) 避難のための立退きを指示する場合において、必要があると認めるときは、市長は、その立退き先として指定緊急避難場所その他の避難場所を指示することができる。(災対法第60条第2項)
- (3) 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、市長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置(緊急安全確保措置)を指示することができる。(災対法第60条第3項)

第2 応急措置

市長は、市域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は市防災計画の定めるところにより、消防、水防、救助その他災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置(以下「応急措置」という。)を速やかに実施しなければならない。(災対法第62条第1項)

応急措置に関する事項は、概ね次のとおりとする。

- 1 警戒区域の設定等(災対法第63条第1項、水防法第21条第1項)
- 2 市域内の他人の土地、建物等の工作物の一時使用、又は土石等の物件の使用・収用、車両その他の

運搬用機器の使用又は工作物その他の障害物の処分（災対法第64条第1項、水防法第28条第1項）

3 工作物の除去、保管等（災対法第64条第2項）

4 県知事の指示に基づく応急措置

応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため、特に必要があると認めるときに、県知事から必要な指示がなされた場合は、当該応急措置を行う。（災対法第72条第1項）

第3 従事命令

市長は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合に、応急措置の実施のために必要な人員、物資、施設等が一般の協力によってもなお不足し、他に確保の方法がないときは、次の事項について従事命令を発して応急活動を行う。

1 市域内の住民又は現場にある者に対する災害応急対策作業への従事（災対法第65条第1項）

2 市域内の住民又は水防の現場にある者に対する水防作業への従事（水防法第24条）

第4 損害補償

1 損失補償

市は、前記第2の2による工作物の使用、収用等の処分が行われたときは、当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。（災対法第82条第1項）

2 損害補償

市域内の市民又は応急措置を実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させた場合において、当該業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、市は、政令で定める基準に従い、条例を整備し、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。（災対法第84条第1項）

第4節 災害救助法適用計画 【総合調整班、調査班、会計班、救助班】 ▼1日後～

救助法は、災害により市町村単位で適用基準以上の被害が生じた場合に適用となり、国の責任において、地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、災害に際しての応急救助を実施し、被災者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的としている。

救助法が適用となった場合は、応急活動における職権が異なり、国の機関として県知事が実施することとなっているため、救助法の適用基準、適用時の措置等について定める。

ただし、救助法の適用に至らない場合には、市が救助法に準じた応急対策を行う。

第1 実施機関

救助法による救助の実施は、県知事が行う。

ただし、県知事から救助の実施についてその一部を委任された場合は、市長が行う。

また、委任により市長が行う事務を除くほか、市長は、県知事が行う救助を補助する。

第2 救助法の適用基準

1 救助法の適用基準

救助法に基づく救助は、市町村単位（政令指定都市については市又は区単位）に、原則として同一原因の災害による住家滅失の被害が一定規模以上に達し、現に被災者が救助を必要とする状態にある場合に適用される。

なお、市における救助法の適用基準は、次のとおりである。

図表 2-7 市の救助法適用基準

(1)	市内の住家滅失世帯数	80 世帯以上	救助法施行令第1条第1項第1号
(2)	県内の住家滅失世帯数	2,500 世帯以上	救助法施行令第1条第1項第2号
	市内の住家滅失世帯数	40 世帯以上	
(3)	県内の住家滅失世帯数	12,000 世帯以上	救助法施行令第1条第1項第3号前段
	市内の住家滅失世帯数	多数	
(4)	災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救助を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。		救助法施行令第1条第1項第3号後段
(5)	多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。		救助法施行令第1条第1項第4号

2 住家被害認定基準

住家、世帯、全壊、半壊等の認定基準は、本章 第6節「被害情報収集・報告計画」の図表 2-23「確定報告記入要領」に定めるところによる。

3 住家滅失世帯数の算定方法

住家の滅失世帯数は、次の基準により換算し算定する。

- (1) 住家が全壊、全焼、流失等により住家の滅失した世帯を1世帯とする。
- (2) 住家が半壊、半焼等により著しく損傷した世帯は、2世帯をもって1世帯とする。
- (3) 住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない世帯は、3世帯をもって1世帯とする。

$$\text{滅失世帯数} = (\text{全壊・全焼・流失等世帯数}) + (\text{半壊・半焼等世帯数} \times 1/2) + (\text{床上浸水等世帯数} \times 1/3)$$

第3 救助法の適用要請等

市長は、第2の1「救助法の適用基準」に定める基準に達し、又は達する見込みがある場合は、県知事に対し、救助法の適用を要請する。

第4 救助法による救助の種類と実施者

救助法による救助の種類ごとの実施期間及びその実施者は、次のとおりである。

図表 2-8 救助法による救助の種類と実施者

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置	7日以内	市
炊き出しその他による食品の給与	7日以内	市
飲料水の供給	7日以内	市
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10日以内	市
医療及び助産	14日（ただし、助産分べんした日から7日）以内	医療救護班派遣＝県及び日赤埼玉県支部 （ただし、委任した時は市）
学用品の給与	教科書 1月以内 文房具及び通学用品 15日以内	市
被災者の救出	3日以内	市
埋葬	10日以内	市
生業資金の貸与		現在運用されていない
応急仮設住宅の給与	（建設型応急住宅）20日以内に着工 （賃貸型応急住宅）速やかに借上げ、提供 ※給与期間はいずれも2年以内	対象者、設置箇所の選定＝市 設置＝県（ただし、委任したときは市）
被災した住宅の応急修理	完成 3月以内（災対策に基づく国の災害対策本部が設置された場合は6月以内）に完了	市
死体の搜索	10日以内	市
死体の処理	10日以内	市
障害物の除去	10日以内	市

（注） 期間については、すべて災害発生の日から起算する。
ただし、内閣総理大臣の承認を得て、実施期間を延長すること（特別基準の設定）ができる。

資料編 ○災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

第5節 気象情報等伝達計画 【総合調整班、土木施設班】 ▼発災前～

水防法及び気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報等を迅速かつ正確に収集・伝達して防災対策の適切な実施を図り、もって被害の防止又は被害の軽減を図る。

第1 特別警報・警報・注意報等の種類及び発表基準等

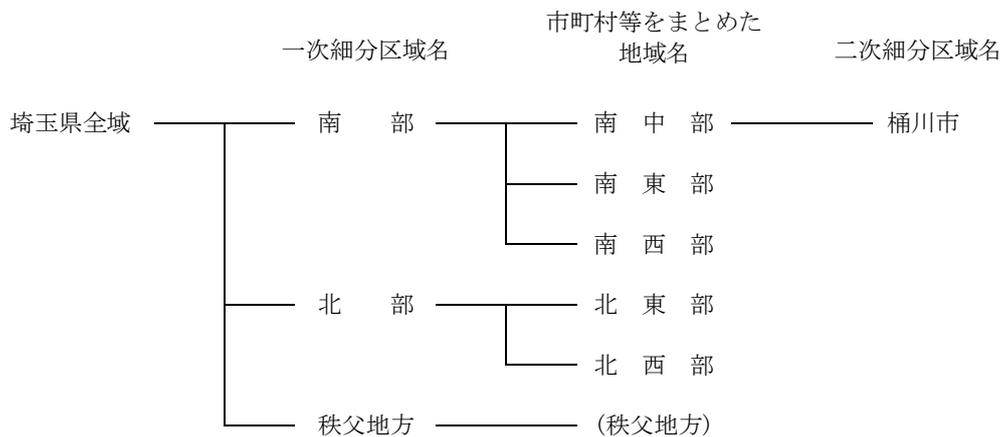
大雨や強風などの気象現象によって、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときは「警報」が、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、県内の市町村ごとに発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「キキクル（危険度分布）」等で発表される。なお、大雨や洪水などの警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

熊谷地方気象台が発表する特別警報・警報・注意報等の対象地域、種類及び発表基準は、次のとおりである。

1 対象地域

熊谷地方気象台は、特別警報・警報・注意報を、市町村単位（二次細分区域）に区分して発表する。また、特別警報・警報・注意報の発表に当たり市町村をまとめた地域（6地域）を用いることもある。天気予報は一時細分区域（3区域）に区分して発表する。
 本市は、南部（一次細分区域）の南中部（市町村等をまとめた地域名）に該当する。

図表 2-9 対象地域の区分



2 概要、種類及び発表基準

熊谷地方気象台が発表する特別警報・警報・注意報等の概要、種類及び発表基準は、図表 2-10～2-13に掲げるとおりである。

図表 2-10 特別警報・警報・注意報の概要

種 類	概 要
特別警報	予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合に、その旨を示して行う警報。 気象、地面現象、高潮、波浪の特別警報がある。気象特別警報には暴風、暴風雪、大雨、大雪の特別警報がある。
警 報	重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して行う予報。 気象、地面現象、高潮、波浪、浸水、洪水の警報がある。気象警報には暴風、暴風雪、大雨、大雪の警報がある。
注意報	災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して行う予報。 気象、地面現象、高潮、波浪、浸水、洪水の注意報がある。気象注意報には風雪、強風、大雨、大雪、雷、乾燥、濃霧、霜、なだれ、低温、着雪、着氷、融雪の注意報がある。

出典：気象庁ホームページ「特別警報、警報、注意報、気象情報」

図表 2-11 特別警報・警報・注意報の種類概要

種 類	概 要	
特別警報	大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合に発表される。特に警戒すべき事項を標題に明示して「大雨特別警報（土砂災害）」、「大雨特別警報（浸水害）」又は「大雨特別警報（土砂災害、浸水害）」のように発表される。
	大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合に発表される。
	暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合に発表される。
	暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合に発表される。
警 報	大雨警報	大雨による重大な土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。特に警戒すべき事項を標題に明示して「大雨警報（土砂災害）」、「大雨警報（浸水害）」又は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」のように発表される。雨が止んでも重大な土砂災害等のおそれが残っている場合には発表が継続される。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪によって下流で生じる増水や氾濫により重大な洪水災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な洪水災害として、河川の増水・氾濫及び堤防の損傷・決壊並びにこれらによる重大な浸水害があげられる。
	大雪警報	降雪や積雪による住家等の被害や交通障害など、大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。暴風による重大な災害のおそれに加え、暴風で雪が舞って視界が遮られることによる重大な災害のおそれについても警戒を呼びかける。ただし「大雪＋暴風」の意味ではなく、大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときには大雪警報が発表される。
注意報	大雨注意報	大雨による土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。雨が止んでも、土砂災害等のおそれが残っている場合には発表が継続される。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪によって下流で生じる増水により洪水災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる洪水災害として、河川の増水及び堤防の損傷、並びにこれらによる浸水害があげられる。
	大雪注意報	降雪や積雪による住家等の被害や交通障害など、大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。強風による災害のおそれに加え、強風で雪が舞って視界が遮られることによる災害のおそれについても注意を呼びかける。ただし「大雪＋強風」の意味ではなく、大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときには大雪注意報が発表される。

種類	概要	
注意報	雷注意報	落雷のほか、急な強い雨、竜巻等の突風、降ひょうといった積乱雲の発達に伴い発生する激しい気象現象による人や建物への被害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる災害として、濃い霧により見通しが悪くなることによる交通障害等の災害があげられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、大気乾燥により火災・延焼等が発生する危険が大きい気象条件が予想された場合に発表される。
	なだれ注意報	なだれにより災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。山などの斜面に積もった雪が崩落することによる人や建物の被害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、水蒸気や水しぶきの付着・凍結による通信線・送電線の断線、船体着氷による転覆・沈没等の被害が発生するおそれのあるときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、雪が付着することによる電線等の断線や送電鉄塔等の倒壊等の被害が発生する（気温0℃付近で発生しやすい）おそれのあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、積雪が融解することによる土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、春・秋に気温が下がって霜が発生することによる農作物や果実の被害が発生するおそれのあるときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物の被害（冷夏の場合も含む）や水道管の凍結や破裂による著しい被害の発生するおそれがあると発表される。

資料：気象庁ホームページ「気象警報・注意報の種類」

図表 2-12 水防活動用

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報	概要
水防活動用気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき
水防活動用洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用洪水警報	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき

※一般の利用に適合する洪水の特別警報は設けられていない。

出典：令和4年度埼玉県水防計画

図表 2-13 市での特別警報・警報・注意報等の種類及び発表基準

種 類		発 表 基 準		
特別警報	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合		
	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合		
	暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合		
	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合		
警 報	大雨（浸水害）	表面雨量指数基準	18	
	大雨（土砂災害）	土壌雨量指数基準	111	
	洪水	流域雨量指数基準	元荒川流域=17.6, 赤堀川流域=9.3, 江川流域=8.9, 高野戸川流域=7.1	
		複合基準 *	—	
		指定河川洪水予報による基準	荒川[熊谷]	
	暴風	平均風速	20m/s	
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う	
大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 10cm		
注意報	大雨	表面雨量指数基準	10	
		土壌雨量指数基準	76	
	洪水	流域雨量指数基準	元荒川流域=14, 赤堀川流域=7.4, 江川流域=7.1, 高野戸川流域=5.6	
		複合基準 *	赤堀川流域=(9, 5.8), 江川流域=(9, 4.7), 高野戸川流域=(5, 5.6)	
		指定河川洪水予報による基準	荒川[熊谷]	
	強風	平均風速	11m/s	
	風雪	平均風速	11m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 5cm	
	雷	落雷等で被害が予想される場合		
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	最小湿度 25%、実効湿度 55%		
	低温	夏期：低温のため農作物に著しい被害が予想される場合		
		冬期：最低気温-6℃以下		
霜	早霜・晩霜期に最低気温 4℃以下			
着氷・着雪	著しい着氷(雪)で被害が予想される場合			
記録的短時間大雨情報		1 時間雨量 100mm、かつ、大雨警報発表中に、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）、「災害切迫」（黒）が出現している場合		

*（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表している。

出典：「警報・注意報発表基準一覧表（令和3年6月8日現在）」（熊谷地方気象台）

3 各種気象情報

(1) 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、県気象情報

気象情報は、気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。

(2) キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

図表 2-14 キキクル等の種類と概要

種 類	概 要
土砂キキクル （大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	<ul style="list-style-type: none"> 大雨による土砂災害発生の危険度の高まりを、地図上で 1km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。 大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を把握することができる。 土壌雨量指数等の 2 時間先までの予測値を用いて危険度（※キキクルの色分け）を表示する。 常時 10 分ごとに更新している。
浸水キキクル （大雨警報（浸水害）の危険度分布）	<ul style="list-style-type: none"> 短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で 1km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。 大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を把握することができる。 表面雨量指数の 1 時間先までの予測値を用いて危険度（※キキクルの色分け）を表示する。 常時 10 分ごとに更新している。
洪水キキクル （洪水警報の危険度分布）	<ul style="list-style-type: none"> 中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水災害発生の危険度の高まりを 5 段階に色分けして地図上に示した情報。 洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を把握することができる。 流域雨量指数の 3 時間先までの予測値を用いて危険度（※キキクルの色分け）を表示する。 常時 10 分ごとに更新している。
流域雨量指数の予測値	<ul style="list-style-type: none"> 中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を示す情報。 洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし、時系列で示している。 6 時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いる。 常時 10 分ごとに更新している。

※キキクルの色分け

「災害切迫」（黒）：直ちに身の安全を確保する必要がある警戒レベル 5 に相当。

「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当。

「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当。

「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当。

資料：「キキクル（危険度分布）」（気象庁）

(3) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。

当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（埼玉県南部など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（埼玉県など）で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(4) 顕著な大雨に関する気象情報

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で実際に降り続けている状況を「線状降水帯」というキーワードを使って解説する情報で、警戒レベル相当情報を補足する情報である。警戒レベル4相当以上の状況で発表される。

(5) 記録的短時間大雨情報

県内で大雨警報発表中の二次細分区域において、キキクルの「危険」（紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）されたときに、府県気象情報の一種として発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

(6) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（埼玉県南部など）で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺でさらなる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。

この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

(7) その他の気象情報

台風に関する情報、大雨に関する情報、低気圧に関する情報、異常天候早期警戒情報、少雨に関する情報、高温に関する情報、熱中症警戒アラートなどがある。

4 水防法及び気象業務法に基づく洪水予報、水防警報、水位周知

(1) 水防法及び気象業務法に基づく洪水予報

河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や市民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表される警報及び注意報である。警戒レベル2～5に相当する。

指定河川洪水予報については、本章 第9節「水防計画」を参照のこと。

5 気象業務法、災対法に基づく土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令や市民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、県と熊谷地方気象台から共同で発表される。市内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。

(1) 発表対象地域（43市町村）

土砂災害の危険の認められない市町を除く、以下の43市町村を対象とする。

図表 2-15 発表対象地域

さいたま市、川越市、川口市、所沢市、狭山市、上尾市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、**桶川市**、北本市、富士見市、ふじみ野市、三芳町、春日部市、松伏町、飯能市、入間市、坂戸市、日高市、毛呂山町、越生町、熊谷市、鴻巣市、本庄市、東松山市、深谷市、滑川町、嵐山町、小川町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、東秩父村、美里町、神川町、寄居町、秩父市、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町

出典：「埼玉県土砂災害警戒情報基準の変更について（平成30年5月23日）」（埼玉県、熊谷地方気象台）

(2) 発表及び解除

発表及び解除は、次の項目のいずれかに該当する場合に県と熊谷地方気象台が協議して行う。

発表基準

大雨警報発表中に、降雨の実況値及び数時間先までの降雨予測値をもとに作成した指標が発表基準に達した場合

解除基準

降雨の実況値をもとに作成した指標が発表基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想される場合

(3) 伝達系統

伝達系統は、第2「特別警報・警報・注意報等の伝達」伝達系統図による。

6 土砂災害防止法に基づく土砂災害緊急情報

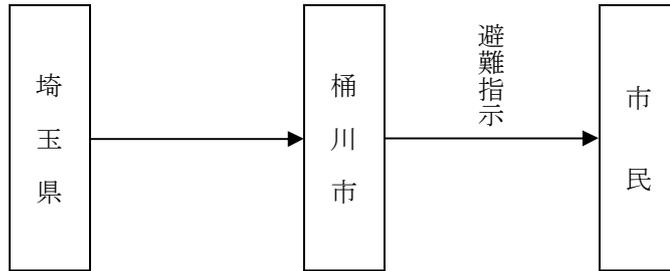
国及び県は、重大な土砂災害（河道閉塞による湛水を原因とする土石流、河道閉塞による湛水、火山噴火に起因する土石流、地すべり）が急迫している場合、土砂災害防止法第31条に基づき、土砂災害緊急情報を発表する。

(1) 伝達系統

伝達系統は、以下のとおりとする。

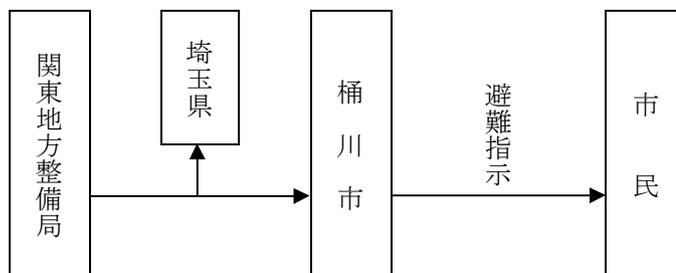
① 県が緊急調査を行う場合

- ・地すべり



② 国が緊急調査を行う場合

- ・火山噴火に起因する土石流など、高度な専門知識及び技術を要する自然現象
- ・河道閉塞による湛水
- ・河道閉塞による湛水を原因とする土石流



7 火災気象通報

消防法の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに熊谷地方気象台が県知事に対して通報し、県を通じて市町村や消防本部に伝達される。

通報実施基準

熊谷地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」と同一の基準に該当又は該当するおそれがある場合に、通報を実施する。

ただし、実施基準に該当する地域・時間帯で降水（降雪含む）が予想される場合には、通報を実施しないときがある。

第2 特別警報・警報・注意報等の伝達

1 熊谷地方気象台と県・市とのホットラインの運用

熊谷地方気象台は、次の場合において気象実況及び今後の気象予報を伝えるため、県防災担当者又は市防災担当課責任者（安心安全課長）等へ電話連絡する。

- (1) 既に警報等で十分警戒を呼びかけている状況下において、さらに災害の危険性が切迫している場合
- (2) 特別警報の発表予告・発表・切替・解除をした場合
- ① 台風等の接近に伴う実況や予想により、特別警報の発表が予想され、特別警報発表の可能性に言及した気象情報を発表した場合
- ② 実況及び予想から大雨、大雪、暴風、暴風雪の特別警報を発表した場合、又は、特別警報の切替をした場合
- ③ 特別警報を警報に切り替えた場合
- ※ただし、予測技術の限界等から早期に警戒を呼びかけることができない場合がある。

なお、緊急性が高い場合などには、市長又は幹部職員に直接連絡を行う。

また、市が避難指示等の判断や災害対策の検討等を行う際、熊谷地方気象台に対して気象情報や今後の気象予報について助言を求めることができる。

2 気象警報等の伝達

気象業務法に基づき、熊谷地方気象台は気象警報等を発表、切替、解除した場合は次の機関へ通知するものとする。

図表 2-16 各機関への特別警報・警報・注意報等の通知内容

種 別 通知先	特別警報 警 報		注 意 報					気象情報			水防活動用警報・ 注意報・情報			
	大雨 暴風 洪水 ※	大雪 暴風 雪	大雨 洪水 雷	大雪 風雪 着雪 低温	乾燥	濃霧	霜	記録的 短時間 大雨 情報	警戒 情報	土砂 災害 情報	その他 の 気象 情報	警報	注意 報	情報
東日本電信電話（株） （警報伝達システム 担当）	●	●										●		
NHK さいたま放送局	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○
消防庁	●	●										●		
県災害対策課	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○
荒川上流河川事務所	●	○	○					○	○	○				

● 気象業務法第15条による通知先を示す。

○ 上記以外の通知先を示す。

※ 洪水は警報に限る。

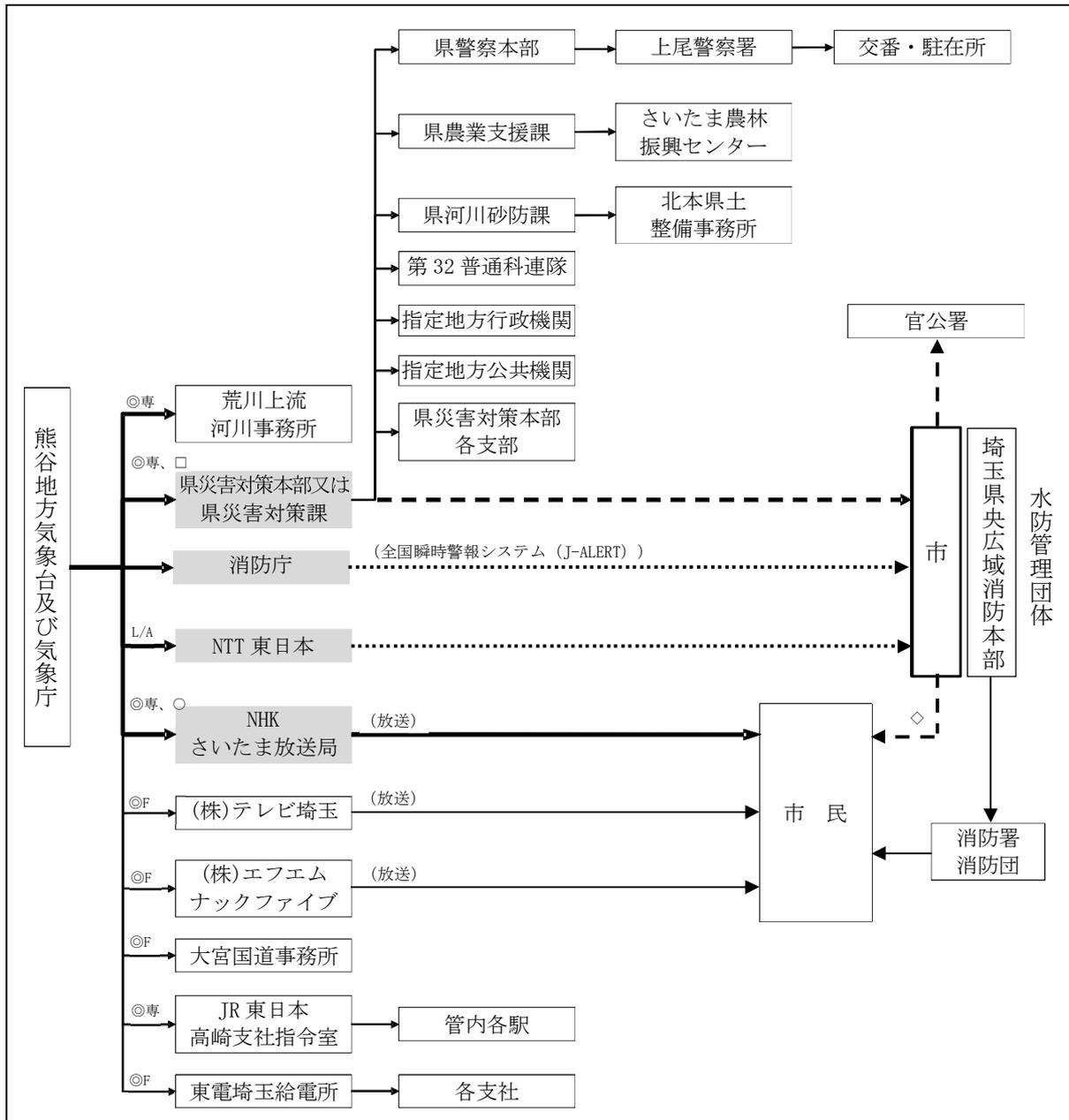
市長は、県等から気象警報等の伝達を受けたときは、以下に示す特別警報・警報・注意報等の受領及び伝達システムを用いて、防災関係機関及び市民その他関係のある公私の団体に伝達しなければならない。（災対法第56条第1項）

特に、気象等の特別警報について通知を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに市防災行政無線

及び広報車により市民等へ周知するなどの対応をとる。

なお、勤務時間外に伝達される気象警報等の伝達が迅速かつ的確に行われるよう体制を整備しておくものとする。

図表 2-17 特別警報・警報・注意報等の受領及び伝達系統



凡例	
—	気象業務法による伝達又は周知経路(義務)
.....	気象業務法による伝達又は周知経路(努力義務)
- - -	特別警報が発表された際に、通知若しくは周知の措置が義務づけられた周知経路
—	地域防災計画、行政協定等による伝達経路
■	気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法令伝達先
L/A	地方中枢気象資料自動編集中継装置
◎専	防災情報提供装置の専用線
◎F	防災情報提供装置のF-net
○	専用電話
□	県防災行政無線
◇	市防災行政無線

風水害対策編

第3 異常現象発見時の通報

1 発見者の通報

災害の発生するおそれがある異常現象を発見した者は、災対法第54条に基づき、遅滞なくその旨を市長又は警察官に通報する。

通報を受けた警察官は、その旨を速やかに市長に通報しなければならない。

2 市長の通報及びその方法

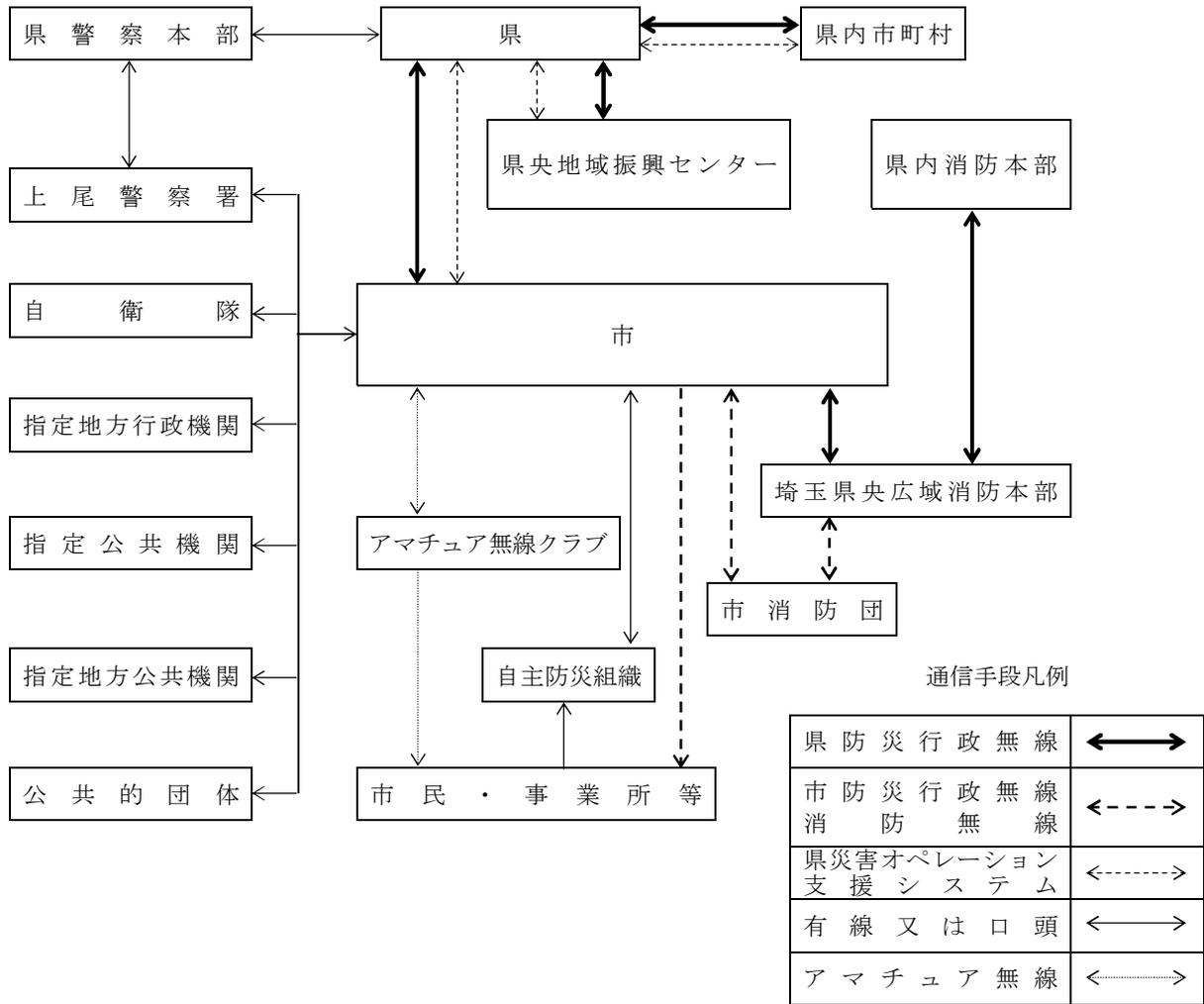
前項の通報を受けた場合、市長は、熊谷地方気象台及び県（災害対策課）に通報する。

第6節 被害情報収集・報告計画 【総合調整班、調査班】 ▼発災直後～

被害情報は、災害応急対策立案のため不可欠のものである。このため県及び防災関係機関と緊密に連絡を取り合い、被害情報を迅速かつ的確に収集・報告する。

第1 被害状況等の情報連絡系統

図表 2-18 被害状況等の情報連絡系統



風水害対策編

第2 風水害時に収集すべき情報

1 警戒体制時の収集情報

災害警戒本部長は次に示す項目等を収集する。

図表 2-19 警戒段階で収集すべき情報の例示

情報項目	情報の内容	収集時期	収集源
(1) 予警報	① 予警報の内容 ② 予想される降雨及び災害の程度	発表後、即時	・県防災行政無線 ・テレビ、ラジオ、インターネット
(2) 雨量等の気象情報の収集	① 降雨量 ア 先行雨量 イ 近隣市町の降雨状況 ウ 時間雨量の変化 エ 河川水位・流量等の時間変化 オ 内陸滞水の状況	随時	・テレビ、ラジオ、インターネット ・県災害オペレーション支援システム ・雨量観測実施機関等からのFAX等
(3) 危険箇所等の情報収集	① 河川周辺地域等における発災危険状況 ア 河川の氾濫（溢水、決壊）の予想時期 イ 河川の氾濫の予想箇所 ウ 土砂災害の予想される箇所の発災の前兆現象	随時	・県災害オペレーション支援システム ・2号配備要員によるパトロール ・消防署・警察署 ・消防団員 ・自主防災組織
(4) 市民の動向	① 警戒段階の避難実施状況（避難実施区域、避難人数、避難所開設状況等） ② 自主避難の状況	避難所収容の後	・消防署・警察署 ・自主防災組織 ・避難所班

2 緊急又は非常体制時の調査活動

市本部長は次に示す項目等を収集する。

図表 2-20 発災段階で収集すべき情報の例示

情報項目	情報の内容	収集時期	収集源
(1) 発災情報	① 河川の氾濫状況（溢水、決壊箇所、時期等） ② 浸水区域、浸水高及びその拡大・減衰傾向 ③ 内陸滞水による浸水状況 ④ 発災による物的・人的被害に関する情報（特に死者・負傷者等人的被害及び発災が予想される事態に関する情報） ⑤ 安否不明者に関する情報	発災状況の覚知後、即時	・県災害オペレーション支援システム ・消防団員 ・消防署・警察署 ・自主防災組織 ・公共施設の管理者等
	ライフラインの被災状況（応急対策に障害となる各道路、橋梁、鉄道、電気、水道、ガス、電話、通信施設等の被災状況）	被災後、被害状況が確認された後	・各ライフライン関係機関 ・県災害オペレーション支援システム
(2) 市民の動向	発災段階の避難実施状況（避難実施区域、避難人数、避難所開設状況等）	避難所収容の後	・消防署・警察署 ・自主防災組織 ・避難所班

第3 情報収集体制の整備等

1 情報収集体制の整備

各被害調査責任者は被害調査対象別に、次の事項について整備しておく。

- (1) 情報の収集及び報告に関する責任者、調査員の指定
- (2) 報告用紙の準備
- (3) 調査要領、連絡方法及び現場写真の撮影等についての打合せ

2 情報総括責任者の選任

市は、災害情報の収集、総括及び県への報告等を行う情報総括責任者として環境経済部長を選任（代理者は安心安全課長）し、あらかじめ県央地域振興センターに報告しておく。

図表 2-21 情報総括責任者

情報総括責任者	代 理 者	電 話 番 号
環境経済部長	環境経済部安心安全課長	048-786-3211

第4 情報の収集

市は、災害の状況等に応じて災害情報の収集に努めるものとする。

1 災害警戒体制時の情報収集

災害警戒本部長は、気象情報等を継続的に収集・分析するとともに、災害の発生するおそれがある、又は発生しつつあると判断した場合、必要に応じ職員を派遣し現地調査を実施する。

2 緊急又は非常体制時の情報収集

市本部長は、気象情報等を継続的に収集・分析するとともに、消防署、警察署などの防災関係機関からも情報収集する。

(1) 市の方針決定のための情報収集

① 第1回本部会議のための情報収集

各部長は市の災害対応活動の当面の方針決定に必要な情報（例：市本部庁舎の状況、職員の状況、インフラの被害状況、市民の避難状況等）を収集する。

② 本部長の状況判断に資する情報収集

各部長は本部長の指針や総合調整班からの指示に基づいて必要な情報を収集する。

(2) 県への報告のための被害情報収集

各部署においては、以下の内容により被害調査を実施する。

① 被害調査対象

各部署は、次を調査対象とする。

図表 2-22 各部署の被害調査対象

被害調査責任者	被害調査員	被害調査対象
契約管財課長	契約管財課職員	普通財産及び他の課の所管に属さない行政財産
税務課長	税務課職員、収税課職員	人的被害、住家被害及び非住家被害（市が管理する建築物を除く。）
産業観光課長	産業観光課職員	商工業施設に関する被害
農政課長	農政課職員	田畑、畜産、農業施設に関する被害
道路河川課長	道路河川課職員	道路、河川、堤防及び橋梁の被害（遊水池を含む。） 都市計画道路、大規模道路施設に関する被害
下水道課長	下水道課職員	公共下水道施設及び都市下水路の被害
市街地整備課長	都市計画課職員、駅東口整備推進課職員、市街地整備課職員	都市計画施設の被害
教育総務課長	教育総務課職員、学校支援課職員	学校教育財産の被害
生涯学習・スポーツ推進課長	生涯学習・スポーツ推進課職員	社会教育施設及び体育施設の被害
文化財課長	文化財課職員、歴史民俗資料館職員	文化財の被害
公民館長	公民館職員	公民館の被害
埼玉県央広域消防本部消防長	桶川消防署職員	火災の発生情報
平常時において執務する庁舎等を管理する課等の長（上記の者を含む。）	当該課の職員	当該庁舎等の被害

② 調査すべき事項

- ア 被害の原因
- イ 被害が発生した日時
- ウ 被害が発生した場所又は地域
- エ 被害のあった建築物の名称又は世帯主の氏名
- オ 被害の程度
- カ 被害防止のためにとられた措置
- キ その他必要な事項

③ 被害の判定基準

被害の判定については、図表 2-23「確定報告記入要領」に定めるところにより認定する。なお、住家については内閣府から、技術的助言の位置づけで、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（令和3年3月）が発出されており、これに準拠する。

④ 被害調査に用いる様式

被害調査等に用いる様式は、次のとおりとする。

- ア 被害調査責任者が作成する書類

被害状況調

様式第1号

イ 被害調査員が作成する書類

- | | |
|-----------------|-------|
| (ア) 災害救助被災者調査原票 | 様式第2号 |
| (イ) 被害状況調査表 | 様式第3号 |

調査上の留意点

- 1 被害の程度の調査に当たっては、部課内の連絡を密にし、調査漏れ及び重複のないよう留意し、相違ある被害状況については、報告前において調整する。
- 2 水害による浸水状況については、時刻、現場の状況等の関係から具体的な調査が困難な場合が多いので、当該地域に詳しい関係者の認定により概況を把握するものとし、被災人員についても平均世帯人員により計算して速報する。
- 3 被害世帯人員等については、現地調査のみでなく、住民票とも照合し、その正誤を確認する。
- 4 全壊、流出、半壊、死者及び重傷者等が発生した場合は、その住所、氏名、年齢等を速やかに調査する。
- 5 要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、県等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努める。
- 6 状況に応じて災害現場写真を撮影し、被害状況を記録する。

資料編 ○被害調査関係様式

3 航空機による情報収集

甚大な被害を受けた場合等には、被害の全容等を把握するため、「災害時における支援に関する協定」に基づき、本田航空株式会社に対して航空機による被災状況調査を依頼する。

4 郵便局からの情報収集

「災害時等における桶川市と桶川市内各郵便局間の協力に関する協定」及び「災害発生時における協力活動及び情報提供に関する協定」に基づき、市内郵便局から被災者の避難先情報や被災情報を収集する。

資料編 ○応援協定等一覧

第5 情報の整理・分析

総合調整班は、収集した情報を整理し、災害の全容の把握に努めるとともに、統括部長を通じて分析した情報を市本部長に報告する。

1 情報の整理

情報の入手先・手段、内容の真偽、重複等を確認する。

2 情報の分析

災害対応に与える影響、特に人命、インフラへの影響を検討し、市全体として処置が必要なものと各部に対応を任せるものに区分する。

第6 情報の報告

市域内に災害が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめ、次により県に報告するとともに、災害応急対策に関する市の既に措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告するものとする。なお、県に報告ができない場合は、直接国(消防庁)を通じて内閣総理大臣に報告する。

1 報告すべき災害

- (1) 市域において、大雨等により人的(死者及び負傷者)、物的(家屋の全壊、半壊、一部破壊及び浸水)被害のいずれかが発生するに及んだ災害以上のもの
- (2) 救助法の適用基準に合致するもの
- (3) 市が市本部を設置したもの
- (4) 災害が近隣市町にまたがるもので、市における被害が軽微であっても、全体的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- (5) 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの
- (6) 災害による被害が当初は軽微であっても、今後(1)～(5)の要件に該当する災害に進展するおそれがあるもの
- (7) その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの

2 報告すべき事項

- (1) 災害の原因
- (2) 災害が発生した日時
- (3) 災害が発生した場所又は地域
- (4) 被害の程度
- (5) 災害に対してとられた措置
 - ① 市本部の設置状況
 - ② 主な応急措置の状況
 - ③ その他必要事項
- (6) 救助法適用の要否及び必要とする救助の種類
- (7) その他必要な事項

3 報告の種別

(1) 被害速報

「発生速報」と「経過速報」に区分する。この場合、報告すべき被害の程度については、住家被害、非住家被害及び人的被害並びに市関係公共土木施設の被害を優先して報告する。

① 発生速報

県災害オペレーション支援システムにより、被害の発生直後に必要な事項を入力する。なお、

同システムが使用できない場合は、埼玉県災害対策本部運営要領（以下「県要領」という。）様式第1号の「発生速報」により、県防災行政無線、FAX等で報告する。

② 経過速報

県災害オペレーション支援システムにより、特に指示する場合のほか2時間ごとに逐次必要事項を報告する。なお、同システムが使用できない場合は、県要領様式第2号の「経過速報」により、県防災行政無線、FAX等で報告する。

(2) 確定報告

県要領様式第3号の「被害状況調」により、災害の応急対策が終了した後7日以内に文書で災害対策課に報告する。

資料編 ○県報告関係様式

4 報告先

(1) 県への報告先

勤務時間内	県災害対策課に報告する。 ・電話番号：048-830-8181 ・FAX番号：048-830-8159 ・防災無線電話：85-200-951（地上系） ・防災無線FAX：85-200-950（地上系）
勤務時間外	危機管理防災部当直に報告する。 ・電話番号：048-830-8111 ・FAX番号：048-822-8119 ・防災無線電話：85-200-951（地上系） ・防災無線FAX：85-200-950（地上系）

(2) 消防庁への報告先

区分		平日（9：30～18：15） ※応急対策室	左記以外 ※宿直室
NTT回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電話	TN-90-49013	TN-90-49102
	FAX	TN-90-49033	TN-90-49036
地域衛星通信 ネットワーク	電話	TN-048-500-90-49013	TN-048-500-90-49102
	FAX	TN-048-500-90-49033	TN-048-500-90-49036

（注）TNは各地方公共団体の衛星回線発信番号を示す。

図表 2-23 確定報告記入要領

区 分	基 準
人的被害	1 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。 2 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。 3 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。 4 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。
住家被害	1 「住家」とは、現実に居住している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 2 棟とは、一つの独立した建物とする。 3 世帯とは、生計を一つにしている実際の生活単位とする。 4 「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積 70%以上に達した程度のもので、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のものとする。 5 「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の 20%以上 70%未満のもので、又は住家の構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のものとする。 6 「一部破損」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補償を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。 7 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したものと及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。 8 「床下浸水」とは、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
非住家被害	1 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害個所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 2 「公共建物」とは、例えば市庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。 3 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。 4 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。
田畑被害	1 「田の流出、埋没」とは、田の耕土が流出し、又は土砂等のたい積のため、耕作が不能となったものとする。 2 「田の冠水」とは、稲等の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。 3 「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。

区 分	基 準
道 路 被 害	<p>1 道路決壊とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち橋りょうを除いたもので、一部が破損し、車両の通行が不能となった程度の被害を受けたもの。</p> <p>2 道路冠水とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち橋りょうを除いたもので、一部が冠水し、車両の通行規制が行われる程度の被害を受けたもの。</p>
その他の被害	<p>1 「文教施設」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。</p> <p>2 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。</p> <p>3 「河川」とは、河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。</p> <p>4 「砂防」とは、砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。</p> <p>5 「清掃施設」とは、ごみ処理施設及びし尿処理施設とする。</p> <p>6 「崖くずれ」とは、崖くずれによって人・住家等に被害が生じたもの、また復旧工事を必要とする程度の被害を受けたもの。</p> <p>7 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。</p> <p>8 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。</p> <p>9 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。</p> <p>10 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。</p> <p>11 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。</p> <p>12 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。</p> <p>13 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。</p> <p>14 「罹災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常的生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。 例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別々であれば分けて扱うものとする。</p> <p>15 「罹災者」とは、罹災世帯の構成員とする。</p>
火 災 発 生	<p>火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。</p>

区 分	基 準
被害金額	1 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。 2 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。 3 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。 4 「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。 5 「公共施設災害市町村」とは、公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。 6 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。 7 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。 8 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。 9 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。 10 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

出典：埼玉県地域防災計画（資料編）（令和4年3月）

第7節 通信機器利用計画 【総合調整班、企画班】 ▼発災直後～

災害発生時には、複数の通信手段・通信施設を利用して通信の確保を図る。

第1 災害情報連絡システムの明確化等

市は、災害時に市出先機関や防災関係機関等と情報通信連絡が迅速かつ円滑に実施できるよう、情報連絡システムを明らかにしておくとともに、防災関係機関等の連絡先の周知に努める。

資料編 ○防災関係機関連絡先一覧

第2 災害情報通信に使用する通信施設

市は、災害情報の通報、被害状況の報告等を行う場合は、次の通信施設の中から状況に適したものを活用し、災害通信を行う。

1 県など防災関係機関との通信手段

- (1) 県災害オペレーション支援システム
- (2) 県消防防災行政無線（地上系・衛星系）
- (3) 東日本電信電話(株)一般加入電話：市庁舎 22 回線（うち、災害時優先電話：2 回線）
- (4) 総合行政ネットワーク（LGWAN）の電子メール機能
- (5) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）

2 職員相互間の通信手段

- (1) 市防災行政無線
 - ① 同報系無線（親局：1 局、子局：75 局、戸別受信機：36 局）
 - ② MCA 無線（基地局：2 局、車載型：15 台、携帯型：10 台）
- (2) 東日本電信電話(株)一般加入電話：市庁舎 22 回線（うち、災害時優先電話：2 回線）

3 消防団と市との通信手段

- (1) 消防団無線設備：25 台
- (2) 東日本電信電話(株)一般加入電話：市庁舎 22 回線（うち、災害時優先電話：2 回線）

4 市民と市との通信手段

- (1) 市防災行政無線
 - ① 同報系無線（親局：1 局、子局：75 局、戸別受信機：36 局）
- (2) 東日本電信電話(株)一般加入電話：市庁舎 22 回線（うち、災害時優先電話：2 回線）
- (3) 市防災情報メール
- (4) 市災害時情報伝達システム

第3 非常電報及び緊急電報の利用

災害時において加入電話が込み合い、通話が不能若しくは困難な場合で応急対策等のため必要があるときは、災対法第57条、電気通信事業法第8条並びに電気通信事業法施行規則第55条、第56条の規定に基づき、非常電報及び緊急電報を活用する。

第4 災害時優先電話の利用

災害時に電話が込み合い、通話が不可能又は困難な場合には、あらかじめ東日本電信電話（株）に登録してある災害時優先電話を使用して、防災関係機関、指定避難所、公共施設等との通信を確保する。
なお、災害時優先電話は、発信専用として活用することを職員に徹底する。

第5 災害情報通信のための通信施設の優先使用

市は、緊急な災害情報通信を行う必要があるときは、災対法第57条の規定に基づき通信施設の優先使用をすることができる。

1 有線電気通信設備及び無線設備を使用する機関等の範囲

- (1) 警察署
- (2) 消防機関
- (3) 航空保安機関
- (4) 鉄道事業者
- (5) 水防機関
- (6) 気象機関
- (7) 電気機関
- (8) 自衛隊

2 有線電気通信設備及び無線設備を優先使用する範囲

- (1) 災害に関する通知、要請、伝達又は警告について、緊急を要する場合において、特別の必要があると認めたとき。
- (2) 災害が発生した場合において、その応急措置の実施に必要な通信のため、緊急かつ特別の必要があると認めたとき。

使用時の注意事項

- ① 緊急の場合に混乱を生じないように、あらかじめ当該施設の管理者と協議して連絡方法、連絡担当責任者、優先順位等の具体的手続を定めておく。
- ② 市が、災害情報通信のため、特に緊急を要する事項について、警察専用電話又は警察無線設備を使用しようとするときは、あらかじめ県警察本部長と協定しておく。

第6 非常通信の利用

地震、台風、洪水、雪害、火災その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保等のための通信を行おうとする場合であって、有線通信を利

用することができないか又は著しく困難である場合は、電波法第52条の規定に基づき非常通信を利用する。

1 非常通信の運用方法

(1) 非常通信文の内容

非常通信は、次に掲げる事項について行うことができる。

- ① 人命の救助に関する事。
- ② 天災災害の予報（主要河川の水位を含む。）及び天災その他の災害の状況に関する事。
- ③ 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料に関する事。
- ④ 電波法第74条実施の指令及びその他の指令に関する事。
- ⑤ 非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限その他秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関する事。
- ⑥ 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関する事。
- ⑦ 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関する事。
- ⑧ 遭難者救援に関する事。
- ⑨ 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関する事。
- ⑩ 鉄道線路、道路、電力設備、電気通信設備の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保、その他の緊急措置に関する事。
- ⑪ 中央防災会議、同事務局、非常災害対策本部相互間に発受する災害救援、その他緊急措置に要する労務施設設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関する事。
- ⑫ 救助法第7条及び災対法第71条第1項の規定に基づき、都道府県知事から医療、土木、建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関する事。
- ⑬ 人心の安定上必要と認められる緊急を要するニュース。

(2) 非常無線通信文の要領

- ① 電報頼信紙又は適宜の用紙を用いる。
- ② カタカナ又は通常の文書体で記入する。
- ③ 簡単で要領を得たものとし、1通の字数を200字以内（通常の文書体の場合は、カタカナに換算してなるべく200字以内）とする。ただし、通数に制限はない。
- ④ 宛先の住所、名称、職名及び電話番号を記入する。
- ⑤ 発信人の住所、名称、職名及び電話番号を記入する。
- ⑥ 余白に「非常」と記入する。

(3) 非常通信の依頼先

最寄りの無線局に依頼するものとし、この場合あらかじめ最寄りの無線局と連絡して非常の際の協力を依頼する。

(4) 非常通信の取扱料

原則として無料である。

2 非常通信に関する照会等

非常通信に関する照会、問い合わせを行う場合は、次のとおりとすること。

名 称	電話番号	FAX 番号
関東総合通信局無線通信部陸上第二課	03-6238-1776 (直通)	03-6238-1769

第7 アマチュア無線施設の利用

災害により通信連絡が困難になった場合、又は市の行う情報収集・伝達活動を補完する必要がある場合には、アマチュア無線クラブに対して情報収集及び伝達活動の協力を依頼する。

第8 すべての通信が途絶した場合の災害通信

すべての通信が途絶した場合は、使者を派遣して通信の確保を図る。

第8節 広報広聴計画 【秘書広報班】 ▼1時間後～

市は、災害発生時に、被災市民等が適切な行動がとれるよう、正確で有用な情報を迅速に広報する。また、被災者等の要望や苦情などの広聴を実施し、効果的な応急対策を行うとともに、総合的な相談・被災者の安否確認を含む情報提供の体制を構築し、被災者や市民の要望に適切に対応する。

第1 災害広報資料の収集等

1 災害広報資料の収集

市は、防災関係機関等の協力を得て、災害広報活動を行うために必要な資料を収集する。

収集資料の例

- (1) 市職員による被災現場等での伝聞情報、書面記録、写真、映像
- (2) 電話・インターネット等による災害用伝言板、ツイッター等の文字情報（特に市民の安否情報）
- (3) 防災関係機関・団体の伝聞情報、書面記録、写真、映像
- (4) 地域の自主防災組織、市民等からの伝聞情報、書面記録、写真、映像
- (5) 本田航空株式会社に依頼した航空写真
- (6) 市長等が実施した避難に関する情報
- (7) 交通機関の運行状況及び交通規制の状況に関する情報
- (8) 医療情報（医療機関の稼働状況、救護所の設置状況等）
- (9) 被災者生活再建支援に関する情報
- (10) 犯罪、流言飛語の防止に関する情報

2 災害広報資料の取りまとめ

災害広報資料は、広報活動の資料だけでなく、被災市民への各種援助措置や災害復旧・復興の資料となるため、収集した資料は適切に記録、整理しておく。

第2 市民への広報活動

市は、保有する媒体を活用し、また防災関係機関・団体の協力を得て適切な広報活動を実施する。被害状況により必要と認められる場合は、県に対し広報の協力を要請する。

1 広報内容

市民等に、以下の内容を迅速、的確に広報する。

広報内容の例

- (1) 避難指示、警戒区域の設定
- (2) 気象情報、国の宣言・法令適用等の発出状況や見通し（各種気象・水防警報、南海トラフ地震臨時情報、原子力緊急事態宣言、救助法適用、激甚災害指定等）
- (3) 市や市消防団の応急対策の状況や、自衛隊・県等の対応状況
- (4) 地域の被害の状況
- (5) 指定避難所の状況、給水・給食の見込みや実施方法
- (6) ライフライン、電話、鉄道、道路等の被害状況及び復旧状況
- (7) 被災者生活再建支援に関する情報
- (8) 臨時相談窓口の開設に関する情報 等

2 広報手段

次の広報手段を活用し、災害の状況等を勘案して適時適切な広報活動を実施する。

- (1) 市防災行政無線（同報系）の放送
- (2) 広報車による巡回放送
- (3) 市ホームページへの掲載、市防災情報メールの配信
- (4) 公式アプリ
- (5) ソーシャルネットワークサービス
- (6) 臨時市報の発行
- (7) 市庁舎、各指定避難所等の掲示板への掲示
- (8) 自主防災組織を通じた広報
- (9) 本田航空株式会社へ航空機による広報依頼
- (10) 県を通じて報道機関への放送要請

3 要配慮者への情報発信

要配慮者に対する広報は、外国人に対しての多言語による広報や、民生委員、福祉ボランティア団体や自主防災組織等の協力を得て、テープ版の臨時市報の配布や手話通訳者等の派遣など適切に行う。

4 帰宅困難者への情報発信

発災時には、帰宅困難者が、適切な判断・行動を行えるよう、市民ホールでの掲示、市ホームページ、市防災行政無線等による情報提供を行う。

5 災害用伝言ダイヤル・掲示板等の周知

災害発生時には、各通信事業者が、携帯電話、スマートフォン等を用いた「災害用伝言ダイヤル 171」や「災害用伝言板」を開設する。

指定避難所等への掲示、市防災情報メールでの情報提供等により、市民に周知する。

第3 報道機関への放送要請等

1 放送要請

市本部長は人命の安全確保、人心安定及び災害対策活動において迅速・確実に期すべきもの、あるいは放送局による広報が適当と判断した場合には、県を通じ日本放送協会さいたま放送局、(株)テレビ埼玉及び(株)エフエムナックファイブに対して放送要請を行う。

なお、県との連絡が不可能な場合には、放送局に対し直接、放送を要請し、事後県に報告する。

2 記者発表

市本部長は報道機関に対して定期的に市の被害状況と対応状況を発表する。その際は秘書広報班を窓口として対応する。

- (1) 発災直後に、報道発表などに関する広報ルールを定める。
- (2) 記者会見以外にも随時、情報提供できるように、記者会見会場に情報掲示スペースを設置する。
- (3) 緊急に周知・報道が必要な場合には、報道機関にFAXによる情報提供を行う。
- (4) 内容については必要に応じ防災関係機関と確認、調整する。

① 発表及び要請の内容

発表及び要請すべき内容は次のとおりである。

ア 発表事項

- (ア) 市本部の設置
- (イ) 火災、倒壊など各種被害の状況(発生箇所、件数など)
- (ウ) 避難状況
- (エ) 医療情報(受け入れ可能な病院など)
- (オ) 誤報の打ち消しと正確な情報の提供
- (カ) 要配慮者向け文字放送や外国語による情報提供
- (キ) ライフライン、交通機関の施設状況(被害状況、復旧見通しなど)

イ 要請事項

- (ア) 市民への行動指示と心得、人心安定と社会秩序保持のための必要な事項
- (イ) 二次被害が予想される地域住民などへの警戒呼び掛け
- (ウ) 被災地以外の市民へのお願い(不要不急の電話をしないしてほしいなど)
- (エ) デマ情報の打ち消し
- (オ) ライフライン、交通機関の施設状況(施設状況、復旧見通しなど)

第4 広聴活動

大規模災害時には、混乱と不安から市民の相談等が殺到することが予想される。市は、これらの被災者の悩みや不安などを聞き、助言などを行う相談所を設置し、被災者の生活を支援する。

1 臨時相談体制の構築

災害発生初期における市民の相談は、安否の確認、災害情報に関する問い合わせが中心となる。

このため、必要に応じて、市本部、指定避難所に安否不明者相談を主体とした臨時巡回相談を行い、

早期相談体制の確立を図る。その際、女性職員の配置に努める。

被災者の安否情報の提供は、被災者等の権利利益を不当に侵害することないように配慮しつつ、可能な限り対応する。

2 臨時総合相談体制の構築

災害が一段落した以降は、多種多様な相談、要望等が寄せられることが予想されるため、応急対策初期の臨時相談体制から、関連部門の合同体制による臨時総合相談体制へ移行する。その際、女性職員の配置に努める。

また、必要に応じて県及び関係団体等に専門家の派遣を要請する。

3 広報の実施

臨時相談窓口等を設置した場合は、市防災行政無線等により市民に対して周知を図る。

第9節 水防計画 【土木施設班】 ▼発災前～

気象状況は時間とともに変化するため、常に気象予警報に注意し、関係機関から水防警報等の通報等があった場合は、河川及び内水の氾濫に備えて監視・警戒を強化し、また人員及び資機材を活用し、浸水の防止、被害の軽減を図る。

第1 重要水防箇所の現況

市域内における重要水防箇所は、図表 2-29 に掲載のとおりである。

第2 水防警報・洪水予報

国が管理する荒川・利根川の水防警報・洪水予報は、国土交通大臣及び気象庁長官が共同して発する。市においては、熊谷市榎町にある国土交通省熊谷水位観測所の水位が 3.5m に達した時、「氾濫注意水位」が発出される。利根川については、伊勢崎市八斗島町にある国土交通省八斗島水位観測所の水位が 1.9m に達した時、「氾濫注意水位」が発出される。

県が管理する河川のうち、水防警報指定区間の水防警報は県知事が発する。また、県によりこれらの河川について、市民の避難及び準備に資する洪水情報が提供される。

市内には、県の水防警報発出の基準となる基準水位観測所はなく、近隣ではさいたま市北区日進町に鴨川の日進上基準水位観測所が、白岡市上野田に隼人堀川の千駄野基準水位観測所がある。元荒川の水位観測所は越谷市三野宮にある。また、県は赤堀川に、赤堀水位観測所（桶川市五丁台 598-2）を設置している。

市長は、水防警報・洪水予報・洪水情報を受けたとき、及び水防活動により、元荒川、赤堀川、江川、石川川など、市内河川の氾濫やその他内水滞留等が予想されるときは、直ちに災対法に基づき市本部（又は災害警戒本部）を設置するとともに、関係機関及び市民に対し、電話、市防災行政無線、広報車等により周知の徹底を図る。

市長は、避難判断水位を目安に、市防災ガイド(洪水ハザードマップ)の浸水想定区域の住民を対象に、避難指示を発令する。なお、堤防決壊場所が市地内の場合、浸水まで数分程度、鴻巣市吹上地先の場合、数時間程度、利根川の場合、半日程度と想定する。

図表 2-24 荒川・利根川の水位観測所

河川名	荒川	利根川
観測所名	熊谷水位観測所	八斗島水位観測所
地先名	熊谷市榎町	伊勢崎市八斗島町
水防団待機水位	3.0m	0.8m
氾濫注意水位	3.5m	1.9m
避難判断水位	5.0m	3.9m
氾濫危険水位	5.5m	4.8m

出典：埼玉県川の防災情報

図表 2-25 洪水予報の種類

種類	標題	概要
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
	氾濫警戒情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達しさらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
洪水注意報	氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

図表 2-26 水防警報の種類と発表基準

種類	内容	発表基準
待機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、又は、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予・警報等及び河川状況等により、必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関の出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意情報等により、又は、水位、流量その他の河川状況により、氾濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき。
指示	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水、漏水、法崩れ、亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示するもの。	氾濫注意情報等により、又は既に氾濫注意水位（警戒水位）を超え、災害のおこるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、又は水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

出典：令和4年度埼玉県水防計画

図表 2-27 水防活動用

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報	概要
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 洪水警報	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき

※一般の利用に適合する洪水の特別警報は設けられていない。

出典：令和4年度埼玉県水防計画

第3 河川等の監視・警戒

市本部長（又は災害警戒本部長）は、洪水予報の通知を受けたときは、随時、水防区域の監視及び警戒を厳重にし、現在の被害箇所、その他特に重要な箇所を中心とした堤防を巡回し、異常を発見した場合は、直ちに当該河川の管理者及び北本県土整備事務所に報告するとともに水防作業を開始する。

1 監視・警戒が必要な箇所

次の箇所を中心に、監視等を行う。

- (1) 重要水防箇所
- (2) 河川、下水道施設の工事箇所
- (3) 浸水履歴のある箇所

2 非常警戒時の巡視

市本部（又は災害警戒本部）は、水防警報の「出動」発令の通知を受けたときは、直ちに体制を整え、必要人員を水防区域内の特に重要な箇所を中心とした河川、堤防及び樋管等の巡視を行う。

第4 水防活動

市民の生命、財産を守るため、水防警報の通知を受けたときから洪水等による危険が除去される間、水防活動を実施する。

1 警戒区域の設定

市本部長は、水防法第21条第1項の規定に基づき、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市民等の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又は当該区域からの退去を命ずる。

2 樋管の操作

市本部長は、出水の状況によって、門扉の開閉その他必要な措置をとるとともに、その状況を速やかに荒川上流河川事務所長及び北本県土整備事務所長に報告する。

なお、各樋管の操作基準は、次のとおりである。

図表 2-28 樋管の操作基準

河川名	名称	位置	管理者	操作担当者	開放の基準	閉鎖の基準	備考
荒川	宮下樋管	左岸 上尾市大字領家字 水下 841-5	国土交通 大臣	桶川 市長	内水位値が外水位値 を上回り、樋管を開 けて順流が確認され た場合	樋管川表水位が 1.50 m 以上で、荒川から逆 流が始まったときに 全閉する。	電動、 手動
荒川	石川樋管	左岸 桶川市大字川田谷 字富士見 1630-4	国土交通 大臣	桶川 市長	内水位値が外水位値 を上回り、樋管を開 けて順流が確認され た場合	熊谷水位が 3.50m 以 上で、荒川から逆流 が始まったときに全 閉する。	電動 捲揚式
荒川	柏原樋管	左岸 桶川市大字川田谷 字八坂 2099-3	国土交通 大臣	桶川 市長	内水位値が外水位値 を上回り、樋管を開 けて順流が確認され た場合	熊谷水位が 3.50m 以 上で、荒川から逆流 が始まったときに全 閉する。	電動 捲揚式

出典：令和4年度埼玉県水防計画

3 消防団の活動

市消防団長の指令に基づき、分団ごとに水防、救急救助活動などを行うとともに、安否不明者の捜索活動や市民の避難誘導などを行う。また、管内の被害が比較的少ない場合は、市消防団長の指令に基づき、他地区の応援活動を行う。

4 決壊時の処置

(1) 通報

堤防等が決壊し、又はこれに準じた事態が発生した場合、直ちにその旨を北本県土整備事務所、荒川上流河川事務所、氾濫の予想される方向の隣接する市町に通報する。

(2) 警察官の出動要請

市本部長は、堤防等が破堤又はこれに準ずべき事態が予想されるときは、水防法第22条の規定に基づき上尾警察署長に対して警察官の出動を要請することができる。

(3) 居住者等の水防義務

市本部長又は消防機関の長は、水防のため必要があるときは、水防法第24条の規定に基づき、その区域内に居住する者又は水防現場にいる者を水防作業に従事させることができる。

5 避難のための立退き

(1) 立退き

市本部長は洪水により著しい危険が切迫し、その必要があると認めたときは、立退きを指示する。

(2) 立退予定地等の住民への周知

指定水防管理団体にあつては、その水防計画で、その他の水防管理団体にあつては管理者が立退き予定地、経路及び可能な処置を設定し、あらかじめ住民に周知徹底させておくものとする。

(3) 立退きの通知

水防管理者が指示する場合には、水防管理者は直ちに県知事及び上尾警察署長に通知しなければならない。

6 水防活動の解除

市本部長は水位が警戒水位を減じ、かつ、危険がなくなったときは、体制の解除を行うとともに、関係地区住民に周知させ、その旨を市本部に通報する。

第5 応援要請

1 他の水防管理者等への応援要請

市本部長は、水防のため緊急の必要があるときは、水防法第23条の規定に基づき、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求める。

2 自衛隊に対する出動要請

堤防の決壊など甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがあり、自衛隊の出動が必要と判断した場合は、市本部長は県に対して自衛隊の災害派遣要請を求める。

3 市内建設業者への協力依頼

市本部長は、活動に支障となる障害物の排除、水防及び救助活動等を実施する場合において、ブルドーザー、バックホウなどの重機を必要とするときは、桶川市建設業協会に協力を要請する。

図表 2-29 重要水防箇所

河川管理者 県土整備事務所	水防管理 団 体	河川名	重要度 (注1)		左右 岸別	重要水防箇所		延長 (m)	重要な理由	想定される 水防工法
			種別	階級		地先名	秤杭位置			
国土交通省 北 本	桶川市	荒川	越水 (溢水)	B	左	桶川市川田谷	55.2k 上 36m 55.2k 下 64m	98	計画高水流量規模の洪水の水位が計画堤防余裕高を満たさない	積み土嚢工法
国土交通省 北 本	桶川市	荒川	越水 (溢水)	B	左	桶川市川田谷	53.6k 下 3m 53.6k 下 105m	106	計画高水流量規模の洪水の水位が計画堤防余裕高を満たさない	積み土嚢工法
国土交通省 北 本	桶川市	荒川	越水 (溢水)	B	左	桶川市川田谷	53.2k 上 100m 53.2k 上 89m	11	計画高水流量規模の洪水の水位が計画堤防余裕高を満たさない	積み土嚢工法
国土交通省 北 本	桶川市	荒川	破堤跡	要注意	左	桶川市川田谷	52.8k 上 23m 52.4k 上 194m	226	破堤跡 (M40) 左岸 52.8k 付近	月の輪工法
国土交通省 北 本	桶川市	荒川	越水 (溢水)	B	左	桶川市川田谷	52.0k 下 39m 51.6k 下 50m	433	計画高水流量規模の洪水の水位が計画堤防余裕高を満たさない	積み土嚢工法
国土交通省 北 本	桶川市	荒川	越水 (溢水) 堤体漏水	B B	左	桶川市川田谷	51.6k 下 50m 51.6k 下 60m	10	計画高水流量規模の洪水の水位が計画堤防余裕高を満たさない 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	積み土嚢工法 築まわし工法 シート張り工法
国土交通省 北 本	桶川市 上尾市	荒川	堤体漏水	B	左	桶川市川田谷 ～ 上尾市領家	51.6k 下 60m 51.2k 上 90m	252	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	築まわし工法 シート張り工法
埼玉県 北 本	鴻巣市 北本市 桶川市	赤堀川	堤防高	B	左	鴻巣市常光 ～ 桶川市五丁台	3.9k 70m 0.0k	3,970	堤防余裕高不足	積土のう工
埼玉県 北 本	鴻巣市 北本市 桶川市	赤堀川	堤防高	B	右	鴻巣市常光 ～ 蓮田市高虫	3.9k 70m 0.0k	3,970	堤防余裕高不足	積土のう工
埼玉県 北 本	桶川市 上尾市	江川	堤防高	A	左	桶川市上日出 谷 ～ 上尾市領家	5.3k 0.0k	5,280	堤防余裕高不足	積土のう工
埼玉県 北 本	桶川市 上尾市	江川	堤防高	A	右	桶川市川田谷 ～ 上尾市領家	5.3k 0.0k	5,280	堤防余裕高不足	積土のう工

出典：令和4年度埼玉県水防計画

注1 「重要度」欄の評定基準は、次のとおり

重要水防箇所評定基準（国土交通省管理区間・埼玉県管理区間共通）

種 別	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	要注意区間
越 水	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤 体 漏 水	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
基 礎 地 盤 漏 水	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 基礎地盤の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある基礎漏水に関する変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、基礎地盤漏水の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
水 衝 ・ 洗 掘	漏水の履歴があるが、その対策が未施工の箇所。	漏水の履歴があり、その対策が暫定施工の箇所。 漏水の履歴はないが、破堤または旧川跡の堤防であること、あるいは基礎地盤及び堤体の土質等からみて、漏水が発生するおそれがある箇所、所要の対策が未施工の箇所。	
水 衝 ・ 洗 掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているが、その対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	

種 別	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	要注意区間
工 作 物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工 事 施 工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切等
新堤防・破堤跡 旧 川 跡 ※			新堤防で築造後3年以内の箇所。破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸 閘			陸閘が設置されている。

※「旧川跡」は国土交通省管理区間のみ

出典：令和4年度埼玉県水防計画

第10節 土砂災害対応計画 【総合調整班、土木施設班】 ▼発災前～

土砂災害に対する情報の収集及び被害への対応を迅速に実施する。

第1 土砂災害警戒情報

1 土砂災害警戒情報の発表

土砂災害警戒情報は、大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市長の避難指示の発令や市民の自主避難の判断を支援する、対象となる市町村を特定して警戒を呼び掛ける情報で、県と熊谷地方気象台から共同で発表される。市内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。

なお、土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を降雨予測に基づいて判定し、発表するもので、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではない。

2 土砂災害緊急情報の提供

国は、河道閉塞による湛水を原因とする土石流、河道閉塞による湛水、火山噴火に起因する土石流、また、県は、地すべりについて重大な土砂災害の急迫した危険が認められる場合、土砂災害の想定区域及び時期について緊急調査を行い、市が適切に市民の避難指示等の判断を行えるよう、調査結果を提供する。

第2 情報の収集・伝達

- 1 市は局地的な降雨等の情報把握に努めるとともに、土砂災害の前兆現象及び発生時における災害状況の早期把握に努める。この場合、市民の安全に関する情報を最優先に収集、伝達するものとする。
- 2 市は土砂災害の発生が予想される場合は、市民及びライフライン関係者、交通機関関係者等に対し、早急に注意を喚起し、又は警戒避難等の指示、伝達を行うものとし、特に、具体的に危険が予想される危険区域の住民等に対しては、戸別伝達に努めるものとする。
- 3 市は、土砂災害警戒区域を含む自治会長や要配慮者施設管理者等に対し、土砂災害警戒情報等が発令された場合、市で把握している時間雨量と累加雨量等の情報をFAX、電話等により伝達する。
- 4 市は、提供した情報が警戒避難体制や避難行動に反映されるよう、土砂災害警戒情報や各種情報について、適時適切なタイミングで情報提供を行う。

第3 避難指示等の発令

市が土砂災害警戒情報・土砂災害緊急情報の対象となった場合、市長は、周辺の溪流・斜面の状況や気象状況等も合わせて総合的に判断し、避難指示等を発令する。

第4 避難誘導

市は、具体的に危険が予想される危険箇所周辺の住民等に対しては、人命の安全を第一義とし、迅速かつ沈着な行動をとり、避難するよう具体的な指導を行う。

また、乳幼児、高齢者、身体障害者等の自力避難が困難な避難行動要支援者については、関係施設の管理者のほか、自主防災組織、近隣居住者の協力を得て、迅速かつ適切な避難誘導に努める。

第5 二次災害の防止

市は、二次災害の発生に対処するため、次の事項に留意して必要な措置を講ずるものとする。

- 1 降雨等の気象状況の十分な把握、崩壊面及び周辺斜面、堆積土砂等について、安全に留意した監視を実施する。
- 2 安全が確認されるまで崩壊危険箇所周辺の居住者の避難指示を継続するとともに、警戒区域の設定、立ち入り規制等を実施する。
- 3 降雨継続時における崩壊危険箇所及びその周辺へのシート被覆、応急排水路の設置、安全に留意した再崩壊防止措置を実施する。
- 4 人的被害の状況、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた情報から直ちに県へ連絡する。
- 5 発災後の降雨等による土砂災害の発生の防止・軽減を図るため、土砂災害危険箇所の点検を行う。その結果、危険性が高いと判断された箇所については関係機関や市民に周知を図り、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行う。
- 6 気象、被害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、交通規制等被害者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。その際、高齢者、障害者、外国人等要配慮者に配慮した伝達を行う。

第1.1節 道路応急対策計画 【土木施設班】 ▼1時間後～

災害時における交通の混乱を防止し、消防活動、緊急物資輸送等が円滑に行われるよう、市は全機能をあげて被害状況等を積極的に調査把握し、関係機関と連絡を密にして交通規制等を実施する。

第1 交通応急対策

1 交通支障箇所の調査及び通報

(1) 調査チームによる道路の被害状況調査

市は、市の管理する道路（以下「市道」という。）について、災害時における危険予想箇所をあらかじめ調査しておくとともに、災害が発生した場合には、土木施設班は道路の被害状況を速やかに調査する。

(2) 道路管理者相互間の連絡

調査の結果、支障箇所を発見したときは、速やかにその路線名、箇所、拡大の有無、迂回路線の有無その他被災の状況等に関連する道路管理者相互間で連絡を取り合う。

(3) 上尾警察署等への連絡

道路管理者は、前号の状況を直ちに上尾警察署、埼玉県央広域消防本部など関係機関に対して連絡を取る。

2 応急対策方法

災害による道路等の損壊、流失、埋没その他により交通途絶した場合の応急対策は、次の方法により実施する。

(1) 道路施設の応急対策方法

道路の破損、流失、埋没並びに橋梁の損傷等の被害のうち、比較的僅少な被害で応急対策により早急に交通の確保が得られる場合は、道路の補強、障害物等の除去、橋梁の応急補強等、必要な措置を講じ、道路交通の確保を図る。

(2) 付替道路の開設

応急対策が比較的長期の時間を要する場合は、被害箇所の上記応急対策と同時に付近の適当な場所を選定し、一時的に付替道路を開設し、道路交通の確保を図る。

(3) 交通標示等

一路線の交通が相当な程度途絶する場合は、上尾警察署や他の道路管理者と連絡・調整し、付近の道路網の状況により適当な代替道路を選定し、交通標示その他交通機関に対する必要な指示を行うことにより円滑な交通の確保を図る。

(4) 集中的応急対策の実施

道路施設の被害が広範囲にわたり、代替の道路も得られず被災地域一帯が交通途絶の状態に立ち至った場合は、県及び国に協力を要請し、同地域の道路交通の最も効果的で、しかも比較的早期に応急対策が終了する路線を選び、本章 第1.9節「障害物除去計画」及び第2.2節「自衛隊災害派遣要請計画」等に掲げる必要な措置とあいまって、集中的応急対策を実施することにより、緊急交通路の確保を図る。

(5) 大雪時の除雪

大雪時における主要道路については、早急に除雪し、交通の確保を図る。

(6) 放置車両対策

- ① 市が管理する道路上において、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。
- ② 埼玉県公安委員会は、市が管理する道路において、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行う必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

第2 交通規制対策

大規模災害発生時には、道路交通を中心とした交通混乱の発生が予測される。このため、上尾警察署及び市は、防災関係機関との連携を図り、被災地における交通の安全と円滑な緊急輸送を確保するため、的確な交通規制を実施する。

1 交通規制の種類

交通規制は、以下の根拠法令に基づき、主に警察官や警察関係機関が行う。

市は、道路法第46条第1項に基づき、道路の破損、欠壊その他の事由により通行が危険であると認められる場合に、市道の規制を行うことができる。

図表 2-30 交通規制の種類

実施者	規制種別	規制理由等	規制対象	根拠法令
公安委員会	通行の禁止又は制限	(1) 災害により道路の決壊等危険な状態が発生し、又はその他の状況により必要があると認めるとき。	歩行者車両等	道路交通法第4条
		(2) 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるとき。	緊急通行車両以外の車両	災対法第76条
警察署長	同上	災害により道路の決壊その他交通上危険な状態が発生し、必要があると認めるとき。ただし、規制する区域が他の警察署の管轄区域に及ばないもので期間が1か月未満のものについて実施する。	歩行者車両等	道路交通法第5条
警察官	同上	(1) 災害発生時において車両等の通行が著しく停滞し、又は混雑するおそれがあり、当該道路における交通の円滑を図るため、やむを得ないと認めるとき。	車両等	道路交通法第6条第2項
	車両等の後退又は道路交通法の定める方法と異なる通行方法の命令	(2) 前号の措置を行うほかやむを得ないとき。	現場にある車両等の運転者	
	必要な指示	(3) 前2号の措置を行うだけでは、災害による交通の混雑を緩和することができないとき。	現場の関係者	道路交通法第6条第3項

実施者	規制種別	規制理由等	規制対象	根拠法令
	通行の禁止又は制限	(4) 道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合において、当該道路における危険を防止するため緊急の必要があると認めるとき。	歩行者 車両等	道路交通法 第6条第4項
道路管理者	同上	道路の破損、欠壊その他の事由により通行が危険であると認められる場合	同上	道路法 第46条第1項

2 市が実施する交通規制

上尾警察署と連携を図り、市道の交通規制を実施する。

(1) 交通規制の実施

市道について、道路法による交通規制を実施する場合、路線名、区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識等により、当該道路の通行を禁止し、又は制限する。この場合、適当な迂回路を設定し、指示標識等により誘導して一般交通に支障のないよう努める。また、緊急のため、標識の設置が困難又は不可能な場合は、市職員を派遣し、現場において対応に当たらせる。

他の道路管理者が管理する道路に危険が認められる場合で、当該道路管理者に通報するいとまがないときは、上尾警察署に対して道路法に基づく規制を依頼し、その後速やかにそれぞれの道路管理者に連絡する。

(2) 規制の通知

市道について、道路法による交通規制を実施し、又は実施しようとする場合には、あらかじめ上尾警察署長に対して、当該路線名、区間、期間及び理由を通知する。あらかじめ通知するいとまがないときは、事後速やかに通知する。

3 交通規制等の広報及び周知

上尾警察署及び市は、防災関係機関と連携を図り、道路交通状況及び交通規制の内容等の交通情報を積極的に提供するほか、広報媒体を通じて広報を行い、交通の混雑防止に努める。

また、市民の自動車による避難の禁止を強く呼びかけ、車両の通行抑制と自粛措置を講ずるとともに、緊急輸送道路の指定等の幹線道路の交通規制及び道路の交通状況について市民に周知し、交通の混乱防止に努める。

4 通行禁止区域等における義務及び措置命令

(1) 車両運転者の義務

道路の区間に係る通行禁止等が行われたとき、又は区域に係る通行禁止等が行われたときは、当該車両を速やかに当該道路の区間以外の場所へ移動、又は道路外の場所へ移動しなければならない。移動が困難な場合は、当該車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車するなど緊急通行車両の通行の妨害にならない方法で駐車しなければならない。

(2) 措置命令等

① 警察官は、通行禁止区域等において車両等が緊急通行車両の通行を妨げることで、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれのある場合、車両等の占有者、所有者又は管理者に対し、

当該車両等の移動を命ずることができる。

- ② 命じられたものが措置をとらないとき、又は現場にいないときは、警察官は自ら当該措置をとることができる。この場合、やむを得ない限度において車両などを破損することができる。

第3 緊急通行車両等の確認

災害発生後の応急対策において、人員及び物資等の輸送を迅速かつ円滑に行うため、緊急通行車両等の確認手続き等を速やかに行い、効果的な緊急輸送を実施する。

1 緊急通行車両等の確認手続

公安委員会が、災対法第76条に基づき区域又は道路の区間を指定して、緊急輸送を行う車両以外の通行の禁止又は制限を行った場合、同法施行令第33条の規定に基づく緊急通行車両等の確認手続は、上尾警察署において実施する。

市は、「緊急通行車両等確認申請書」による申請等必要な手続を行い、緊急通行車両の円滑な運用を図るものとする。なお、緊急やむを得ない場合等においては口頭により申請をすることができる。

2 緊急通行車両等の標章及び緊急通行車両等確認証明書の交付

当該車両が緊急通行車両等であると確認されたときは、公安委員会から申請者に対し災対法施行規則等で定めた「標章」及び「緊急通行車両等確認証明書」が交付される。

3 緊急通行車両等の事前届出

災害応急対策又は地震防災応急対策が円滑に行われるよう、確認手続の省力化・効率化を図るため、「緊急通行車両等事前届出書」により事前に緊急通行車両等に該当するか審査を申請することができる。審査の結果、緊急通行車両等に該当すると認められたものについては、「緊急通行車両等事前届出済証」が交付される。

このため、市は、市有車両のうち災害応急対策に従事する車両をあらかじめ届け出るものとする。また、市は、災害時に公共的団体の車両についても緊急通行車両等として円滑に活用できるよう、公共的団体に対して当該事前届出制度の説明会等を通じて協力を求める。

4 標章等の取扱い

交付された標章は、使用車両の助手席側の内側ウインドガラス上部の運転者の視界を妨げず、前面から見やすい箇所に貼付するとともに、証明書は常に当該車両に備えつけ、警察官等から提示を求められたときは、提示する。

資料 編 ○緊急通行車両確認申請書
○標章
○緊急通行車両等事前届出書

第12節 避難計画 【総合調整班、職員班、秘書広報班、救助班、医療班】 ▼発災前～

適切な避難指示、避難誘導等を行い、人命被害の軽減を図るとともに、避難者に対して一時的な生活を確保し、避難生活を適切に支援する。

第1 市民の自主避難

1 避難路の安全性の確認

避難者は、避難経路の安全性を確認した上で避難する。

2 避難行動要支援者の避難

自主防災組織等は、民生委員等と協力し、避難行動要支援者の避難を援助する。

3 避難における留意点

避難時は、車を避け徒歩により避難する。また、服装は動きやすい服装とし、携帯品は緊急の場合は貴重品のみとし、時間的余裕がある場合には、食料（1日分程度）及び身の回り品等とする。

避難に当たっては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと市民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、市は市民等への周知徹底に努める。

浸水時における避難上の注意

- (1) 歩ける水深は、男性で約70cm、女性で約50cm、子供で約20cmなので、あまり無理はしない。
- (2) 履物は、素足・長靴は危険、ひもで締められる運動靴がよい。
- (3) 必要によりお互いの体をロープ等で結んではぐれないようにする。特に、子供からは目を離さない。
- (4) 長い棒等を杖代わりにして、足下の安全を確認しながら注意して歩く。

第2 避難指示

1 実施責任者

避難のための立退きの指示、立退き先の指示及び屋内での待避等の指示は、次の者が行う。

図表 2-31 避難指示の実施責任者

実施責任者	根拠法令	適用災害
市長	災対法第60条	災害全般
県知事、その命を受けた県職員	水防法第29条及び地すべり等防止法第25条	洪水、雨水出水及び地すべり
水防管理者	水防法第29条	洪水、雨水出水
警察官	災対法第61条及び警察官職務執行法第4条	災害全般
災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官（その場に警察官がいない場合に限る。）	自衛隊法第94条	災害全般

※ 「指示」とは、被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、居住者等を避難のため立ち退かせるためのものをいう。ただし、指示に従わなかった者に対しての直接強制権はない。

2 避難指示の実施

(1) 市長及び水防管理者

市長及び水防管理者（市長）は、火災、洪水等の事態が発生し、又は発生するおそれがあり、市民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民に対し、速やかに立退きの指示を行うとともに、関係機関に通知又は連絡する。

図表 2-32 市長からの避難指示



(2) 県知事又はその命を受けた県職員

- ① 県知事は、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、危険地域の住民に対し、速やかに立退きの指示を行う。
- ② 県知事又はその命を受けた県職員は、洪水により著しく危険が切迫していると認められるときは、危険な区域の市民に対して立退きを指示する。

図表 2-33 県知事からの避難指示



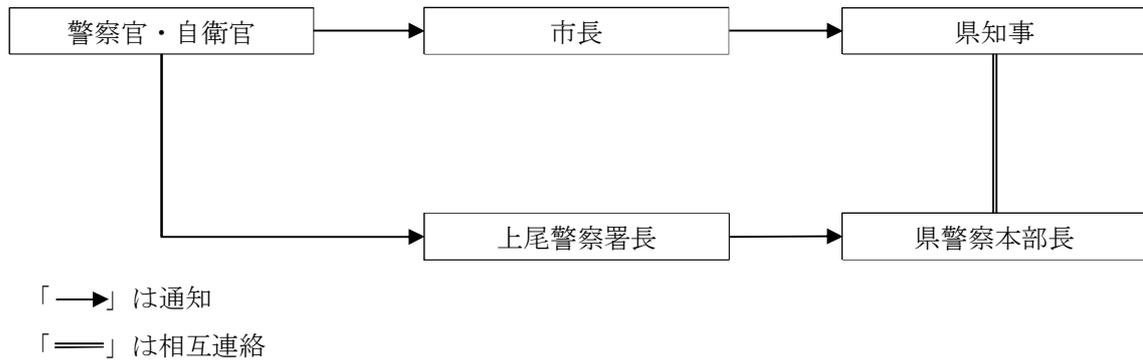
(3) 警察官

警察官は、災害の発生により、住民の生命、身体に危険を及ぼすおそれがある場合において、市長若しくはその権限を代行する市の吏員が指示できないと認めるとき、又は市長から要求があったとき、若しくは市民の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに当該地域住民に対し立退きを指示する。

(4) 自衛官

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にはいないときは、危険な場所にいる住民に避難の指示をする。

図表 2-34 警察官・自衛官からの避難指示



3 避難指示の内容

避難指示は、次の内容を明示して行う。

避難指示等の明示内容

- (1) 要避難対象地域
- (2) 立退き先
- (3) 避難先及び避難経路
- (4) 避難理由
- (5) 避難時の留意事項

なお、指定緊急避難場所、指定避難所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、市防災ガイド（洪水ハザードマップ）等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、市民等への周知徹底に努める。

4 発令基準及び伝達方法

市長は、次の基準により避難指示等を行い、避難対象地域住民に周知する。その際、要配慮者や居住者以外の者に対しても、迅速かつ的確な周知が行われるように留意する。

避難の必要がなくなった場合も同様とする。

図表 2-35 発令基準及び伝達方法

種 別	発令基準	伝達方法
避難指示	1 気象台から豪雨、台風、地震等災害に関する警報が発され、避難を要すると判断されるとき。 2 関係機関から豪雨、台風、地震等災害に関する通報があり、避難を要すると判断されるとき。 3 河川が避難判断水位を突破し、洪水のおそれがあるとき。 4 河川の上流の地域が水害を受け、下流の地域に危険があるとき。 5 地すべりにより著しい危険が切迫しているとき。 6 土砂災害警戒情報が発表され、避難を要すると判断されるとき。 7 火災が拡大するおそれがあるとき。	(1) サイレン、警鐘、標識によるほか広報車、消防機関、水防団体による周知及びラジオ、テレビ等あらゆる広報手段を尽くして迅速な徹底を図るものとする。 (2) できるだけ民心を恐怖状態におちいらせないようにするとともに火災の予防についても警告するものとする。

【三類型の避難情報】

避難指示等の考え方は、次のとおりとする。

なお、市の発令基準は、当面、国土交通省荒川上流河川事務所（※1 印）及び利根川上流河川事務所の発令基準（※2 印）を参考に、熊谷観測所及び八斗島観測所の指定水位・警戒水位並びに危険水位と降雨状況を勘案して定めるものとする。

図表 2-36 三類型の避難情報

種 別	発 令 時 の 状 況	住 民 に 求 め る 行 動
【警戒レベル3】 高齢者等避難	<p>要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まった状況</p> <p>(※1) 発令基準：熊谷観測所の水位が指定水位 (5.0m) に達し、さらに上昇が予想される場合</p> <p>(※2) 発令基準：八斗島観測所の水位が指定水位 (3.9m) に達し、さらに上昇が予想される場合</p>	<p>【危険な場所から高齢者等避難】</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。またハザードマップやマイ・タイムライン等により屋内で身の安全を確保できることを確認できた場合は、自らの判断で屋内安全確保の準備をする。 特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、準備が整い次第、当該災害に対応した避難（指定緊急避難場所へ立退き避難又は屋内安全確保）をすることが強く望まれる。
【警戒レベル4】 避難指示	<p>通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が明らかに高まった状況</p> <p>(※1) 発令基準：熊谷観測所の水位が警戒水位 (5.5m) に達し、さらに上昇が予想される場合</p> <p>(※2) 発令基準：八斗島観測所の水位が警戒水位 (4.8m) に達し、さらに上昇が予想される場合</p>	<p>【危険な場所から全員避難】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねない自ら判断する場合には、近隣の安全な場所への立退き避難を行う。 平時からハザードマップやマイ・タイムライン等により屋内で身の安全を確保できることを確認できている場合は、自らの判断で屋内安全確保を行う。
【警戒レベル5】 緊急安全確保	<p>災害発生 (※3) 又は切迫 (※4) している状況</p> <p>(※3) 堤防の決壊により河川の氾濫発生や集中的な土砂災害の発生</p> <p>(※4) 水位の推定値等から河川が氾濫している可能性があるとは判断できる場合や、集中的な土砂災害が既に発生している可能性が極めて高い気象状況</p>	<p>【緊急安全確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害が発生又は切迫し、命の危険がある状況となっており、緊急に身の安全を確保する。 指定緊急避難場所への立退き避難がかえって危険となるため「近くの堅固な建物への退避」や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」へと行動変容する。 災害が発生・切迫している状況を市町村が確実に把握できるとは限らないので、必ず発令される情報ではない。したがって、居住者等は平時からハザードマップやマイ・タイムライン等を確認し、近隣の災害リスクと警戒レベル 5 緊急安全確保が発令された際に取るべき行動を検討する。

(用語の説明)

- 避難：災害から命を守るための行動
- 立退き避難：指定緊急避難場所や「近隣の安全な場所」へ移動する避難行動
- 近隣の安全な場所：指定緊急避難場所ではないが、親戚・知人宅、ホテルなどの近隣のより安全な浸水しない場所・建物等
- 屋内安全確保：その時点で居る建物内において、より安全な部屋等への移動。自宅などの居場所や安全を確保できる場所にとどまる「待避」や屋内の2階以上の安全を確保できる高さに移動する「垂直避難」を指し、居住者等がハザードマップやマイ・タイムライン等を確認し、自らの判断でとる行動。以下の条件を満たされている必要がある。
 - ・自宅等が家屋倒壊等氾濫想定区域（堤防決壊等により激しい氾濫流や河川浸食が発生する区域）に存していないこと
 - ・自宅等に浸水しない居室があること
 - ・自宅等が一定期間浸水することに伴う支障（食料等の確保や電気、ガス、トイレ等の使用）を許容できること

5 関係機関等からの助言

市は、必要な場合には、避難情報の対象地域、判断時期等について、県、熊谷地方気象台及び関東地方整備局から助言を受けるものとする。

さらに、市は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

6 関係機関への連絡

避難指示等を行った場合は、直ちに次の関係機関へ連絡する。

(1) 施設管理者等への連絡

直ちに避難所として指定している施設管理者等に対して連絡し、避難所開設の協力を求める。

(2) 県知事への報告

市が避難指示等を行ったとき、又は警察官等から避難指示等を行った旨の通知を受けたとき若しくは解除したときは、直ちに県知事に報告する。

(3) 関係機関への連絡

避難指示等を発令又は解除したときは、必要に応じ、埼玉県中央広域消防本部、上尾警察署等の関係機関に対し、その旨を通知するとともに、避難誘導等の必要な協力を依頼する。

(4) 近隣市町への連絡

災害の状況により、近隣市町に市民が避難することがあると判断した場合は、直ちに近隣市町へ連絡し、協力を求める。

第3 警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。

警戒区域の設定に当たっては、次に示すとおり状況に応じて指示を行う。また、指示を行った場合は、その旨を関係機関及び市民に周知する。

図表 2-37 警戒区域の設定の区分

状 況	措 置	指 示 者	対 象 者
1 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要な場合（災対法第63条）	(1) 立入制限 (2) 立入禁止 (3) 退去命令	① 市長 ② 警察官（注1） ③ 自衛官（注3） ④ 県知事（注4）	災害応急対策に従事する者以外の者
2 水防上緊急の必要がある場所（水防法第21条）	(1) 立入禁止 (2) 立入制限 (3) 退去命令	① 消防団長、消防団員又は消防機関に属する者 ② 警察官（注2）	水防関係者以外の者
3 火災の現場及び水災を除く災害（消防法第36条において準用する同法第28条）	(1) 退去命令 (2) 出入の禁止 (3) 出入の制限	① 消防吏員又は消防団員 ② 警察官（注2）	消防法施行規則第48条命令で定める以外の者

状 況	措 置	指 示 者	対 象 者
4 人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合(警察官職務執行法第4条)	(1) 引き留め (2) 避難 (3) 必要な措置 命令	① 警察官	その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者

- (注1) 市長若しくはその委任を受けて警戒区域の設定の職権を行う市職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警戒区域の設定の職権を行うことができる。
- (注2) ①に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警戒区域の設定の職権を行うことができる。
- (注3) 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、①及び②がその場にいない場合に限り、警戒区域の設定の職権を行うことができる。
- (注4) 県知事は、災害によって市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときには、市長に代って実施しなければならない。

第4 避難行動に対する支援

1 避難行動支援の基本

市は、避難対象区域内の居住者等を安全に避難させるため、埼玉県央広域消防本部、上尾警察署、自主防災組織及び自治会等と協力し、市民の避難行動を支援する。

学校、病院、社会福祉施設等の施設管理者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、事前に定められたそれぞれの避難計画に基づき、児童生徒、病人、高齢者及び施設利用者等を安全な場所まで避難誘導を行う。

2 市の措置

市は、避難行動を支援するため次の措置を講ずる。

- (1) 避難対象区域の居住者等の動向、地域の被害状況及び避難行動要支援者の居住状況等を把握し、指定避難所等の内から最も適切な避難所等を選定し、開設する。
- (2) 避難先に指定する避難所等については、二次災害の危険を確認し、周辺の道路は、必要に応じて障害物の撤去等を行い、避難所等及び避難路の安全を確保する。

3 避難行動要支援者等への配慮

病弱者、高齢者等を優先的に避難させるとともに、避難対象区域に介助が必要な避難行動要支援者が居住する場合は、避難支援者とともに、自主防災組織、自治会等の協力を得て、避難行動要支援者の避難を支援する。

なお、避難の優先順位は、概ね次のとおりとする。

- (1) 病弱者、傷病者、障害者
- (2) 高齢者、乳幼児、児童、妊産婦
- (3) 上記以外の一般市民

4 埼玉県央広域消防本部の措置

埼玉県央広域消防本部は、最も安全と考えられる避難路を指示し、市消防団員の協力のもとに、要所への誘導員及びロープ等による標示を必要に応じて行い、避難途中における事故防止に努めるとともに、夜間においては、可能な限り投光器等による照明を確保し、避難者の誘導及び避難経路の警戒等避難時の安全対策を適宜講ずる。

5 上尾警察署への協力依頼

- (1) 避難指示等を行った場合には、市民が安全に避難できるよう、上尾警察署に避難誘導の協力を依頼する。
- (2) 市民が避難した地域については、状況の許す限り警らを行うよう依頼し、犯罪の発生を予防する。

6 自主防災組織及び自治会等の措置

自主防災組織及び自治会等の長は、組織を活用し、避難指示等の周知を図るとともに、避難時は、地域住民が次の点に留意するよう指導する。

- (1) 出火防止
避難する際は、火の元の始末を完全に行い、電気のブレーカーを切って避難する。
- (2) 携行品の制限
携行品は、貴重品、若干の食料、最低限の身の回り品等、立退きに支障を来さない必要最小限のものとする。
- (3) 避難手段
避難は、原則として徒歩による。

第5 避難所の開設・運営

1 避難所の開設

- (1) 避難所の安全性の確認
避難所班は、施設の被害状況を目視し、施設の外観・内部、周辺の道路状況、火災発生状況等について、安全性を確認するとともに、ライフラインの状況を確認する。
避難所が開設できない場合は、市本部（職員班）にその旨の報告を速やかにするとともに、市本部の指示に従い、近隣の指定避難所又は他の公共施設に避難誘導する。
- (2) 避難所の開設
避難所班は、安全性が確認され次第、避難所を開設する。
- (3) 避難者の収容
避難所班は、混乱のないように避難者の協力を得ながら要配慮者を最優先に収容する。
収容の際には、事前に定められた避難スペースとし、避難者が他の施設に無断で入らないように徹底する。
- (4) 避難所開設の報告
避難所班は、避難所を開設した場合、速やかにその旨を市本部（職員班）に報告する。市本部（総合調整班）は、避難所を開設した場合には、その旨を公示する。

(5) 福祉避難所の開設

市本部の指示による。

(6) 県知事への報告

市本部は避難所を設置した場合には、直ちに次の事項を県知事に報告する。

- ① 避難所開設の目的、日時及び場所
- ② 避難所の箇所数及び収容人員
- ③ 開設期間の見込み

資料編 ○指定緊急避難場所・指定避難所一覧

2 避難所の運営

(1) 避難所の運営体制の確立

- ① 避難所の運営は、「桶川市避難所運営マニュアル及び同別冊」に基づき、避難所班員、学校教職員、自主防災組織、避難者自身が協力しながら運営する自主運営方式を基本とする。また、女性に配慮した避難所運営を行うため、運営に複数の女性の参加を図る。また、特定の活動（例えば食事づくりや片付け等）が特定の性別に偏るなど、役割を固定化しないように配慮する。
- ② 避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。
- ③ 避難所の運営に当たっては、共通編 第2章 第1節 第11「災害ボランティア活動の環境整備」に準じ、ボランティアの応援を円滑に活用できるよう、活動環境を整える。
- ④ 避難所開設の班員、避難所となる施設の管理者、ボランティアは運営のサポートとして携わる。また、避難者の中から会長、副会長(2名)を選任し、任務を明確にして円滑な運営を行う。

ア 避難者名簿の作成

避難所運営職員（避難所班等）は、避難者の人数、状況等を把握するため、避難者名簿を作成する。

なお、避難者の中には、DV やストーカー等の被害者が含まれている可能性があることから、避難者名簿に個人情報の開示、非開示について本人確認を行う欄を設け、個人情報の管理を徹底する必要がある。

作成した避難者名簿は、市本部（職員班）に送付する。

イ 居住区域の割り振り

居住区域は、可能な限り地区ごと（自治会等ごと）に割り振りを行い、円滑な避難所の運営を行う。

ウ 避難者の受入れ

避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。

(2) 要配慮者や女性、性的マイノリティ（LGBTQ）への配慮

- ① 高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者や女性及び性的マイノリティ（LGBTQ）に配慮し、男女別更衣室、男女別トイレ、授乳場所、クールダウンスペース、福祉スペース等を

開設当初から設置するように努める。

- ② 男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に女性専用の物干し場所、更衣室、トイレ、入浴施設、授乳室等の設置場所の選定や生理用品・女性用下着の女性による配布、注意喚起や男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮する。また、女性の職員、福祉相談員を配置若しくは巡回させ、女性や要配慮者のニーズに対応できるように配慮する。
- ③ LGBTQ などの性的マイノリティから相談を受ける場合はプライバシーを確保するとともに、アウティング（性的マイノリティ本人の了解なしにマイノリティであることを他人に暴露してしまうこと）をしないよう注意を要する。
- ④ 障害者、寝たきりの高齢者など一般の避難者との共同生活が難しく、介護が必要な者等に対しては、必要により社会福祉施設への緊急一時受け入れを依頼するとともに、必要に応じて施設入所調整を開始する。施設への緊急一時受け入れが困難な場合は、指定福祉避難所を開設し、介護職員の派遣、日常生活用品等の確保など福祉関係者、災害ボランティア等の協力を得て管理運営する。
- ⑤ 案内所、物資配布場所、トイレ等の表示は、大きい表示板、ピクトグラムなどで分かりやすく表示する。

(3) 物資、資機材の確保

物資、資機材は、市防災倉庫及び各防災備蓄倉庫にある備蓄品を活用する。物資が不足する場合は、品目、数量を確認のうえ、市本部（総合調整班）に依頼する。

なお、物資、資機材の確保に当たっては、要配慮者や女性に十分配慮する。

要配慮者や女性に必要な物資、資機材の例示

高齢者…紙おむつ、尿とりパッド、おしりふき、嚥下しやすい食事、ポータブルトイレ、車椅子、ベッド、老眼鏡、防犯ブザー／ナースコール、義歯洗浄剤

乳幼児…タオル、紙おむつ、おしりふきなどの衛生用品、哺乳瓶、人工乳首（ニップル）、コップ（コップ授乳用に使い捨て紙コップも可）、粉ミルク（アレルギー用含む）・液体ミルク、お湯、乳幼児用飲料水（軟水）、離乳食、沐浴用たらい、ベビーベッド、乳児用衣料、おぶい紐、ベビーカー等

肢体（上肢、下肢、体幹）不自由者…紙おむつ、ベッド、車椅子、歩行器、杖、バリアフリートイレ

病弱者・内部障害者…医薬品や使用装具

膀胱又は直腸機能に障害…オストメイトトイレ

咽頭摘出…気管孔エプロン、人工咽頭

呼吸機能障害…酸素ボンベ

聴覚障害者…補聴器、補聴器用電池、筆談用ミニボード、マジック、文字放送テレビ

視覚障害者…白杖、点字器、ラジオ

知的障害者・精神障害者・発達障害者…嚥下しやすい食事、紙おむつ、洋式の簡易トイレ、簡易間仕切り、絵や文字で説明するための筆記用具

女性…女性用下着、生理用品・おりものシート・サニタリーショーツ等の衛生用品、中身の見

えないごみ袋、防犯ブザー・ホイッスル
 妊産婦…マット、組立式ベッド
 外国人…外国語辞書、対訳カード、部屋札用ピクトグラム（絵文字）、スプーン・フォーク、ハ
 ラール食、ストール

(4) 生活環境への配慮（プライバシーの確保等）

避難所における生活環境に注意し、良好な生活の確保に努め、避難者のプライバシーの確保に配慮する。また、被災者の避難状況、避難の長期化等を踏まえ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。

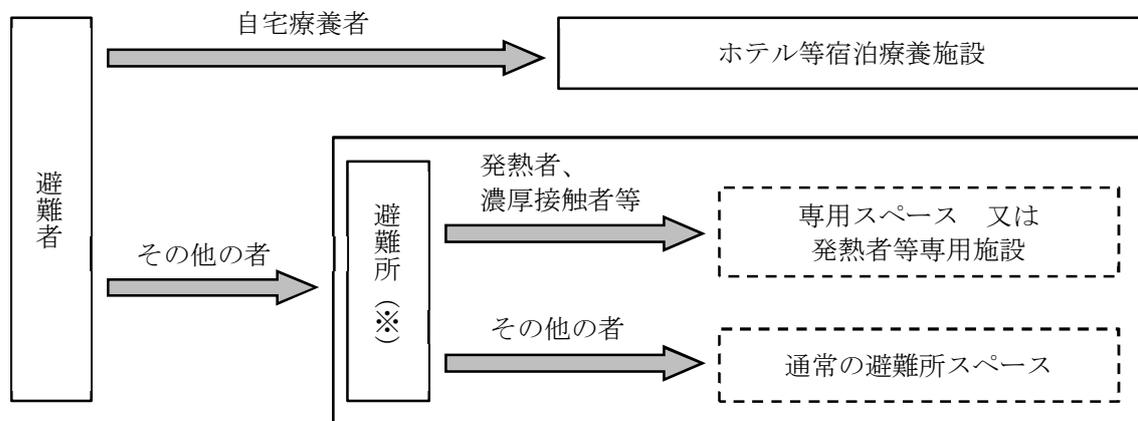
(5) 避難者の健康管理

避難生活では、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、良好な衛生状態を保つよう努め、避難者の健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所を設ける。保健師等による健康相談の実施、医師会との協定に基づく救護班の派遣等の必要な措置をとる。

(6) 避難所における新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルス感染症の伝播の恐れがある場合でも、災害の危険性が高まった際に避難所に避難すべき市民が躊躇なく避難できるよう、「避難所の運営に関する指針（新型コロナウイルス感染症に対応したガイドライン）」（令和2年5月埼玉県作成）に沿って、避難所班、医療班等が連携し、主に以下の対策を取るものとする。

図表 2-38 健康状態に合わせた避難場所の確保



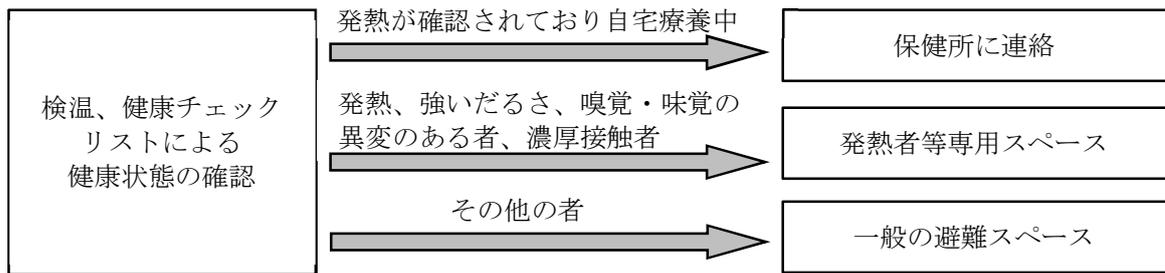
※十分なスペースを確保するため指定避難所以外（特別教室等の活用等）の確保を検討する。

① 十分なスペースを確保するための避難所の確保・開設

ア 体育館が避難所となる学校施設では特別教室等の活用を検討するなど指定避難所以外の臨時的な避難所の確保、開設を検討する。

イ 地域の実情に応じて県有施設やホテル・旅館等の活用を検討する。

図表 2-39 避難所受付時のフロー



② 避難所レイアウトの検討

世帯間で概ね2mの間隔を確保するレイアウトを検討する。

③ 避難者の健康管理

- ア 避難所等に保健師等を巡回させるなど、避難者の感染症予防等を図るための体制を整備する。
- イ 感染症の疑いがある者が発生した場合に備え管轄の保健所と連絡体制を整備する。

④ 発熱者等の専用スペースの確保

- ア 発熱等の症状がある者及び感染が確認されている者の濃厚接触者(以下「発熱者等」という。)のための専用スペース又は専用の避難施設を確保する。
- イ 発熱者等の専用スペースは可能な限り個室とするとともに専用のトイレを確保する。やむを得ず複数の発熱者等を同室にする場合は、パーティション等により空間を区切る。
- ウ 発熱者等の専用スペースやトイレは、その他の避難者とはゾーン、動線を分けるよう検討する。

⑤ 物資・資材

マスク、消毒液、非接触型体温計、スタッフ防護用ガウン、パーティション、段ボールベッドなど感染症対策に有効と考えられる物資を可能な限り準備する。

⑥ 自宅療養者の対応

- ア 自宅療養者には、災害時に避難が必要な場合は保健所に連絡するよう事前に管轄の保健所から周知する
- イ 避難が必要な場合は保健所の指示によりホテル等の宿泊療養施設に避難する。

⑦ 市民への周知

- 市報、市ホームページ、SNS等を活用し以下の事項を市民に周知する。
- ア 自宅で安全を確保できる場合は在宅避難を検討する。
- イ 安全が確保できる親戚や知人宅等への避難を検討する。
- ウ マスク、消毒液等の衛生用品等避難生活において必要な物資を可能な限り持参して避難する。

⑧ 感染症対策

- ア 手洗い、マスクの着用など基本的な感染症対策を徹底する。
- イ 定期的に清掃を実施する。(トイレ、ドアノブ等は重点的に)
- ウ 食事時間をずらして密集・密接を避ける。

⑨ 発熱者等の対応

- ア 避難者の体調が悪化した場合、医師に連絡し必要に応じて医師の診察を受けさせる。診察の結果、新型コロナウイルス感染症が疑われ、検査を受ける場合、結果が出るまで当面の間当

該避難者の処遇は医師の指示に従う。

イ 避難者が新型コロナウイルス感染症に感染したことを確認した場合、当該避難者や避難所スタッフ等の対応は保健所の指示に従う。

⑩ 車中泊（車中避難）等への対応

車中泊（車中避難）を行う避難者がいる場合は、エコノミークラス症候群予防のため軽い運動やストレッチの実施、こまめな水分補給等について周知する。

(7) 避難者と共に避難した動物の取扱い

① 避難者と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取り扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペース、又は施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができることとする。

② 動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。また、居室以外の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を現状復旧させる全責任を負うものとする。

(8) 避難所生活の長期化対策

避難所生活が長期化した場合、生活関連、避難者の精神面等において種々の問題が発生する。

そのため、避難所班は、市本部（医療班）、臨時総合相談窓口と連携を図り、巡回健康相談等の対策を検討し実施する。

(9) 避難所外避難者対策

市は、在宅避難者や、やむを得ず車中等に避難している被災者に係る情報の把握に努めるとともに、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、情報の提供等必要な支援を実施し、生活環境の確保を図るものとする。特に車中泊の被災者に対しては、エコノミークラス症候群の予防のため、健康相談や保健指導、運動やストレッチの実施、こまめな水分補給等について周知する。

第6 避難所の縮小・閉鎖

1 避難所の縮小

市は、各指定避難所（指定福祉避難所を含む。）の設備、避難者数等の運営状況から、継続して使用する避難所を定め、避難者を移送し、避難所数を縮小する。

2 避難所閉鎖の決定

市は、災害が終息し、かつ、応急仮設住宅の供与等により避難所を継続する必要がなくなり、被災者の生活再建の目処が立った時点で避難所を閉鎖する。

3 県等への報告

市は、避難所を閉鎖した場合は、速やかに県及び関係機関等に報告する。

第7 広域避難・広域一時滞在

市は、災害から被災住民を避難させることが市内では困難と判断した場合、他の市町村の協力を得て、被災住民を避難させる。

また、協力を求められた場合は、県の支援のもと、避難所を提供する。

応援・受援対策編 第1章 第2節 第3「広域避難の支援」を準用する。

第8 救助法適用時の費用等

避難所設置に要した費用等は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」(令和3年度埼玉県告示第932号)による。

資料編 ○災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

第13節 救急救助・医療救護計画 【総合調整班、医療班】 ▼1時間後～

大規模災害発生時には、広域あるいは局地的に、救助・医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想される。このため、災害時における救急救助の初動体制を早期に確立し、関係医療機関及び各防災関係機関との密接な連携の下に、迅速な医療救護活動を実施する。

第1 救急・救助

1 救急・救助体制の確立

埼玉県央広域消防本部、上尾警察署等と連携して、傷病者の情報を共有し救急・救助活動を実施する。

2 救急・救助活動の基本方針

- (1) 救急処置及び救助は、救命の処置を必要とする傷病者を優先とし、その他の傷病者はできる限り自主的な処置を行わせるとともに、他の防災機関と連携の上、救急・救助活動を実施する。
- (2) 延焼火災が多発し、同時に多数の救急・救助が必要となる場合は、火災現場付近を優先に救急・救助活動を行う。
- (3) 延焼火災が少なく、同時に多数の救急・救助が必要となる場合は、多数の人命を救護できる現場を優先に、効果的な救急・救助活動を行う。
- (4) 同時に小規模な救急・救助を必要とする事象が併発した場合は、救命効率の高い事象を優先に救急・救助活動を行う。

3 資機材の確保

消防署等の資機材を活用するほか、現場関係者及び市民の協力を求め、現地調達する。重機等の資機材が必要な場合は、市本部に連絡して緊急確保に努める。

4 応援要請

災害が甚大で、市で保有している資機材では救出が困難な場合は、相互応援協定に基づき、締結市町から必要な救出資機材等を確保し、救出活動を行う。また、市は災害の状況によっては、県、他市町に協力を要請するとともに、必要によっては自衛隊の派遣要請を県知事に要求する。

資料編 ○応援協定等一覧

5 救助法適用時の費用等

被災者の救助に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」(令和3年度埼玉県告示第932号)の範囲内において県に請求する。

資料編 ○災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

第2 傷病者の搬送

救護所で治療が困難な傷病者は、後方医療機関に搬送し、必要な応急医療を実施する。

1 傷病者搬送の判定

県医療救護班の班長は、トリアージ（負傷者の分類）の実施結果を踏まえ、後方医療機関に搬送する必要があるか否かを判断する。

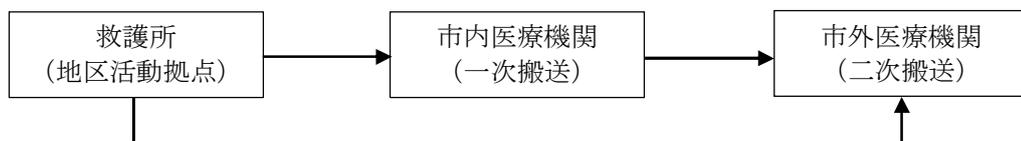
2 搬送先の決定

あらかじめ地区ごとに、医療機関の規模、位置、診療科目等をもとに、おおよその搬送順位を決定しておく。災害発生後は、後方医療機関の被災情報や搬送経路の状況など様々な状況を踏まえた上で、最終的な搬送先を決定する。

3 搬送手段の確保

- (1) 県医療救護班の班長から傷病者搬送の要請があった場合には、消防機関の救急車等により搬送する。
- (2) 県医療救護班が保有している自動車を使用可能な場合は、当該自動車により搬送する。
- (3) 多数の傷病者が発生し、搬送車両が不足する場合は、市有車両を活用するほか、相互応援協定締結市町や輸送業者に応援を要請する。
- (4) 傷病者の状況により、ヘリコプターによる搬送が最も有効と判断した場合には、本田航空株式会社に協力依頼、消防機関を通じてドクターヘリを要請、県知事に県防災ヘリコプターの要請あるいは自衛隊の災害派遣要請の要求を行うものとする。
- (5) 搬送経路の被災により、搬送経路となるべき道路が被害を受けた場合を考慮し、後方医療機関への複数の搬送経路を検討する。

図表 2-40 後方医療機関への搬送の流れ



資料 編 ○応援協定等一覧

第3 医療・助産

1 医療体制の確保

(1) 関係機関への協力要請

市本部長は、災害により医療救護の必要があると認めるときは、桶川北本伊奈地区医師会及び市内各医療機関に対し、協力を要請する。

(2) 医薬品の確保

医療及び助産に必要な医薬品及び医療機材を、災害の規模に応じて桶川北本伊奈地区医師会、桶川市薬剤師会等の協力を得て確保する。状況によっては、相互応援協定締結市町から緊急調達する。

(3) 後方医療機関の受入状況確認

後方医療機関の被災状況と収容可能ベッド数を把握し、負傷者の受入体制を確認する。

(4) 時系列に沿った医療救護活動

災害時の医療救護は、発災後の時間の経過とともにニーズが大きく変化するので、時間経過に応じた適切な医療救護対策をとる。

図表 2-41 時系列に沿った医療救護活動

区 分	要 救 護 状 況
第1段階 (発災直後から概ね3日目)	あらゆるレベルの負傷者が混在する。 治療に当たるスタッフも限られるため、負傷者を分類（トリアージ）し、優先順位を整理して治療搬送を行う必要がある。
第2段階 (発災後概ね4日目から1週間)	外傷による負傷者のほか、内科系慢性疾患患者が加わる。 この時期には応援による医療スタッフも増えるため、薬剤師等の協力を得て、発災以前の治療の内容を調査する必要がある。
第3段階 (発災後概ね1週間以後)	内科系慢性疾患患者の継続治療が必要となる。そして通常の医療機関への移行が考慮される。一方、被災者の精神が不安定になる時期であり、被災者への心のケアが必要になる。

(5) 腎臓人工透析受け入れ先の確保

腎臓人工透析は、2日に1回程度の実施が必要である。市内医療機関閉鎖時には、県（保健医療部長）及びその他関係機関の協力を得ながら、被災患者の受け入れ先の確保を図る。

2 初期医療救護の実施

(1) 救護所の設置

市本部長は、医療救護が必要と認めた場合には、地区活動拠点である小学校（保健室）に救護所を設置するとともに、桶川北本伊奈地区医師会に対し救護所への応援（医師等の派遣）を依頼し、不足する場合は救護所への県医療救護班の派遣を要請する。

医療救護は、救護所を基本とし、地区内における避難所へ巡回診療を行い、これでは対応できない避難所は、県医療救護班が診療を行う。

(2) 県医療救護班の業務内容

- ① 傷病者に対する応急処置
- ② トリアージの実施
- ③ 搬送不能で生命への危険性が高い重症者に対する医療
- ④ 軽症者に対する医療
- ⑤ カルテの作成
- ⑥ 医薬品等の補給

- ⑦ 助産救護
- ⑧ 死亡の確認
- ⑨ 遺体の検案への協力（必要に応じて実施）

3 県への応援要請

市本部長は、災害の程度により市の能力をもってしては十分でない認められたとき、又は救助法適用後、医療・助産救護の必要があると認められるときは、県（保健医療部長）及びその他関係機関（埼玉DMAT等）に協力を要請する。

【DMAT (Disaster Medical Assistance Team)】

災害医療の専門トレーニングを受けた医師や看護師、業務調整員で編成される県災害派遣医療チーム「埼玉DMAT」を、指定した災害拠点病院に設置する。

埼玉DMATは、専用の医療資機材等を携行し、地震などの自然災害や大規模な交通事故等の発生した際の超急性期（48時間以内）に災害現場で救命措置等を行い、傷病者の救命率向上や後遺症の軽減を図る。

埼玉DMATは、埼玉県特別機動援助隊（埼玉SMART）の医療隊にも位置付けられており、防災航空隊や機動救助隊と連携し活動する。

県及び指定を受けた災害拠点病院は、災害時に医療施設の診療状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム（EMIS）等により迅速に把握し、埼玉DMATの派遣等を行うものとする。

※基本的なチーム構成：医師1名、看護師2名、業務調整員1名を含む4名。

4 救助法適用時の費用等

市に救助法が適用され、災害の事態が急迫して県知事による医療・助産活動の実施を待つことができず、医療・助産活動に着手したときに要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」（令和3年度埼玉県告示第932号）の範囲内において県に請求する。

資料編 ○災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

第4 保健衛生

1 精神保健活動

(1) 精神保健相談の実施

避難所、応急仮設住宅においては、災害の直接体験や生活環境の激変に伴い、被災者及び救護活動に従事している者が精神的不調を来す場合があり得ることから、精神科医等の医療関係者の協力を得て、精神保健相談を実施する。

また、被災後の復興は長期化し混乱が続くことから、被災者等が生活再建への不安等による精神的不調を引き起こすことが想定されるので、市保健センター等に相談所を設置し、メンタルヘルスを継続して実施する。市は、災害時の状況に応じて必要と認めるときは、県にDPATの派遣を要請する。

【DPAT (Disaster Psychiatric Assistance Team)】

災害保健医療に関する専門トレーニングを受けた医師や看護師等で編成される県災害派遣精神医療チーム「埼玉 DPAT」を、県立精神医療センター及び県と DPAT 派遣に関する協定を締結した県内 12 の医療機関に設置する。

埼玉 DPAT は、大規模災害が発生した際に被災地域において、精神科医療及び精神保健活動の支援を行う。

県及び協定を締結した医療機関は、災害時に医療機関の診療状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し、埼玉 DPAT の派遣等を行うものとする。

※埼玉 DPAT のチーム構成：医師 1 名、看護師 1 名、業務調整員 1 名。

市は、次の活動の実施について支援を求める。

- ① 発症あるいは症状が悪化した精神障害者の診療
- ② 精神科医療機関のあっせん
- ③ 精神科医療機関への受診援助
- ④ 市、精神科医療機関、社会福祉施設との連絡調整
- ⑤ 被災者の精神保健相談

2 栄養指導

(1) 栄養調査、栄養相談

災害時には、設備の不十分な状態での調理・提供、停電や断水などによる冷蔵・冷凍機器の機能低下等により食品の腐敗、汚染等の発生が予想されるため、市は、定期的に避難所、炊き出し現場等を巡回し、被災者の栄養状態及び食品の管理状態等を調査するとともに、必要に応じ栄養相談及び栄養指導を実施する。

(2) 栄養指導班の派遣要請

市は、災害時の状況に応じて必要と認めるときは、県に栄養指導班の派遣を要請し、次の事項の指導を求める。

- ① 炊き出し、給食施設の管理指導
- ② その他栄養補給に関すること

第14節 安否不明者の搜索、遺体の処理及び埋・火葬計画

【市民支援班、環境班、救助班】 ▼1日後～

災害により安否不明になっている者について迅速、かつ適切に搜索、收容し、検視（見分）及び検案を行う。また、身元が判明しない死亡者については適切に埋・火葬を実施する。なお、遺体の取扱いに当たっては、死者への尊厳に配慮し、人心の安定を図る。

第1 安否不明者の搜索

1 安否不明者に関する相談窓口の設置

- (1) 安否不明者については、避難所や市庁舎に設置する臨時相談窓口において受理し、市本部（市民支援班）へ報告する。
- (2) 届出に当たっては、安否不明者の住所、氏名、年齢、性別、身長、着衣、特徴及び連絡先等、必要事項を聴取して記録しておく。

2 安否不明者の搜索

市本部長は、届出に基づき、埼玉県央広域消防本部及び上尾警察署に安否不明者の搜索を要請するとともに、市消防団、自主防災組織等の協力のもとに実施するものとする。

(1) 搜索活動

救助法が適用になった場合は、県知事の委任を受けて市長が実施する。救助法が適用されない場合は市長が実施する。

- ① 市本部長は、災害のため所在が不明であり、生死が未だ判明しない状態にある者、又は、死亡の疑いがある者の搜索を警察署、自衛隊などの関係機関の協力を得て迅速に実施する。
- ② 市本部長は搜索現場の状況に応じ、警察署、自衛隊、日赤奉仕団等の関係機関、消防署、消防団、自主防災会等との連絡を密にし、役割や搜索区域の分担を行う。

(2) 安否不明者の把握

① 届出の受理

市本部長は、搜索が必要とされるものの届出窓口を開設し、搜索が必要とされる者の住所、氏名、年齢、性別、身長、着衣その他の必要事項を聴取し記録する。

② 安否不明者の調査

市本部長は、死亡者名簿、避難者名簿の確認や避難所、病院等における聞き取りを行い、届出のない所在不明者の安否確認を行う。

③ 安否不明者の確定

市本部長は、警察署と相互に安否不明者、避難者、死亡者に関する情報を共有し、協力して突合作業を行い、届出の重複や生存者の居場所などの確認を行うとともに、安否不明者数を確定する等の確かな情報の把握に努める。

④ 安否不明者に関する問合せ等

安否不明者に関する問合せ等への対応は、市が相談窓口を設置し、警察署と連携を図り、実施

する。また安否不明者数を記者発表する場合は確定された数を発表する。

(3) 捜索の期間

安否不明者の捜索を行う期間は、原則、発災の日から10日間とする。11日目以降も捜索を行う必要がある場合は、期間(10日)内に、次の事項を明らかにし、県知事に申請する。

- ① 延長を必要とする機関
- ② 延長を必要とする地域
- ③ 延長を必要とする理由
- ④ その他(未だ発見)

(4) 安否不明者を発見した場合の措置

捜索中に安否不明者を発見した場合は、直ちに警察署及び市本部に連絡する。

(5) 経費の負担

救助法が適用になった場合は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」(令和3年度埼玉県告示第932号)の範囲内で県に請求する。

資料編 ○災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

第2 遺体の処理

1 遺体の検視(見分)

収容された遺体は、警察署が検視(見分)を行う。

2 遺体の検案

遺体の死因その他の医学的検査に基づく検案は、県医療救護班(医師)等が実施する。また、必要に応じ、遺体の洗浄・縫合・消毒等の処理を行う。

3 遺体の輸送

警察署による検視(見分)及び県医療救護班(医師)等による検案を終えた遺体は、市が県に報告の上、遺族等に引き渡すものとする。身元不明の遺体は警察署の協力を得て、遺体安置所へ輸送し、収容する。

4 遺体安置所の開設

市は、二次災害のおそれのない適当な場所(公共建物等)に仮設する遺体の安置所に遺体を収容する。また、必要に応じて、警察署による検視(見分)及び県医療救護班(医師)等による検案を行うための検視所を併設する。

遺体収容のための既存建物がない場合は、天幕・幕張り等を設置し、必要器具(納棺用品等)を確保する。

5 遺体の収容

市は、収容した遺体について、識別確認のため写真撮影などにより、その特徴を把握するとともに、遺留品等の整理を行う。

6 遺体の一時保管

市は、検視（見分）、検案前の遺体や、火葬前の遺体の一時保管を行う。

7 実施状況報告

- (1) 担当責任者（環境班長）は、処理の日時、場所、遺体の確認、処理内容、検案その他必要事項を報告（日報）する。
- (2) 遺体の処理に当たっては、次の書類を整備する。
 - ① 遺体処理状況記録簿
 - ② 遺体処理台帳
 - ③ 遺体処理関係支出証拠書類

第3 遺体の埋・火葬

1 埋・火葬の実施基準

身元が判明しない遺体又は引き取り手のない遺体の埋・火葬は、次の基準により市が実施する。

(1) 埋・火葬の実施場所

原則として埋葬は市内で実施する。火葬は、原則として県央みずほ斎場で実施するが、被災により火葬が行えない場合は、県に協力を要請する。

(2) 他の市町村に漂着した遺体

遺体が他の市町村（救助法適用地域外）に漂着した場合で、身元が判明しているとき又は処理能力を越えるときは、原則として、その遺族・親戚縁者に連絡して引き取らせ、あるいは市が救助法適用地である場合は市が引き取るものとするが、市が混乱のため引き取ることが困難なときは、漂着した市町村が都道府県知事の行う救助を補助する立場において埋・火葬を実施（費用は県負担）する。

(3) 被災地から漂流してきたと推定できる遺体

遺体の身元が判明しない場合で、被災地から漂流してきたと推定できる場合には、救助法適用地の市町村に連絡して引き取らせるものとするが、救助法適用地が混乱のため引き取ることが困難なときは、遺体を撮影する等記録して、市が県知事の行う救助を補助する立場において埋・火葬を実施（費用は県負担）する。

(4) 葬祭関係資材の支給

次の範囲内において棺又は棺材等の現物をもって実際に埋・火葬を実施する者に支給する。

- ① 棺（付属品を含む。）
- ② 埋葬又は火葬
- ③ 骨つぼ又は骨箱

2 遺体の埋・火葬の実施

- (1) 火葬は、次の施設において実施するものとし、埋葬は市内の適切な場所を選定して埋葬する。
なお、当該施設が災害により使用できない場合、又は火葬場の能力を上回る遺体が発生した場合は、県に応援を要請する。

火葬場

施設名	所在地	電話番号	火葬炉
県央みずほ斎場	鴻巣市境 1143	048-569-2800	8基

- (2) 市民支援班長は、検案書、死亡診断書により住民票原本リスト及び戸籍等の確認後、埋火葬許可書の発行を行い、埋火葬台帳を作成する。特例埋火葬許可書の場合は、誓約書を提出させる。
- (3) 環境班長は遺骨、遺留品を包装し、名札及び遺留品処理表を添付の上、保管所に一時保管する。
- (4) 実施状況報告
- ① 環境班長又は救助班長は、埋葬の日時、場所、死亡者の身元、遺族、埋葬費その他必要事項を報告する。
 - ② 埋・火葬を行うに当たっては、次の書類を整備する。
 - ア 埋葬実施状況記録簿
 - イ 埋葬台帳
 - ウ 埋葬関係支出証拠書類
 - エ 遺留品処理表

3 埋・火葬の調整及びあっせん

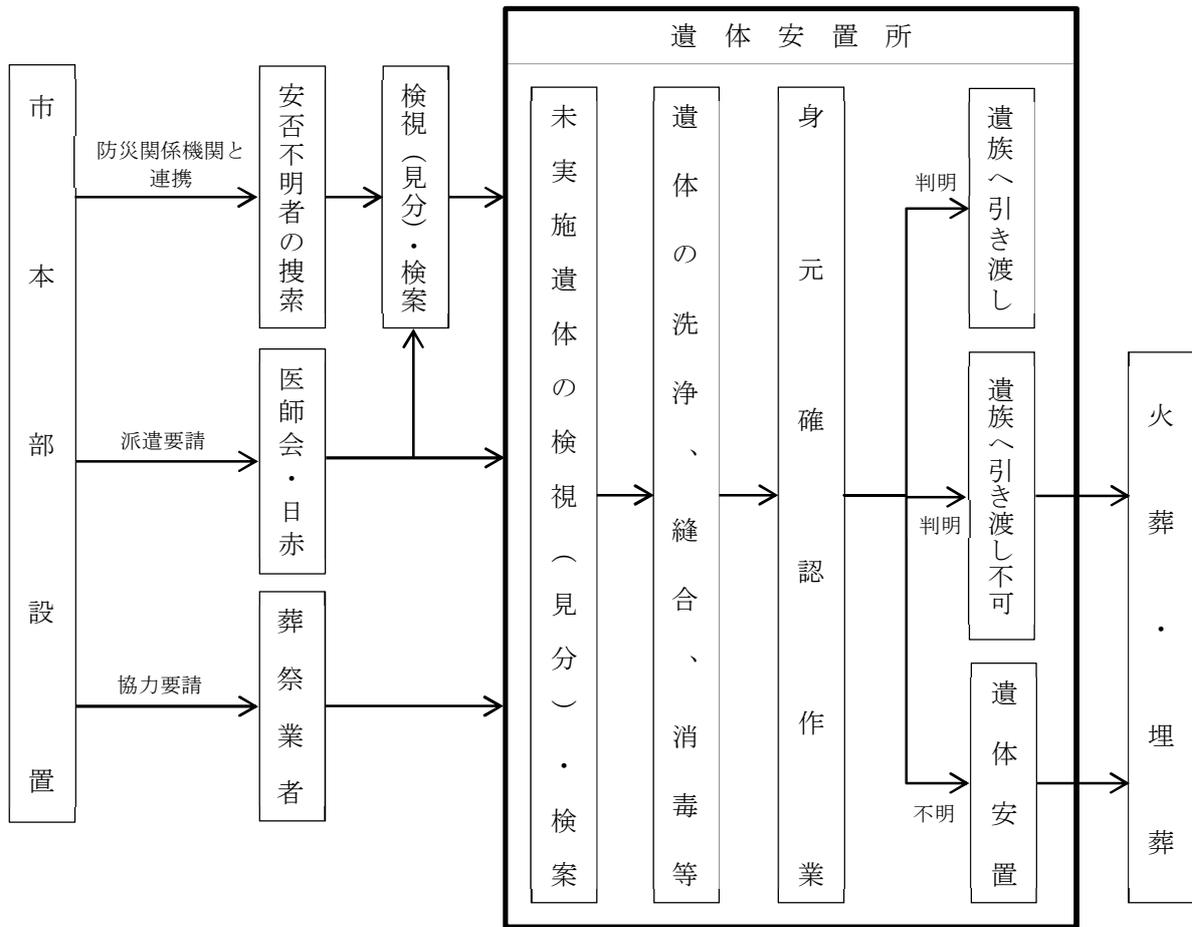
身元が判明している遺体の埋・火葬は、原則として、その遺族・親戚縁者が行うものとするが、火葬場の損傷、葬祭業者の被災、柩やドライアイス等の不足等から埋・火葬が行えないと認める場合は、市は葬祭業者や火葬場等の調整及びあっせんを行う。

第4 救助法適用時の費用等

安否不明者の捜索、遺体の処理及び埋・火葬に要した費用等は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」(令和3年度埼玉県告示第932号)の範囲内において県に請求する。

資料編 ○災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

図表 2-42 安否不明者の搜索、遺体の収容等のフロー



第15節 要配慮者等の安全確保対策

【総合調整班、秘書広報班、帰宅困難者班、救助班、医療班、避難所班】 ▼1時間後～

災害時に被害を受けやすい高齢者、傷病者、妊産婦、障害者、乳幼児及び外国人等の要配慮者に対して、発災直後の避難誘導からその後の応急、復旧に至るまで、要配慮者の実情に応じた配慮を行い、安全確保を第一とする対策を推進する。

第1 避難行動要支援者の安全確保

1 避難のための情報伝達

市は、避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう「避難情報に関するガイドライン」を参考に、避難指示等を適切に発令する。

避難支援等関係者が早い段階で避難行動等の支援を開始できるよう、その発令及び伝達に当たっては、特に配慮を要する。

2 避難行動要支援者に対する避難支援

- (1) 避難所班は、救助班及び医療班と連携を図りながら、避難行動要支援者名簿や個別避難計画を活用し、避難支援等関係者と連携して、避難行動要支援者に対して高齢者等避難等の伝達、安否確認、避難誘導等の避難支援を行う。なお、避難誘導等を行うに当たっては、地域の消防団及び自主防災組織等の協力を得て、避難行動要支援者の安全を第一に行う。
- (2) 避難支援等関係者は、平常時から名簿情報を避難支援等関係者に提供することに同意した避難行動要支援者の避難支援については、名簿情報に基づいて実施する。市は、平常時からの提供に不同意であった者についても、現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときには、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供する。
- (3) 市は、名簿情報を提供した際には、提供を受けた者が情報の適正管理を図るよう、名簿情報の廃棄・返却等、情報漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう努める。
- (4) 避難行動要支援者及び名簿情報は、避難支援等関係者から避難所等の責任者に引き継ぎ、避難所生活後の生活支援に活用する。

3 安否確認の実施

避難所班は、救助班及び医療班と連携を図りながら、各居宅に取り残された避難行動要支援者の安否確認、所在確認を実施する。その際、あらかじめ作成した避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を活用し、民生委員、自主防災組織等の協力を得ながら行う。

4 救助活動の実施

市は、必要により避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を基に、警察署、消防署、市消防団、自主防災組織等の協力を得ながら在宅の避難行動要支援者の救助を行う。

5 避難所におけるケア対策

避難所では高齢者や障害者等の要配慮者を介護するケア・スペースを確保するとともに、相談機能も付与する。

6 要配慮者用避難所の開設

避難生活では、高齢者、障害者等の生活環境の確保や健康状態の把握、情報の提供等には十分配慮するものとするが、障害者、寝たきりの高齢者など一般の避難者との共同生活が難しく、介護が必要な者等については、必要により社会福祉施設、医療施設に対して緊急一時受け入れ、特例的（定員外）入所を依頼する。

施設への緊急一時受け入れが困難な場合は、次の施設を指定福祉避難所として開設し、訪問介護・居宅介護の派遣、日常生活用品等の確保など福祉関係者、災害ボランティア等の協力を得て管理運営する。

指定福祉避難所

施設名	所在地	電話番号
老人福祉センター	桶川市末広 2-8-29（総合福祉センター内）	728-1122
保健センター	桶川市鴨川 1-4-1	786-1855

7 生活救援物資の供給

市は、要配慮者の被災状況を把握し、要配慮者向けの食料、ペットボトル等の飲料水、生活必需品等の備蓄物資の供給、調達を行う。配布を行う際には、配布場所や配布時間を一般避難者と別に設けるなど配慮する。

市は、在宅の要配慮者にも生活救援物資の供給が行える配布手段、方法を整備する。

8 情報提供

市は、在宅や避難所等にいる要配慮者に対し、民生委員、福祉ボランティア団体や自主防災組織等の協力により、臨時市報等を配布し、また手話通訳者の派遣、音声情報の提供等を行うほか、FAXや文字放送、テレビ等の情報を随時提供していく。

9 相談窓口の開設

市は、避難所等に臨時相談窓口を開設する。相談窓口には、市職員、福祉関係者、医師、看護師、保健師、相談援助職等を配置し、総合的な相談に応じる。

10 巡回サービスの実施

市は、救助班、民生委員、介護職員、保健師などにより、チームを編成し、在宅、避難所、仮設住宅等で生活する要配慮者のニーズを把握し、介護、メンタルケア等の巡回サービスを実施する。

第2 社会福祉施設入所者等の安全確保

1 施設職員の確保

施設管理者は、あらかじめ整備した緊急連絡網を活用し、職員の動員・参集を迅速に行って緊急体制を確保する。

2 避難誘導の実施

施設管理者は、避難誘導計画に基づき、入所者等の救助及び避難誘導を迅速に実施する。
市は、施設入所者の救助及び避難誘導を援助するため、近隣の社会福祉施設、自主防災組織等に協力を要請する。

3 受入先の確保及び移送

施設管理者は、医療施設及び社会福祉施設等の受入先を確保し、移送を行う。
市は、医療施設及び社会福祉施設等の受入先や移送用自動車等を確保し、施設入所者の移送を援助する。

4 生活救援物資の供給

施設管理者は、食料、ペットボトル等の飲料水、生活必需品等の備蓄物資を入所者等に配布する。
市は、備蓄物資の調達を行い、施設入所者等への生活救援物資の供給を援助する。

5 洪水浸水想定区域内の要配慮者関連施設への連絡

市は、荒川又は利根川の水位が上昇し、危険水位に達するおそれがある場合等には、洪水浸水想定区域内の要配慮者関連施設である次の施設に電話・FAX、自主防災組織、消防団等により、直ちに当該情報を提供し、必要な安全確保対策をとるよう指示する。

浸水想定区域内の要配慮者関連施設

施設名	所在地	電話番号
桶川市児童発達支援センターいずみの学園	桶川市川田谷 1991-1	048-786-2306
いずみのの家	桶川市川田谷 1991-5	048-786-2213

6 ライフライン優先復旧

市は、社会福祉施設機能の早期回復を図るため、ライフライン事業者に対して電気、ガス、水道等の優先復旧を要請する。

7 巡回サービスの実施

市は、自主防災組織、災害ボランティア等の協力を得ながら巡回チームを編成し、被災した施設入所者や他の施設等に避難した入所者等のニーズや状況を把握し、援助を行う。

第3 外国人の安全確保

1 安否確認の実施

市は、職員や災害時語学ボランティア等により調査チームを編成し、外国人の安否確認を実施するとともに、その調査結果を県に報告する。

2 避難誘導の実施

市は、広報車や市防災行政無線等を活用して外国語による広報を実施し、外国人に対する速やかな避難誘導を行う。

3 情報提供

市は、インターネット等を活用して外国語による情報提供を行う。また、災害時語学ボランティアの協力を得ながら、チラシ・臨時市報等の発行による生活情報の提供を随時行う。

4 相談窓口の開設

市は、庁舎内等に災害に関する外国人の相談窓口を開設する。各相談窓口には、職員や災害時語学ボランティア等を配置し、総合的な相談に応じる。

第16節 飲料水・食料・生活必需品の供給計画

【環境班、産業班、総合調整班、桶川北本水道企業団】 ▼3時間後～

災害時に市民の基本的な生活を確保するため、生活維持に特に重要である飲料水、食料及び生活必需品等の確保及び迅速な供給を実施する。

また、迅速かつ円滑な供給を行うために、備蓄及び調達並びに供給体制の整備を推進する。

第1 飲料水の供給

災害のため飲料水が、こぼし、又は汚染し、現に飲料に適する水を得ることができない者に対し最小限度必要な量の飲料水の供給を実施する。

1 給水の方針

市は、桶川北本水道企業団と連携・協力して被災住民に対して飲料水の確保を図るように努める。最低必要量（供給を要する人口×1日約3リットル）の水を確保できないときは、緊急調達や相互応援協定に基づき支援を要請し、又は県に速やかに応援を要請する。

資料編 ○応援協定等一覧

2 飲料水の供給基準

被災者に対する飲料水の供給は、次の基準で実施する。

(1) 対象者

飲料水の供給は、災害により水道、井戸等の給水施設が破壊され、あるいは飲料水がこぼし、又は汚染し、現に飲料に適する水を得ることができない者を対象に行う。

帰宅困難者など広域一時滞在者に対しても、飲料水を供給する。

(2) 供給量

1人1日当たりの供給量は、災害発生時から3日目までは、飲料水として約3リットル、4日目以後は、飲料水及び炊事のための水を合計した約20リットルを目標とする。

3 給水方法

(1) 需要範囲の把握

災害によって市全域又は一部の地域で給水が停止し、若しくは汚染し、飲料水として適さない場合には、環境班は、次の方法により需要範囲を把握する。

- ① 市民からの通報
- ② 桶川北本水道企業団からの報告

(2) 給水方法

断水時の飲料水の供給は、市内の必要な地点に給水所を設け、給水車等により浄水を供給する。浄水が得られない場合は、ろ水器機等の活用を図る。必要に応じて、放射性物質測定を行い、基準値を下回った水のみを使用する。

初期の応急的な給水活動は、小中学校などの避難所及び医療施設、福祉施設等の重要拠点へ緊急

給水を中心に行い、以後、応援体制等を整え次第、順次公園や集会所などに給水拠点を拡大する。

また、生活用水としてトイレ、洗濯などに使用する水は、民間における井戸水等を活用する。

(3) 広報の実施

応急的な給水を実施する場合は、住民等に対して市防災行政無線、市防災情報メール、広報車等により給水場所・時間等について周知を図る。

4 給水施設の応急復旧

市は、上水道、簡易水道、簡易給水施設等の被害状況の調査及び応急復旧工事を1週間以内に完成させることを目標とする。このとき、復旧資材及び復旧工事に必要な技術者等は、必要に応じ県に要請し、あっせんを受ける。

第2 食料の供給

災害時の被災者及び災害救助に従事する者に対して食料を確保し、供給する。

1 供給の基準

(1) 供給対象者

供給対象者は、次のとおりであるが、高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者に対しては、要配慮者に配慮した食料の提供、優先供給など、十分に配慮して供給する。

- ① 被災者及び災害救助従事者
- ② 米穀の供給機構が混乱し、食料の確保ができない市民
- ③ 帰宅困難者など広域一時滞在者

(2) 供給品目

給与する食品の品目は、次のとおりとする。

- ① 前項①にあつては、米穀（米飯を含む。）、缶入りソフトパン等の主食のほか、必要に応じて漬物、野菜等の副食、味噌、醤油、食塩等の調味料についても給与するよう配慮する。なお、乳児に対する給与は、原則として調製粉乳又は保管用液体ミルクとする。
- ② 前項②にあつては、原則として米穀とするが、消費の実情等によっては缶入りソフトパン及び乳製品とする。

2 備蓄食料の供給

市防災倉庫及び各防災備蓄倉庫に備蓄しているアルファ化米、缶入りソフトパン等を避難者等に供給する。

3 食品の調達

備蓄食料では不足する場合、又は必要とする食品がない場合には、次により調達する。

(1) 協定締結事業者及び市内販売業者等からの調達

協定を締結している事業者等から必要量の米穀や食品を調達する。

(2) 応援協定に基づく緊急調達

大規模な災害により、協定締結事業者及び市内販売業者等から必要量の食品の調達が困難な場合

は、相互応援協定締結市町から必要量の食品を緊急調達する。

資料編 ○応援協定等一覧

4 県への要請

(1) 米穀の供給

- ① 大規模な災害のため、手持精米のみでは不足する場合は、県知事に米穀の供給を要請する。
- ② 市長は、交通、通信の途絶、被災地の孤立化等、救助法が発動され応急食料が必要と認める場合は、県知事から指示される範囲内で、農林水産省生産局又は関東農政局に対し、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」(平成21年5月29日付け総合食料局長通知)に基づき応急用米穀の緊急引渡しを要請する。

(2) その他の食品の供給

大規模な災害のため、市内食品販売業者等では不足する場合は、県知事に供給を要請する。

5 食料の集積場所

協定締結事業者及び市内販売業者等から調達した食品や相互応援協定締結市町から調達した食品は、桶川サン・アリーナに集積する。

6 炊き出しの実施

炊き出しは、自主防災組織及び災害ボランティアの協力を得て、避難所及び共同調理場など炊事設備を有する施設で行う。

多大な被害を受け、市において炊き出し等の実施が困難と認めたときは、県知事に炊き出し等について協力を要請する。

7 実施状況報告

市長は、炊き出し、食品の給与を実施したとき(県の協力を得て実施した場合も含む。)は、実施状況を速やかに県知事に報告する。

第3 生活必需品等の供給

災害時の被災者に対して衣料、生活必需品その他の物資を確保し、支給又は貸与する。

1 供給の基準

(1) 対象者

対象者は、災害によって住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品(以下「生活必需品」という。)を喪失又はき損し、しかも物資の販売機構の混乱により資力の有無にかかわらず、生活必需品等を直ちに入手することができない状態にある者とする。

帰宅困難者など広域一時滞在者に対しても、「生活必需品」を供給する。

(2) 支給又は貸与の品目

寝具（毛布等）、外衣（洋服、作業衣、子供服等）、肌着、身の回り品（タオル、サンダル等）、炊事道具・食器（皿、箸等）、日用品（洗剤、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、歯ブラシ等）などを支給又は貸与する。

支給又は貸与に当たっては、要配慮者及び女性への配慮に努める。

2 備蓄物資の供給

市防災倉庫及び各防災備蓄倉庫に備蓄している毛布等を避難者等に支給又は貸与する。

3 生活必需品の調達

(1) 協定締結事業者及び市内販売業者等からの調達

協定締結事業者及び市内販売業者等から生活必需品を調達する。

(2) 応援協定に基づく緊急調達

大規模な災害により、協定締結事業者及び市内販売業者等から必要な生活必需品の調達が困難な場合は、相互応援協定締結市町から必要とする生活必需品を緊急調達する。

資料編 ○応援協定等一覧

4 県への要請

大規模な災害のため、協定締結事業者及び市内販売業者等並びに相互応援協定締結市町から必要物資が確保できない場合又は不足する場合は、県に備蓄物資の供給を要請する。

5 生活必需品の集積場所

市内販売業者等から調達した生活必需品や相互応援協定締結市町から調達した生活必需品は、桶川サン・アリーナに集積する。

第4 国によるプッシュ型支援への対応

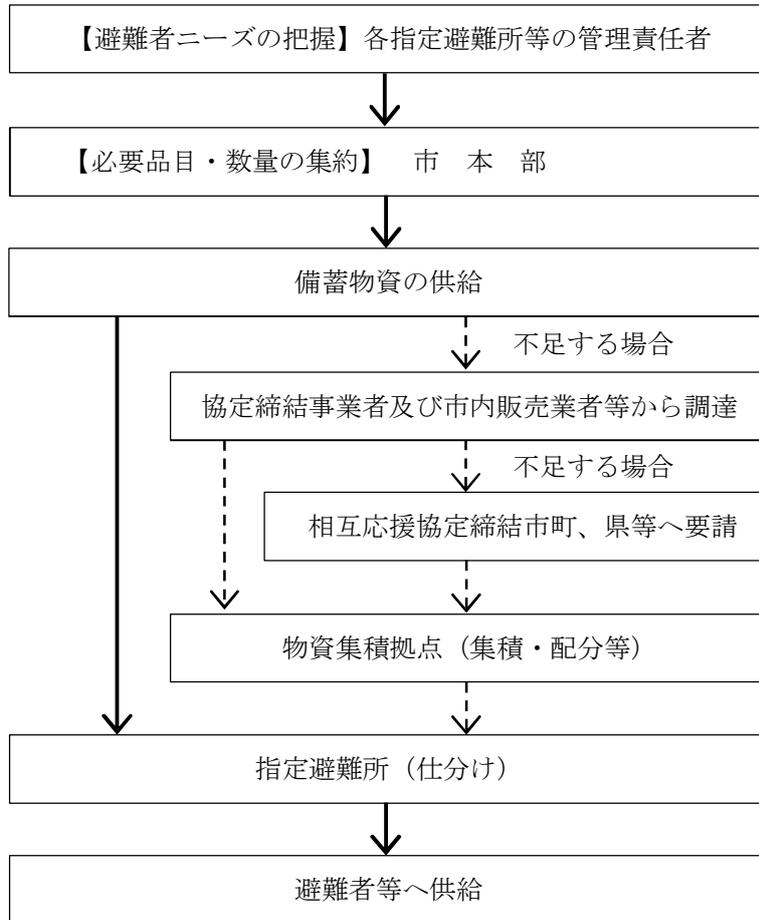
市は、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、「物資調達・輸送調整等支援システム」を使用し、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。また、プッシュ型支援を受ける際は、必要な情報について可能な限り国に提供する。

第5 救助法適用時の費用等

飲料水の供給に要した費用、炊出し等による食品の配布に要した費用、生活必需品の給与又は貸与に要した費用は、「災害救助法による援助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（令和3年度埼玉県告示第932号）」の範囲内において県に請求する。

資料編 ○災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

図表 2-43 食料・物資の供給フロー



第17節 住宅対策計画 【都市施設班、救助班】 ▼1日後～

風水害や大地震により被災した建築物等に対し、余震などによる倒壊や外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒などの二次災害を防止するとともに、その後の迅速な復旧につなげるため、被災建築物応急危険度判定・被災度区分判定を実施する。

また、災害により半焼又は半壊した住宅については、被災者の生活を当面の間維持するため応急修理を実施する。

災害による家屋の倒壊、焼失等の被害により、家屋を失い自らの資力で住宅を確保できない被災者に対して、一時的な住居を供給するため、速やかに仮設住宅を建設することが必要である。このため、用地確保や設置計画の策定など応急仮設住宅の迅速な供給を行うための体制の整備を推進する。

第1 応急危険度判定・被災度区分判定

1 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定

(1) 危険度判定の目的

被災建築物応急危険度判定	被災した建築物の余震等による倒壊の危険性及び落下物の危険性等を判定し、二次的な災害を防止することを目的としたもので、主として外観目視等によって判定するもの
被災宅地危険度判定	被災した宅地の状況を迅速かつ的確に把握し判定することにより、二次災害を軽減・防止し、市民の安全を確保するもの

(2) 危険度判定の実施

被害状況報告に基づき、建築物の危険性を確認するための被災建築物の応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を実施し、二次災害の防止と、建築物の災害後での使用可能性について判断を行う。

被災建築物の応急危険度判定を行う場合には、「桶川市被災建築物応急危険度判定要綱」に基づき、市は、応急危険度判定を実施する。

なお、市職員及び協定に基づく応急危険度判定士などでは不足する場合は、県（都市整備部）に危険度判定士の派遣を要請する。

(3) 「被災建築物応急危険度判定士参集マッチングシステム」の活用

市職員の有資格者の登録を進めるとともに、発災時には必要に応じて活用し、危険度判定士の確保を図る。

2 被災度区分判定調査

被害状況報告に基づき、必要に応じ県、建設業関係団体等の協力を求め、被災度区分判定調査を実施する。

なお、被災度区分判定調査とは、災害による建物の耐震性能の劣化度を調査・判定し、建物の継続使用に際しての補修や補強の要否を検討するときの基礎資料となるものである。

3 応急措置

応急危険度判定等の結果に基づき、被災建築物に対して、適切な応急措置を実施し、二次災害の防

止に努める。

資料編 ○桶川市被災建築物応急危険度判定要綱
○応援協定等一覧

第2 応急住宅の供給

1 応急住宅の定義

応急住宅は、救助法に基づき供与される住宅であり、「住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家のない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者を収容する」ものとされている。

住宅の供与主体は県であり、県は市町村に住宅の発注や入居手続き、入居後の管理等の業務を委任できることとされている。

(1) 公的住宅等の利用

県は、公営住宅等の空家や公的宿泊施設を一時的に供給する。

① 公的住宅の確保

市は、県から空家の提供を依頼された場合は、被災者に提供する。

② 入居資格

次の各号のすべてに該当する者のほか、県知事が必要と認めるものとする。ただし、使用申込は一世帯一か所とする。

- ア 住宅が全焼、全壊又は流出した者
- イ 居住する住居のない者
- ウ 自らの資力では住宅を確保することができない者

③ 入居者の選定

県は、確保した空家の募集計画を策定し、空家の管理主体に入居者の募集及び選定を依頼する。入居者の選定については、県が定める基準を基に、その他の生活条件等を考慮して各管理主体が行うものとする。

(2) 応急仮設住宅

応急仮設住宅は、災害発生後に緊急に建設して供与する「建設型応急住宅」及び民間の賃貸住宅等を借り上げて供与する「賃貸型応急住宅」があり、公的住宅等で不足した場合に提供する。県は、市からの要請に基づき、設置戸数を決定する。

① 建設型応急住宅

県は、できるだけ早期に建設型応急住宅を設置する。住宅の提供に必要な資機材の調達等が適正かつ円滑に行われるよう、救助実施市及び関係業界団体等との連絡調整を行う。

建設型応急住宅の設置場所、入居者の選定、維持管理等については市に委任し、公営住宅に準じて維持管理する。

ア 用地の確保

建設型応急住宅の用地を確保する際は、そこに居住する被災者の生活環境をできる限り考慮

することが必要である。このため、建設型応急住宅適地の基準に従い、適切な用地選定を行う。

用地は、公有地又は建設可能な私有地の中から建設型応急住宅建設予定地を選定する。なお、私有地の選定に当たっては、地権者等と協定を結ぶなどの方策を講じる。

建設型応急住宅適地の基準

- (ア) 飲料水が得やすい場所
- (イ) 保健衛生上適当な場所
- (ウ) 交通の便を考慮した場所
- (エ) 住居地域と隔離していない場所
- (オ) 浸水等のおそれのない場所
- (カ) 既存生活利便施設が近い場所
- (キ) 造成工事の必要性が低い場所

イ 建設型応急住宅設置計画の策定

市は、県が策定する建設型応急住宅全体計画に基づき、次の点を明記した建設型応急住宅の設置計画を策定する。

- (ア) 建設型応急住宅の入居基準
- (イ) 入居者の選定方法
- (ウ) 建設型応急住宅の管理
- (エ) 要配慮者に対する配慮

ウ 建設型応急住宅の建設

県から建設型応急住宅の発注業務を委託された場合、市は、市内建設業者等に建設型応急住宅の建設を発注するものとするが、災害時の混乱等で資材、労務等の確保が困難な場合は、県又は他市町村へ応援を要請する。

なお、建設型応急住宅を建設する際には、建物の構造及び仕様について高齢者や障害者等の要配慮者に配慮するよう努める。

市は、県より建設型応急住宅の維持管理を委任され、公営住宅法に準じて維持管理する。

② 賃貸型応急住宅

市は、県と連携して関係団体等に対し災害時の協力について働きかけを行い、借り上げ又はあっせんの方法により民間賃貸住宅が提供できるように努める。

③ 入居者の選定

市は、被災者の状況を調査の上、次の基準に基づき入居者を決定する。

なお、選定に当たっては、救助班、民生委員等による選考委員会を設置して選定する。

- ア 住居が全焼（壊）又は流出した者
 - イ 居住する住宅がない者
 - ウ 自らの資力をもって、住宅を確保することができない者
- ※応急修理期間中に応急仮設住宅を使用することが可能である。

④ 入居時の留意事項

ア コミュニティ形成への配慮

それまでの地域的な結びつきや近隣の状況など、コミュニティの形成に配慮して入居させる

よう努める。

また、市は入居者の住宅の使用状況等について把握に努める。

イ 要配慮者への配慮

要配慮者を優先的に入居させるなどの配慮に努める。

ウ 入居期間

原則2年以内とする。ただし、応急修理と併給する者は、災害発生の日から原則として6か月（応急修理が完了した場合は速やかに退去）とする。

第3 被災住宅の応急修理

1 修理戸数の決定

市は、被害状況、住宅の被害認定（罹災証明発行のため実施するもの）等により修理戸数を決定する。

2 応急修理の実施基準

被害家屋の応急修理は、次の基準で実施するものとする。

(1) 修理対象者

災害により住宅が半焼、半壊、若しくは準半壊の被害を受け、自己の資力では応急修理できない者又は、大規模半壊の被害を受けた者

(2) 修理の範囲

居室、便所、炊事場等、日常生活に不可欠の部分について必要最小限度

3 応急修理の実施

市は、桶川市建設業協会等の協力により応急修理を行うものとするが、災害時の混乱等で資材、労務等の確保が困難な場合は、県又は他市町村へ応援を要請する。

4 県への報告

市は、応急修理した結果を県に報告する。

第4 救助法適用時の費用等

県知事が直接設置することが困難な場合でその設置等を市長に委任した場合の応急仮設住宅の設置費用、また市が実施した被災住宅の応急修理の費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」（令和3年度埼玉県告示第932号）の範囲内において県に請求する。

資料編 ○災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

第18節 文教・保育対策計画 【救助班、学校教育班、社会教育班】 ▼発災前～

災害時において、児童生徒の生命並びに身体の安全と教育活動の確保に万全を期すため、応急教育や被災した児童生徒等への適切な措置を講ずる。

第1 学校の応急対策

災害時においては、児童生徒の安全確保を最優先とし、さらに教育活動の場を確保し、学校教育の早期再開に必要な応急措置を迅速かつ的確に実施する。

1 緊急対応措置

(1) 児童生徒の安全確保

① 在校時の対応

ア 教職員は、風水害による学校施設の損壊等の発生により、児童生徒に危険が及ぶと判断したときには、速やかに安全な場所に避難させた後、児童生徒の所在を確認する。児童生徒等が被害を受ける事態が発生した場合には、医療機関等への連絡、応急の救助及び手当を行う。

イ 校長は、退避後あるいは下校時の児童生徒の安全確保が十分でないと判断したときは、安全な場所に留め置き、保護者又は保護者に準ずる者と定めた者へ直接引き渡す。

ウ 校長は、災害の規模及び児童生徒等、教職員並びに施設設備の被害状況把握結果を、教育委員会に報告する。

② 登下校時の対応

教職員は、PTAや自主防災組織などの協力を得て、児童生徒の安全確保を図るとともに、児童生徒の被害状況を把握し、速やかに校長に報告する。

③ 在校時外の対応

教職員は、原則として全員学校に出勤し、速やかに児童生徒及び教職員の安否、所在を確認する。校長は確認した結果を教育委員会に報告する。

④ 臨時休業等の措置

ア 登校前の措置

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、休業措置を登校前に決定したときは、速やかに市防災行政無線その他確実な方法で保護者に周知徹底する。

イ 登校時の措置

児童生徒が登校時に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、校長は教育委員会と協議し必要に応じて臨時休業措置をとる。

この場合、児童生徒を帰宅させるときは、注意事項を十分徹底させるとともに、集団下校、教職員の付添いなどの措置をする。

(2) 学校が避難所となる場合の措置

学校は、市職員（避難所班）が配置されるまでの間、避難所の運営に係る業務に対応することが想定されるため、児童生徒の安全確保を最優先に対応するとともに、校長の指揮のもと必要に応じて避難所の開設・運営に協力する。

(3) P T A、地域との協力

① P T Aとの協力

災害の状況等によっては、学校だけでは十分な対応ができないことから、児童生徒の安否、所在の確認、通学路の点検・安全確保、教科書・学用品の支給に関し、P T Aの協力を求める。

② 地域の自主防災組織等の協力

安全の確保や学校が避難所となる場合の円滑な運営を図るため、地域の自主防災組織、災害ボランティア、学校医等の協力を求める。

2 応急教育の実施

(1) 応急教育計画の作成及び実施

災害により、学校施設が被災したり、地域の避難施設となった場合には、市本部（学校教育班）と緊密な連携をとり、児童生徒、教職員、施設・設備の被害状況を把握した上、校舎の収容可能状況を勘案して、短縮授業、二部授業や近隣校・公共施設を利用した授業など教育活動の方法を定めた応急教育計画を作成し、次の点に留意して実施する。

- ① 応急教育施設の指定、応急教育の開始時期及び方法等を確実に児童生徒及び保護者に周知する。
- ② 学校施設の応急的復旧が不可能な場合や長期的に地域の避難所となるなど授業の再開が不可能となった場合には、応急教育活動の実施と避難生活との調整について市本部（学校教育班）と協議する。
- ③ 児童生徒が他の地域に避難し、応急教育を受ける必要がある場合には、県に連絡調整を依頼する。また、卒業証書の取扱いなど弾力的な対応を実施するよう国、県に対し要請する。

(2) 教職員の確保

被災教職員が多数で1学校内で調整できないときは、授業の実施状況に応じ、市教育委員会が管内の学校間において調整する。また、市教育委員会において調整できないときは、県教育委員会に教職員の確保について要請する。

(3) 教材・学用品等の調達及び配給方法

被災児童生徒に対する学用品の給付は、救助法の基準に準じて行う。

① 給付の対象者

災害による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある児童生徒（義務教育学校の前期課程の児童及び特別支援学校の小学部の児童を含む。）、中学校生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中等部生徒を含む。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。）に対し被害の実情に応じ教科書（教材を含む）、文房具及び通学用品を支給する。

② 給付の範囲

学用品の給付は、被害の実情に応じて、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。

- ア 教科書（教材を含む。）
- イ 文房具
- ウ 通学用品

③ 給付の時期

災害発生の日から教科書（教材を含む。）については1月以内、文房具及び通学用品については、15日以内とする。

④ 給付の方法

教科書については、被災学校別、学年別、使用教科書ごとにその数量を速やかに調査し、県教育委員会への報告に基づき教科書供給書店から一括調達し、市（教育委員会）が支給する。

学用品については、県教育委員会から送付を受けたもののほか、被害の実情に応じ現物をもって、市（教育委員会）が支給する。

⑤ 救助法適用時の費用等

学用品の給与に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」（令和3年度埼玉県告示第932号）の範囲内において県に請求する。

資料編 ○災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

(4) 給食の実施

学校給食施設・設備が被災した場合は、速やかに応急措置を講じ給食実施に努める。保管中の食材料が被害を受けた場合は、応急調達の措置を講ずる。

学校が地域住民の避難所として使用される場合は当該学校給食施設・設備は、罹災者用炊出しの用にも供されることが予想されるため学校給食及び炊出しの調整に留意する。

衛生管理に十分注意し、給食に起因する伝染病、食中毒の発生のないよう努める。

(5) 生活指導等

被災した児童生徒に対しては、教職員の分担を定め、地域ごとに状況の把握に努め、避難先を訪問するなどして、心身の健康の保持、生活指導等の指導を実施する。

第2 文化財の応急対策

災害時における文化財の被害は、文化財の材質、形状等によって異なるため、それらに対応した適切な対策が必要となる。

所有者、管理者、その他関係機関は、入場者等の安全を図ると同時に、文化財の保護対策に万全を期する。

1 被害状況の調査、報告

所有者又は管理者は、災害が鎮静化した後に、被害状況を速やかに調査し、市本部（社会教育班）へ報告する。

市本部（社会教育班）は、必要に応じて県教育委員会又は文化庁長官へ被害状況を報告する。

2 被害の拡大防止

所有者又は管理者は、火災、余震等による倒壊、盗難、風雨による文化財の二次的被害の防止に努める。

3 応急措置の実施

災害の種類、規模等に応じ、適切な応急措置を実施する。

- (1) 展示、保管中における転倒・落下等による破損については、個々に容器、袋等で保管する。
- (2) 火災による破損については、消火後、容器等に密封保管する。
- (3) 水災による破損については、カビ等に注意し容器等で保管する。
- (4) 倒木、落木等（天然記念物）については、柵や危険である旨の表示板等を立てる。
- (5) 小規模な被災建物内の文化財は、一時的に公共施設に移動・保管する。

第3 保育・療育施設の応急対策

災害時における保育・療育児童の生命及び身体の安全確保、並びに保育・療育の確保を図るために必要な応急措置を講ずる。

1 緊急対応措置

(1) 児童の安全確保

① 保育・療育時の対応

ア 職員は、災害による保育・療育施設の損壊等の発生により、児童に危険が及ぶと判断したときには、速やかに安全な場所に避難させた後、児童の所在を確認する。

イ 保育所・桶川市児童発達支援センターいずみの学園・放課後児童クラブは、地域周辺の安全が確認され、児童を保護者に引き渡すことが適切であると判断された場合には、あらかじめ定めた方法で速やかに保護者に連絡する。

② 保育・療育時外の対応

職員は、保育・療育再開に当たり児童及び保護者の安否、所在を確認する。

③ 臨時休園等の措置

市は、「桶川市内保育所等の災害時における臨時休園等ガイドライン」に基づき、災害時の臨時休園の判断を行い、保育所等へ連絡を行う。

2 応急保育の実施

災害により、保育・療育施設が被災したり、地域の避難施設となった場合には、市本部（救助班）と緊密な連携をとり、児童、職員、施設・設備の被害状況を把握した上、施設の収容可能状況を勘案して、保育所・桶川市児童発達支援センターいずみの学園・放課後児童クラブの統合、近隣公共施設を利用した保育・療育活動などを定めた応急保育計画を作成し、早期に保育・療育再開できるよう次の点に留意して実施する。

- (1) 応急保育施設の指定、応急保育の開始時期及び方法等を保護者に連絡する。
- (2) 児童が他の地域に避難し、応急保育を受ける必要がある場合には、県に連絡調整を行う。
- (3) 被災職員が多数で保育所内で対応できないときは、保育・療育の実施状況に応じ、市が管内の保育所間において調整する。

3 要保護児童の援護

(1) 要保護児童の把握

市本部（救助班）は、災害による保護者の死亡、けが等により保護が必要な児童の把握を速やかに実施する。

(2) 親族等への情報提供

市本部（救助班）は、保護者のいない児童の実態を把握し、その情報を親族等に速やかに提供する。

(3) 要保護児童の援護

児童福祉法に基づく措置を講ずる。

第19節 障害物除去計画 【土木施設班】 ▼1日後～

災害に際して、土砂、立木等の障害物が日常生活に欠くことができない場所及び道路の機能上支障を来す場合には、速やかにこれを除去し、被災者の保護と交通路の確保の万全を図る。

第1 住宅関係障害物の除去

1 除去の対象

自然災害等により住家に運び込まれた土砂、立木等の障害物の除去は、次の条件に該当する住家を早急に調査のうえ、市が実施する。

- (1) 障害物のため、当面の日常生活が営み得ない状態にあるもの
- (2) 障害物が日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれたもの
- (3) 自らの資力をもってしては、障害物の除去ができないもの
- (4) 住家が半壊又は床上浸水したものであること
- (5) 原則として、当該災害により住家が直接被害を受けたもの

2 対象の選定

障害物除去対象の選定は、市で行う。また、障害物除去戸数は半壊、床上浸水家屋の数量を把握した上で算定する。

3 除去の期間

除去の期間は、原則災害発生の日から10日以内とする。

4 除去の方法

市は、桶川市建設業協会等の協力により、障害物の除去を行う。

労力又は機械力が不足する場合は県に要請し、隣接市町からの派遣を求めるものとする。

5 救助法適用時の費用等

住宅に対する障害物の除去に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」（令和3年度埼玉県告示第932号）の範囲内において県に請求する。

資 料 編 ○災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

第2 道路等の障害物の除去

1 道路上の障害物

- (1) 道路上の障害物の除去について、道路の応急復旧の計画の樹立とその実施は、道路法（昭和27年法律第180号）に規定する道路管理者が行う。

除去に当たっては、道路の被害状況とその路線の交通確保の緊急性を考慮して、応急復旧順位を

設定する。

- (2) 道路上に障害物が倒壊するおそれが出た場合、法令に基づいて関係機関が協議し、処理を行う。

2 河川における障害物の除去

河川における障害物の除去については、河川法（昭和39年法律第167号）に規定する河川管理者が行う。

除去する障害物の優先順位については、河川の機能を確保するため、当該障害物が水流を阻害している程度と二次的な災害の発生の可能性を考慮した上で決定する。

3 障害物の集積場所

障害物の集積場所は、次の基準により災害発生場所の近くに設ける。

- (1) 交通に支障のない市有地。
- (2) 適当な場所がないときは、民有地を借用する。この場合は、所有者との間に土地賃貸借契約及び補償契約を締結する。

第20節 緊急輸送計画 【総務班、土木施設班】 ▼3時間後～

災害時における応急対策活動を効率的に行うため、緊急輸送道路の機能を迅速に回復するとともに、輸送手段等を的確に確保し、活動人員や救援物資等の円滑な輸送を行う。

第1 輸送の基本方針

1 基本方針

緊急輸送は、原則として次の順位により行う。

- (1) 市民の安全を確保するために必要な輸送
- (2) 災害の防止、被害の軽減、拡大防止のために必要な輸送
- (3) 災害応急対策を円滑に行うために必要な輸送

2 輸送の対象

各段階における輸送対象は、概ね次のとおりである。

- (1) 第1段階（被災直後）
 - ① 救助・医療活動の従事者及び医薬品等
 - ② 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資
 - ③ 医療機関へ搬送する負傷者等
 - ④ 自治体等の応急対策要員、ライフライン施設保安要員など初動の災害対策に必要な人員・物資等
 - ⑤ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
- (2) 第2段階（概ね被災から1週間後まで）
 - ① 第1段階の続行
 - ② 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資
 - ③ 疾病者及び被災地外へ退去する被災者
 - ④ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
- (3) 第3段階（概ね被災から1週間後以降）
 - ① 第2段階の続行
 - ② 災害復旧に必要な人員及び物資
 - ③ 生活必需品

第2 陸上輸送

1 被害状況の把握

市本部（土木施設班）は、道路の被害状況等を速やかに把握し、市本部（総合調整班）に報告する。市本部は、直ちに調査結果を県に報告する。

2 道路に関する情報の提供

市本部（土木施設班）は、被害状況調査結果に基づき使用可能な道路情報を定期的に市本部（総合調整班及び総務班）に報告する。

3 輸送手段の確保

総務班は、庁用車の使用を一括して管理するとともに、次の関係機関に協力を要請し、輸送力を確保する。

- (1) 運送業など私有車両の借上げ
- (2) 自主防災組織や災害ボランティアの活用
- (3) 県、自衛隊、協定締結事業者・相互応援協定締結市町等への支援要請

資料編 ○応援協定等一覧

4 緊急通行車両の確認

緊急通行車両の確認手続き等については、本章 第11節「道路応急対策計画」に定めるところによる。

第3 航空輸送

1 航空輸送の実施

災害により道路が寸断されるなど陸上輸送が困難な場合、又は重症者など緊急輸送が必要な場合は、本田航空株式会社、県、また必要によって県を通じて自衛隊にヘリコプターの出動を要請する。

2 交通の確保

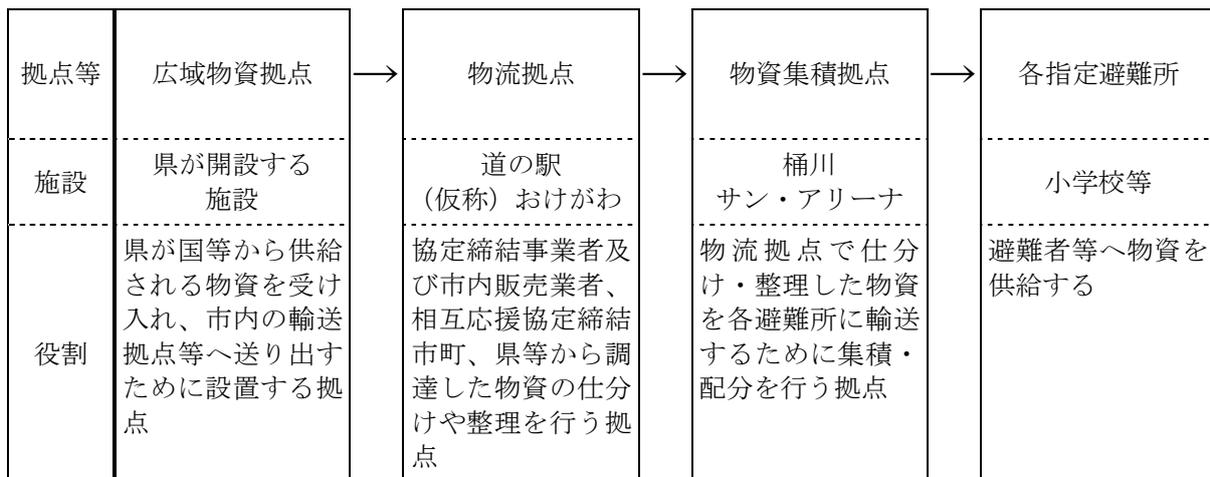
直ちに臨時ヘリポートの緊急点検を行い、使用可能状況を本田航空株式会社及び県へ報告する。

資料編 ○飛行場場外離着陸場一覧
○応援協定等一覧

第4 集積場所及び要員の確保

物資の集積、配分業務を円滑に行うため、桶川サン・アリーナを物資集積拠点とし要員を派遣する。また、国、県及び市は、被災状況に応じ、関係機関と協議の上、県が開設する広域物資拠点、物流拠点（道の駅（仮称）おけがわ）、市の物資集積拠点を経て、各指定避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努めるものとする。

図表 2-44 救援物資等の輸送の流れ



※ 上記の流れは、災害や被害状況に応じ変更する場合がある。

第5 救助法適用時の費用等

応急救助のための輸送に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」（令和3年度埼玉県告示第932号）の範囲内において県に請求する。

資料編 ○災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

第21節 労務要員等確保計画 【職員班、救助班】 ▼1日後～

第1 労務供給計画

災害応急対策の実施に当たって、対策要員等の人員が不足、又は特殊作業のため技術的な労力が必要なときは、必要な人員を雇用する。

1 実施責任者

- (1) 災害応急対策に必要な作業員等の雇上げは、市長が行う。
- (2) 救助法が適用された場合における作業員等の雇上げによる労務の供給は、県が行うが、あらかじめ県知事から職権を委任されている救助に関する雇上げや、県知事の救助を待つことができないときは、市長が行う。

2 雇用方法

市本部は、災害の規模、程度により本部の要員等が不足すると判断したときは、次の方法により、労働力を確保する。

- (1) 桶川市建設業協会等への協力要請
- (2) 大宮公共職業安定所長に対する求人依頼
- (3) 県知事に対するあっせんの要請

3 労務内容

応急救助の実施に必要な労力の供給は、次の救助を実施する者に必要な最小限の要員の雇用によって実施する。

- (1) 被災者の避難
- (2) 医療及び助産における移送
- (3) 被災者の救出
- (4) 飲料水の供給
- (5) 救助用物資の整理分配及び輸送
- (6) 遺体の搜索
- (7) 遺体の処理
- (8) 緊急輸送路の確保

4 救助法適用時の費用等

応急救助のための賃金職員等雇上げ費として要する費用については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」（令和3年度埼玉県告示第932号）の範囲内において県に請求する。

資料編 ○災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

第2 ボランティア受入対策

大規模な災害が発生した場合、多数の災害ボランティアが救援活動に駆けつけることが予想される。そのため、ボランティア活動が円滑に実施されるよう、桶川市社会福祉協議会に設置する災害ボランティアセンターと緊密な連携を図り、災害ボランティアの受入れ及び調整等ボランティア活動支援のための対策を講ずる。

1 地域ボランティアへの協力要請

市本部は、災害の状況等により要員が不足すると判断するときは、桶川市社会福祉協議会、赤十字奉仕団、ボーイスカウト、業種別団体組織その他の民間団体及び中学・高校の奉仕団に対して、災害ボランティアの協力を要請する。

また、必要に応じ、県及び県災害ボランティア支援センターに対して災害ボランティアの派遣等を要請する。

2 災害ボランティアセンターの登録・受付

- (1) 地域や全国からの個人、学生、団体、企業、組合等の支援・協力の申入れがあった場合は、災害ボランティアセンターで登録、受付を行い、登録情報を総合的に管理する。
- (2) 登録・受付をする場合は、災害ボランティア希望者の自発性を阻害させることなく、できる限り待機状態をつくらぬよう、希望者が選択する活動を中心に紹介するよう努める。

ボランティア活動の例示

- ① 一般作業：炊出し、清掃、救援物資の仕分け等
- ② 特殊作業：アマチュア無線による連絡通信、緊急物資の運搬、救急救護、メンタルケア、介護、外国語通訳、手話通訳 等
- ③ ボランティアコーディネート業務

3 災害ボランティアセンターの発足等

- (1) 災害ボランティアセンターの発足
 - ① 桶川市社会福祉協議会は、市本部（救助班）と連携し、各ボランティア団体等に呼びかけ、災害ボランティアセンターを発足させる。
 - ② 災害ボランティアセンターの活動本部は、桶川市社会福祉協議会に活動拠点を置く。
 - ③ 災害ボランティアセンターは、参加申し出のあった各種ボランティア団体、個人等を逐次組み込みながら活動体制を整えていく。
 - ④ 災害ボランティアセンターは、避難所の解消時点を目途に収束を図り、地域内のボランティア団体等を主体とした継続的活動体制に移行していく。
- (2) 災害ボランティアセンターの組織

災害ボランティアセンターの組織は、概ね次の体制とし、コーディネーター、リーダー、専門能力保持者、各種サービス提供者、機関連絡員等を中心に活動する。

 - ① ボランティア受付班：ボランティア受入れ調整等
 - ② ニーズ・支援物資班：被災者ニーズの受付・把握、支援物資の受付・保管等

第1章 風水害応急対策計画
第21節 労務要員等確保計画

- ③ マッチング班：ボランティア活動のマッチング作業等
 - ④ 送り出し班：ボランティア活動先の案内・送迎
 - ⑤ 資材班：活動資材の調達、在庫管理等
 - ⑥ 総務班：会計処理、情報管理、福祉資金の受付等
- (3) 災害ボランティアセンター連絡会議の開催

災害ボランティアセンターは、市本部と定期的に連絡会議を開催し、活動情報等を交換し共有化するとともに、活動の問題点と方向、役割分担のあり方と再調整、協働活動の進め方等、基本方針について協議する。

4 災害ボランティア活動への行政支援

- (1) 市本部は、必要に応じて、災害応急対策の情報、ライフライン復旧等の生活情報の提供を行う。
- (2) 市本部は、災害ボランティアセンターと市本部の各担当部局との連絡、調整を支援する。

第2.2節 自衛隊災害派遣要請計画 【総合調整班】 ▼1時間後～

災害の態様及びその規模から、自衛隊の応援が必要な場合は、直ちに自衛隊に災害派遣の要請を県に要求し、市民の生命・財産を保護するものとする。

第1 災害派遣要請の範囲

自衛隊の災害派遣の要請は、人命の救助を優先して行うもので、次の3つの要件を勘案して行う。

災害派遣要請の3つの要件

- 1 緊急性の原則
差し迫った必要性があること。
- 2 公共性の原則
公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要性があること。
- 3 非代替性の原則
自衛隊の部隊が派遣される以外に他に適切な手段がないこと。

自衛隊派遣要請の範囲

- 1 被害状況の把握
- 2 避難者の誘導、輸送
- 3 避難者の捜索、救助
- 4 水防活動
- 5 消防活動
- 6 道路又は水路等交通上の障害物の除去
- 7 診察、防疫、病虫害防除等の支援
- 8 通信支援
- 9 人員及び物資の緊急輸送
- 10 給食及び給水支援
- 11 入浴支援
- 12 救援物資の無償貸付又は贈与
- 13 交通規制の支援
- 14 危険物の保安及び除去
- 15 予防派遣
- 16 その他

第2 災害派遣要請の要求

市長は、災害の規模や収集した被害情報から自衛隊の派遣が必要と判断した場合は、災対法第68条の2の規定に基づき、直ちに県知事に対して自衛隊の派遣要請を依頼する。

1 要請依頼方法

市長が県知事に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼しようとするときは、次の事項を明記した文書をもって行う。ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは、電信、電話等により県危機管理防災部危機管理課に依頼し、事後速やかに文書を送達する。

また、緊急避難、人命救助の場合、事態が急迫し、通信等の途絶により、県知事に要求ができない場合は、直接最寄りの部隊に通報し、事後所定の手続きを速やかに行う。

(1) 提出（連絡）先

県危機管理防災部危機管理課

(2) 記載事項

- ① 災害の状況及び派遣を要請する事由
- ② 派遣を希望する期間
- ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ④ その他参考となるべき事項

2 連絡（通知）先

(1) 県

① 危機管理課

電話	048-830-8131
FAX	048-830-8129

② 危機管理防災センター

電話	048-830-8111
FAX	048-830-8119
防災行政無線（地上系）電話	85-200-951
防災行政無線（地上系）FAX	85-200-950
防災行政無線（衛星系）電話	89-200-951
防災行政無線（衛星系）FAX	89-200-950

(2) 自衛隊

部隊名（駐屯地）	連絡責任者		電話番号
	時間内	時間外	
陸上自衛隊第32普通科連隊（大宮）	第3科長	部隊当直司令	048-663-4241

第3 派遣部隊の受入体制の確保

災害派遣を依頼した場合は、派遣部隊の受入に際し、次の事項に留意して派遣部隊の救援目的が十分に達成できるよう努める。

1 緊密な連絡協力

市長は、県、警察署、消防署等と、派遣部隊の移動、現地進入及び災害措置のための補償問題など発生の際の相互協力、必要な現地資材等の使用等に関して緊密に連絡協力する。

2 他の災害救助復旧機関との競合重複の排除

市長は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう、最も効率的に作業を分担するよう配慮する。

3 作業計画及び資材等の準備

市長は、自衛隊に対し作業を要請又は依頼するに当たっては、なるべく先行性のある計画を次の基準により樹立するとともに、作業実施に必要なとする十分な資料の準備を整え、かつ諸作業に関係ある管理者の理解を取り付けるよう配慮する。

- (1) 作業箇所及び作業内容
- (2) 作業の優先順位
- (3) 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所
- (4) 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

4 自衛隊との連絡窓口一本化

市長は、派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置がとれるよう、連絡交渉の窓口を総合調整班に設置する。

5 派遣部隊の受入れ

自衛隊派遣が決定したときは、速やかに派遣部隊に対して次の施設等を準備する。

- (1) 本部事務室
- (2) 宿舎
- (3) 材料置き場（野外の適当な広さ）
- (4) 駐車場（車一台の基準 3m×8m）
- (5) ヘリコプター発着場（2方向に障害物がない広場）

6 派遣部隊の撤収要請

派遣部隊の撤収要請は、県知事が市長及び派遣部隊の長と協議して行う。

災害派遣の目的を達成したとき、又はその必要がなくなったときは、市長は、口頭、電話等で連絡し、後日速やかに文書を提出する。

資料編 ○飛行場場外離着陸場一覧

第4 経費の負担区分

自衛隊の救助活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市が負担するものとし、その内容は概ね次のとおりとする。

- 1 派遣部隊が救助活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上費及び修繕費

第1章 風水害応急対策計画
第2.2節 自衛隊災害派遣要請計画

- 2 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- 3 派遣部隊の宿営及び救助活動に伴う光熱、水道、電話料金等
- 4 派遣部隊の救助活動実施の際生じた（自衛隊装備に係るものを除く）損害の補償
- 5 その他救助活動の実施に要する経費で負担区分に疑義ある場合は、協議する。

第23節 環境衛生計画 【環境班、医療班、土木施設班】 ▼1日後～

災害時には、道路障害等によりし尿、生活ごみの収集が困難となり、また大量のがれきが発生することが予想されるほか、汚水の溢水など衛生条件の悪化に伴い、感染症等がまん延するおそれがある。このため、廃棄物の処理を適正に行うとともに、保健所等の指導に基づき、感染症発生の未然防止を図るなどの確な防疫活動を実施し、環境衛生の保全に努める。

第1 廃棄物処理計画

し尿、生活ごみ及びがれき、解体ごみの収集・運搬・処分等を適切に行い、環境衛生の保全と被災地の早期復興を図る。

1 し尿処理

大規模災害発生に伴い電気・上下水道などのライフラインの供給が停止することにより、通常のし尿処理が困難となることが想定される。

このため、速やかに仮設トイレ、し尿処理活動体制を確立し、地域の環境衛生を確保する。

(1) 上尾、桶川、伊奈衛生組合の被害状況の把握

施設管理者は、施設及び設備の被害状況を把握し、直ちに稼働できるよう応急措置をとるとともに、市本部に報告する。

また、甚大な被害が生じ、し尿処理が困難になったときは、近隣市町に協力を要請する。

(2) 応急し尿処理計画

被災状況によるし尿の排出量、上尾、桶川、伊奈衛生組合の処理能力、収集ルートの道路事情を踏まえ、災害時の応急処理計画を作成する。

① し尿の排出量の把握

② 仮設トイレの設置場所、設置箇数の確認

(3) 仮設トイレの設置

① 水洗トイレや浄化槽が使用不可能な場合、民間から借り上げた仮設トイレを指定避難所に設置する。

なお、設置に当たっては、障害者等への配慮を行うものとする。

② 仮設トイレが設置されるまでの間は、地下水、井戸への汚染、周辺の環境を十分考慮し、やむを得ず素掘り・埋立で処理を行う。この場合、次の対策を十分に行う。

ア 頻繁に消石灰で消毒すること。

イ ある程度の量が投入される毎に土覆いすること。

③ 仮設トイレの設置、清掃、消毒等の維持管理は、自主防災組織等の協力を得て行い、仮設トイレの使用方法及び衛生の確保について市民に啓発する。

④ 水道や下水道の復旧に伴い、水洗トイレが使用可能となった場合には、仮設トイレの撤去を速やかに進め、避難所の衛生向上を図る。

(4) し尿処理

避難所等のし尿の汲み取りは、民間業者に業務を委託する。

2 ごみ処理

災害時に発生するごみは、収集体制が確立するまでに一般生活により発生するもののほか、食器類、家具等の粗大ごみ加わり、膨大な量になることが予想される。

このため、市は、速やかに人員を確保し、関係機関との連携・応援を含めた活動体制を早期に確立することにより、災害により排出されたごみを迅速かつ効率的に処理し、地域の環境衛生を確保する。

(1) 環境センターの被害状況の把握

施設管理者は、施設及び設備の被害状況を把握し、直ちに稼働できるよう応急措置をとるとともに、市本部に報告する。

また、甚大な被害が生じ、ごみ処理が困難になったときは、近隣市町に協力を要請する。

(2) 応急ごみ処理計画

被災状況によるごみの排出量、環境センターの処理能力、収集ルートの道路事情を踏まえ、災害時の応急処理計画を作成する。

- ① 処理能力を超える大量のごみが発生すると予測される場合は、周辺の環境、交通の利便、被災地の状況等に留意し、一時集積場を確保する。
- ② 道路の被害状況により、収集ルートを検討し、ごみ集積場の変更を行う。なお、収集ルートは原則として緊急輸送道路を活用する。

(3) ごみ収集活動

① 地域への一時的な仮置き

- ア 収集困難な地域においては、自治会、避難所ごとに一時的な仮置場を設けて対応する。
- イ 一時的な仮置場の整理、管理は、自治会（自主防災組織）等の協力を得て行う。
- ウ 一時的な仮置場は、定期的に消毒を実施するなど環境衛生に十分配慮する。

② ごみの収集

- ア 廃棄物のうち、腐敗しやすく防疫上早急に収集すべき生ごみを最優先に収集する体制を確立し、環境センターでの処理に努める。
- イ 家具等の粗大ごみは、発災後集中的かつ大量に発生することが予想されることから、道路通行上支障がある等緊急を要するものから収集する。

(4) 広報活動

災害時は、平常時に比べごみの分別が困難である。そのため、分別の徹底や応急ごみ収集・処理計画等を広報するとともに、ごみの排出抑制や不法投棄禁止などごみ出しマナーの順守を呼びかける。

(5) 応援要請

- ① 民間の廃棄物処理業者へ協力を要請し、稼働可能な人員、車両等を把握し、計画的な収集に努める。また、必要に応じ桶川市建設業協会へも協力を要請する。
- ② 市本部は、市だけで対応できないと認める場合には、県、自衛隊、相互応援協定締結市町等に対して応援を要請する。

3 がれき等解体ごみ及び片付けごみ等の処理

(1) 仮置場の確保

大規模災害発生時には、建物の倒壊、焼失及び解体により発生する廃木材及びコンクリートがらが大量に発生することが予想される。そのため、「桶川市災害廃棄物処理計画」に基づき仮置場を確保し、それらの廃棄物を適正かつ効率よく処理する。

災害廃棄物仮置場候補地

所在地	集積可能面積	管理者
桶川市大字川田谷 1820 外	6,993m ²	桶川市長

(2) 応急がれき処理計画

被災状況によるがれきの発生量、最終処分までの処理ルート of 道路事情を踏まえ、災害時の応急処理計画を作成する。

(3) がれき処理活動

民間処理業者に協力を要請し、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集運搬する。また、必要に応じて県、自衛隊、相互応援協定締結市町等に対して応援を要請する。

4 損壊家屋の解体

損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備する。

第2 防疫活動

被災地においては、衛生条件の悪化により、感染症等がまん延するおそれがある。そのため、消毒等の感染症防止措置や被災者に対する防疫活動を実施する。

1 感染症の発生状況調査

市は、被災地の感染症の発生状況を把握し、患者の早期発見に努めるための調査を行うとともに、検便などの諸検査を実施する。

2 感染家屋の清掃・消毒

鴻巣保健所の指示により、感染家屋内外、トイレ、給水施設の清掃・消毒を行う。

3 避難所等の消毒

災害時は、避難所等の玄関に、手指の消毒液を設置する。

避難所のトイレその他不潔な場所の消毒は、避難所管理者等の協力を得て、適宜実施する。また、避難所、仮設住宅の衛生保持について、手洗い消毒液の配布及び仮設トイレの使用方法、薬剤散布方法等について啓発を行う。

なお、避難生活が長期化する場合は、寝具等の乾燥、洗濯対応を検討する。

4 防疫資材の調達

防疫及び保健衛生用機材等が不足する場合には、市内関係業者から調達するものとするが、調達不可能な場合は、県知事又は相互応援協定締結市町等から応援を要請する。

資料編 ○応援協定等一覧

5 臨時の予防接種

市は、国等の指示を受け、災害の状況及び被災地の感染症発生状況により、予防接種の対象及び期間を定めて、臨時予防接種を実施する。

第3 食品衛生監視

1 食品衛生監視の実施

市は、災害時の状況に応じ必要と認めたときは、救援物資集積所等の食品の監視指導及び炊き出し実施時の衛生指導などにより、食品に起因する被害発生を防止する。

2 食品衛生監視班の派遣要請

市は、災害時の状況に応じて必要と認めたときは、県に食品衛生監視班の派遣を要請し、次に示す食品衛生の監視活動を求める。

- (1) 食品の監視指導及び試験検査
- (2) 飲料水の簡易検査
- (3) その他食品に起因する被害発生の防止

第4 動物愛護

1 目標

災害時には、負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。

市は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼養に関し、県等関係機関や獣医師会、動物愛護関係団体、ボランティア、動物園等との協力体制を確立する。

2 具体的な取組内容

(1) 動物救援本部

市は、県、獣医師会及び動物関係団体と連携して、県が設置する動物救援本部の活動に協力する。
動物救援本部は、次の事項を実施する。

- ① 動物保護施設の設置
- ② 所有者不明の動物の保護収容及び飼養管理
- ③ 負傷動物の保護収容、治療及び飼養管理

- ④ 飼養困難動物の一時保管
 - ⑤ 動物の所有者や新たな所有者探しのための情報収集・提供
 - ⑥ 動物に関する相談の実施等
- (2) 被災地における動物の保護
- 所有者不明の動物、負傷動物等は市、県、獣医師会、動物関係団体等が協力の上保護し、動物保護施設等へ搬送する。
- (3) 避難所における動物の適正な飼養
- 市は、県と協力して、飼い主とともに同行避難した動物の飼養に関して適正飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。
- (4) 情報の交換
- 市は、動物救援本部等と連携して、次の情報を収集、提供する。
- ① 各地域の被害及び避難所での動物飼育状況
 - ② 必要資機材、獣医師の派遣要請
 - ③ 避難所から動物保護施設への動物の預け入れ希望
 - ④ 県への連絡調整及び応援要請
- (5) その他
- 動物の愛護及び管理に関する法律に規定する特定動物（危険な動物）等が逸走した場合は、動物園及び警察署の協力を得て収容、管理する。

第24節 県防災ヘリコプター出場要請計画 【総合調整班】 ▼1時間後～

災害の状況に応じ、県に対し防災ヘリコプターの出場を要請し、被害の情報収集、救出・救助活動等を迅速に行う。

第1 応援要請の範囲等

1 応援要請の範囲

市長は、次のいずれかの事項に該当し、防災ヘリコプターの活動を必要と判断する場合には、「埼玉県防災ヘリコプター応援協定」に基づき、県知事に対し応援要請を行う。

応援要請の範囲

- (1) 災害が隣接する市町等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 市の消防力によっては防御が著しく困難な場合
- (3) その他救急搬送等防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

2 防災ヘリコプター緊急運航基準

防災ヘリコプターの緊急運航基準は、次のとおりである。

図表 2-45 防災ヘリコプター緊急運航基準

区分	出場基準
災害応急対策活動	(1) 情報収集を必要とする場合 (2) 警戒又は指揮支援を必要とする場合 (3) 避難誘導又は広報を必要とする場合 (4) 被災地を救援するため、物資、資機材又は人員等を搬送する場合で、地上からの搬送が不可能又は長時間を要する場合
火災防御活動	(1) 中高層建物又は特定防火対象物の火災で、航空機の活動が必要な場合 (2) 林野火災で、航空機の活動が必要な場合 (3) 密集地における建物火災で、3棟以上又は延べ面積 300㎡以上の延焼拡大が見込まれ、航空機の活動が必要な場合 (4) 高速自動車国道及び自動車専用道路上の火災で、航空機の活動が必要な場合 (5) 油脂類等の火災で航空機の活動が必要な場合 (6) 工場等の火災（爆発事故を含む。）で、航空機の活動が必要な場合
救助活動	(1) 水難事故又は山岳遭難事故における人命救助を行う場合 (2) 上記のほか航空機による人命救助の必要がある場合
救急活動	(1) 救急車による搬送が不可能な場合 (2) 救急車による搬送が可能であっても、傷病者の搬送に長時間を要し、かつ、緊急の処置が必要な場合 (3) 救急資機材等の搬送（臓器搬送含む。）を実施する場合
広域航空消防防災応援活動	(1) 消防組織法（昭和22年法律第226号）第44条に規定する緊急消防援助隊の活動として総務省消防庁から出場要請を受けた場合の活動及びさいたま市から緊急消防援助隊指揮支援隊の活動に関する応援要請を受けた場合の活動 (2) 大規模特殊災害時における広域航空消防防災応援実施要綱による応援要請があった場合 (3) 他の地方公共団体との協定に基づく応援要請があった場合

出典：埼玉県防災航空隊総合運航規程（令和3年4月1日一部改正）

第2 応援出場要請方法

航空機の出場要請は、埼玉県防災航空センター所長に対して、電話により次の事項を速報後、「防災航空隊出場要請（受信）書」を、FAXで送付することにより行う。

要請時の明示事項

- 1 災害の種別
- 2 災害の発生場所及び被害の状況
- 3 災害発生現場の気象状態
- 4 飛行場場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- 5 応援に要する資機材の品目及び数量
- 6 その他必要な事項

資料編 ○防災航空隊出場要請（受信）書

第3 経費の負担

埼玉県防災ヘリコプター応援協定に基づく応援に要する経費は、県が負担する。また、応援要請に基づき消防活動に従事する場合においても、応援に要する経費は、埼玉県下消防相互応援協定第13条の規定にかかわらず、県が負担するものとする。

第25節 農業災害対策計画 【産業班】 ▼3時間後～

暴風雨、豪雨、降ひょう、降霜、干ばつ、低温、降雪等の天災による農業関係災害に関し、関係機関との連携により、その災害予防、災害発生時の的確・円滑な災害対策の実施を図るものとする。

第1 注意報及び警報の伝達

市は、県から県災害オペレーション支援システムにより気象注意報及び警報等の伝達を受けたとき、又はさいたま農林振興センターからこれに関する必要な指導を受けた場合には、電話又は市防災行政無線等により速やかにさいたま農業協同組合等関係団体及び地域住民に情報の伝達、注意の呼びかけ等を行う。

第2 農業災害対策

1 被害状況の把握

市は、さいたま農業協同組合等関係機関と連携を図り、速やかに被害状況の把握に努める。

2 農業用施設応急対策

農業用施設が災害により被害を受けた場合は、速やかに応急復旧を実施する。また、施設の損傷により危険が生じたときは、関係機関の協力を得て適切な処置をとる。

3 農作物応急対策

(1) 災害対策技術の指導

農作物の被害を最小限に食い止めるため、さいたま農林振興センター等の協力を得て、対策及び技術の指導を行う。

(2) 病虫害の防除

病虫害が発生した場合には、県病虫害防除所等の指導、協力を得て、薬剤等を確保して適期防除に努めるものとする。

(3) 風水害対策

台風、季節風及び集中豪雨等により倒伏又は浸冠水の被害を受けたときは、圃場内の早期排水対策、早期収穫など栽培技術の指導に努める。

第3 畜産災害対策

1 被害状況の調査

市は、災害が発生した場合には、速やかに家畜及び畜産施設の被害調査を実施し、被害状況を県中央家畜保健衛生所に報告する。

2 家畜伝染病対策

災害に伴い家畜伝染病が発生し、又は発生のおそれがある場合は、県中央家畜保健衛生所、畜産関

係団体の協力を得て、被害地域の畜舎施設並びに病畜及び死亡獣畜に対し薬剤散布を実施するとともに、防疫方法の指導及び防疫薬剤の配布を行う。

3 飼料の確保対策

市は、畜産農家から飼料のあつせんを求められた場合は、県に必要な飼料のあつせんを要請するなどして飼料の確保に努めるとともに、災害時における飼料の品質管理の徹底等の指導を行うものとする。

第26節 帰宅困難者支援対策

【帰宅困難者班、企画班】 ▼3時間後～

帰宅困難者に対し、県、防災関係機関と連携して適切な情報の提供、保護・支援、代替交通手段の確保などの対策を実施する。

第1 情報提供等

各関係機関は、帰宅困難者にとって必要な交通情報や県内の被害状況等の情報を伝達するとともに、安否を気づかう家族への連絡体制を確保する。

帰宅困難者に伝える情報例

- 1 被害状況に関する情報（震度分布、建物被害、火災、人的被害、ライフライン被害等）
- 2 鉄道等の公共交通機関に関する情報（路線ごとの運行状況、復旧見通し、代替交通機関の情報等）
- 3 帰宅に当たって注意すべき情報（通行不能箇所、大規模火災箇所、規制情報等）
- 4 支援情報（帰宅支援ステーション（コンビニ等）の開設状況、一時滞在施設の開設状況等）

図表 2-46 帰宅困難者への情報提供機関と内容

実施機関	項目	対策内容
県	情報の提供、 広報	1 テレビ、ラジオ局への放送依頼、報道機関に対し、被害状況、交通情報等を広報 2 ホームページ、メール、Twitter や LINE 等の公式ソーシャルメディアの活用や危機管理・災害情報ブログによる情報提供
市	情報の提供、 広報、誘導	1 帰宅困難者の誘導 2 ホームページによる情報提供 3 市防災行政無線による情報提供 4 デジタルサイネージを活用した情報提供
鉄道機関	情報の提供、 広報	鉄道の運行・復旧状況、代替輸送手段等の情報提供等
東日本電信電話株式会社・各携帯事業者	安否確認手段の提供	1 災害用伝言ダイヤル（171） 2 特設公衆電話の設置 3 災害用伝言板等
ラジオ、テレビ等放送・報道機関	情報の提供	帰宅困難者向けの情報の提供 （県内の被害状況、安否情報、交通関係の被害復旧、運行情報）

第2 一時滞在施設の開設・運営

1 一時滞在施設の開設

鉄道が運行停止し駅周辺に滞留者が発生した場合には、駅周辺の混乱を防止し帰宅が可能となるまで待機場所がない者を一時的に滞在させるため、一時滞在施設を開設する。一時滞在場所を開設したときは、滞留者や徒歩帰宅者に対し、安全な待機場所であることを分かりやすく表示する。

一時滞在施設の運営については、本章 第1.2節「避難計画」を準用する。

2 一時滞在施設への誘導

一時滞在施設を開設した際にはその案内に努め、帰宅困難者を迅速かつ安全に誘導する。

また、一時滞在施設まで安全に誘導するため、警察署の協力を得る。

3 一時滞在施設での飲料水・食料・情報等の提供

市は、一時滞在施設に受け入れた帰宅困難者に対し、飲料水・食料を必要に応じて提供する。また、交通機関の復旧状況、道路の被災状況等の帰宅の可否を判断できる情報を適宜一時滞在施設に提供する。

第3 帰宅行動への支援

各関係機関は、帰宅行動を支援するために、代替輸送の実施や徒歩帰宅者への休憩所の提供等を実施する。

市は、帰宅困難者が発生した場合、市民ホールに一時滞在施設を開設し、必要に応じ飲料水、食料等を提供する。なお、災害の態様により、市民ホール以外の一時滞在施設の設置も検討する。

図表 2-47 帰宅困難者への支援実施機関と支援内容

実施機関	項目	支援内容
県、市	一時滞在施設の提供	公共施設等の一部を休憩所・トイレとして開放
	飲料水、食料の配布	一時滞在施設等において、飲料水、食料の配布
	一時休憩所提供の要請	ガソリンスタンド、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン等へ水道水、トイレ等の提供を要請
	代替輸送の提供	バス輸送の実施
鉄道機関	施設の提供	休憩所、トイレ等の提供
東京電力パワーグリッド株式会社	沿道照明の確保	帰宅通路となる幹線道路への照明用電力の供給

第4 事業所等の対応

職場や学校あるいは大規模集客施設などの帰宅困難者に、次の対応を促す。

- 1 帰宅困難者に水、食料、毛布などの提供及び情報の入手手段の確保並びに滞在・宿泊場所の確保
- 2 交通機関の不通、停電、道路の寸断又は二次災害の発生が予想される場合、企業の社員や顧客等に帰宅困難な状況が見込めるときは、「むやみに移動しない」ことを原則に、状況に応じて一斉に帰宅させず分散帰宅させることや事業所等に一時的に待機させる滞在場所の確保、さらに長時間を要する場合には簡易に宿泊できる空間や場所の確保

第5 災害救助法の適用

大量の帰宅困難者が発生し、一時滞在施設等において、飲料水・食料等の提供を行う必要が生じた場合には、県と協議の上、救助法の適用を検討する。

資料編 ○災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

第27節 竜巻等突風対応計画 【総合調整班】 ▼発災前～

突発的に発生し、局地的に甚大な被害をもたらす竜巻等突風について、市民への注意喚起を行うとともに市民生活に与える影響を最小限にするための対策を講じる。

第1 情報伝達

市は、市民が竜巻等突風から身の安全を守るため、市民が主体的に状況を判断し、適切な対処行動をとるために必要な情報を迅速に発信する。その際、市民が適切な対処行動を取りやすいよう、可能な範囲で市単位の情報などの付加等を行う。付加する情報の例（「竜巻等突風対策局長級会議報告」（平成24年8月15日）より）としては、以下のものが考えられる。

- 1 竜巻の注意喚起を含む気象情報及び雷注意報発表時における対応
- 2 竜巻注意情報発表時における対応
- 3 市内において気象の変化が見られ、かつ竜巻発生確度ナウキャストで発生確度2の範囲に入ったときにおける対応
- 4 市内において竜巻が発生したときにおける対応

第2 救助の適切な実施

被害の規模に応じて避難所の開設等、適切な救助を実施する。

具体的には、本章 第12節「避難計画」、第13節「救急救助・医療救護計画」、及び第15節「要配慮者等の安全確保対策」を準用する。

第3 がれき処理

竜巻等突風により生じたがれきを迅速に処理し、早期の生活再建につなげる。

具体的には、本章 第23節「環境衛生計画」を準用する。

第4 避難所の開設・運営

竜巻等突風の被災者に対し、避難所を開設し、迅速に收容する。

具体的には、本章 第12節「避難計画」を準用する。

第5 応急住宅対策

竜巻等突風の被災者に対して、被災住宅の応急修理、応急住宅の供給を行う。

具体的には、本章 第17節「住宅対策計画」、第19節「障害物除去計画」を準用する。

第6 道路の応急復旧

竜巻等突風により道路上に飛散した瓦礫等の障害物を迅速に処理し、交通に支障のない状態とする。

具体的には、本章 第19節「障害物除去計画」を準用する。

第28節 雪害対応計画 【総合調整班、土木施設班】 ▼発災前～

冬季に、発達した低気圧と寒気の影響等により、大雪が降ることがある。市内に大雪が降った際に市及び防災関係機関が実施する雪害対策について定める。

第1 活動体制の確立

降雪及び積雪の状況に応じて、市職員の参集、情報連絡体制の確立及び市本部の設置等、必要な措置を講じる。なお、被害の規模により市本部の設置には至らないが応急対策が必要な場合等については、風水害対策に準じ必要な体制をとる。

第2 交通確保・緊急輸送活動

救援体制及び緊急輸送を確保するために県及び警察署が行う一般車両の交通規制の実施に当たり、必要な協力を行う。

被害の状況、緊急度及び重要度を考慮し、除雪、交通規制、応急復旧及び輸送活動を行う。

また、道路、鉄道交通等を確保するため、各施設の管理者等は必要な連絡をとりながら連携して、除雪、障害物の除去、応急復旧等の必要な措置を実施する。

第3 除雪の実施

市は、県や道路管理者、桶川市建設業協会、防災関係機関等と連携し、市内の道路網の除雪体制の構築を図り、必要に応じ市民の除雪を支援する。

なお、災害対応上重要な施設入口付近や市民の利用度の高い桶川駅前広場については、交通路を確保するために凍結防止剤の散布についても検討する。

第4 市民及び道路利用者への広報

降雪による交通の混乱防止、円滑な除雪作業の実施及び雪害による被害の防御軽減を図るため、交通状況や交通確保の実施状況、自家用車の使用自粛や路上駐車禁止、雪下ろし中の転落事故等の防止に十分留意することなど、必要な事項について市民に適時適切な広報を行う。

第2章 災害復旧復興対策計画

第1節 災害復旧計画 【企画班、財政班】

災害発生後、被災状況を的確に把握し、再度災害の発生防止や将来の災害に備えるため、必要な施設の改良復旧の事業計画を樹立し、迅速にその実施を図る。

第1 災害復旧事業計画の作成

市は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分調査・検討し、市が所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成する。

復旧事業計画の樹立に当たっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、二次災害の防止に努めるよう関係機関と十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

災害復旧事業計画の種類は、次に示すとおりである。

災害復旧事業計画の種類

- 1 公共土木施設災害復旧事業計画
- 2 農林水産業施設災害復旧事業計画
- 3 都市災害復旧事業計画
- 4 上下水道災害復旧事業計画
- 5 住宅災害復旧事業計画
- 6 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 7 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- 8 学校教育施設災害復旧事業計画
- 9 社会教育施設災害復旧事業計画
- 10 復旧上必要な金融その他の資金計画
- 11 その他の計画

第2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成

市は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成するとともに、国又は県が費用の全部又は一部を負担又は援助するものについては、財政援助及び助成計画を作成して、復旧事業費の査定実施が速やかに行えるよう努める。

1 法律に基づく財政援助措置

国は、法律又は予算の範囲内において災害復旧事業の全部又は一部を負担又は補助する。

財政援助根拠法令は、次のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- (2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- (3) 公営住宅法

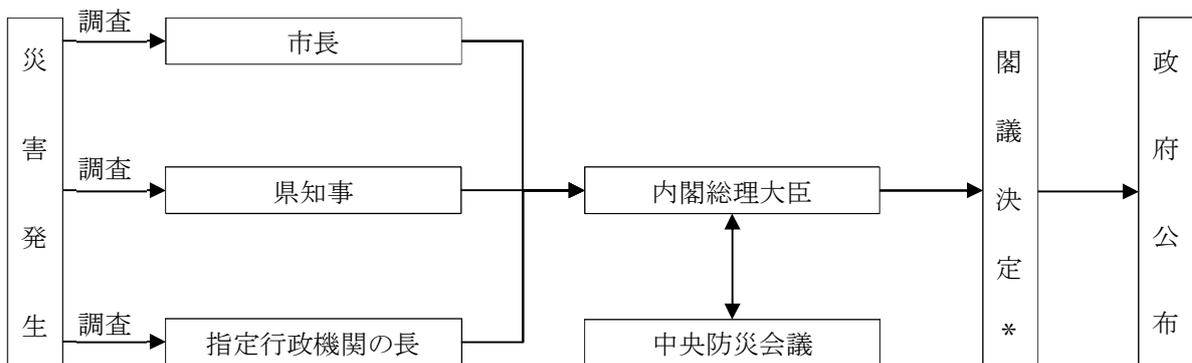
- (4) 土地区画整理法
- (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (7) 予防接種法
- (8) 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針
- (9) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- (10) 水道法

2 激甚災害に係る財政援助措置

災対法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、市は県と連携して災害の状況を速やかに調査し実情を把握して、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

激甚災害の手続きの流れについては、下図のとおりである。

図表 2-48 激甚災害の指定手続きの流れ



* 地域、適用条件、災害名

(1) 財政援助措置の対象

- ① 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
 - ア 公共土木施設災害復旧事業
 - イ 公共土木施設災害復旧事業関連事業
 - ウ 公立学校施設災害復旧事業
 - エ 公営住宅災害復旧事業
 - オ 生活保護施設災害復旧事業
 - カ 児童福祉施設災害復旧事業
 - キ 認定こども園災害復旧事業
 - ク 老人福祉施設災害復旧事業
 - ケ 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
 - コ 障害者支援施設等災害復旧事業

- サ 婦人保護施設災害復旧事業
- シ 感染症指定医療機関災害復旧事業
- ス 感染症予防事業
- セ 幼稚園災害復旧事業
- ソ 堆積土砂排除事業
- タ たん水排除事業
- ② 農林水産業に関する特別の助成
 - ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
 - イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
 - ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
 - エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
 - オ 土地改良区等の行うたん水排除事業に対する補助
- ③ 中小企業に関する特別の助成
 - ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
 - イ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- ④ その他の特別の財政援助及び助成
 - ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
 - イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
 - ウ 市が施行する伝染病予防事業に関する負担の特例
 - エ 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例
 - オ 水防資材費の補助の特例
 - カ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
 - キ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
 - ク 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例
- (2) 激甚災害に関する調査
 - 市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について、協力する。

第3 災害復旧事業の実施

災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、市は、実施に必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等活動体制について必要な措置を行う。

復旧事業の事業費が決定され次第、速やかに事業が実施できるよう措置し、復旧事業の実施効率をあげるよう努める。

被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本としつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うものとする。

また、復旧事業の実施に当たっては、緊急といえども関係住民に対して理解を得るよう努める。

なお、災害復旧工事における労働災害を防止するため、災害復旧工事現場に対し監督指導等を行う。

第2節 災害復興計画 【企画班】

被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に都市構造や地域産業の構造等をより良いものに改変する復興計画を速やかに作成し、関係する主体との調整及び合意形成を行い、計画的な復興事業を推進する。

第1 復興に関する事前の取組の推進

市は、早期の復興を実現するため、復興方針や復興計画が速やかに策定できるよう、あらかじめ復興手続等について検討を行い、必要に応じて復興プラン等を策定する。

第2 災害復興対策本部の設置

市は、被災状況を速やかに把握し、災害復興の必要性を確認した場合は、市長を本部長とする災害復興対策本部を設置する。

第3 災害復興計画の策定

1 災害復興方針の策定

市は、学識経験者、有識者、市議会議員、市民代表、行政関係職員により構成される災害復興検討委員会を設置し、災害復興方針を策定する。

災害復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を市民に公表する。

2 災害復興計画の策定

市は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、市で策定した災害復興方針や国の復興基本方針等に基づき、具体的な災害復興計画の策定を行う。

災害復興計画では、市街地復興に関する計画、産業振興に関する計画、生活復興に関する計画、及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

災害復興計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。

第4 災害復興事業の実施

1 市街地復興事業のための行政上の手続の実施

(1) 取組方針

市街地復興事業のための行政上の手続の実施に当たっては、発災直後から1週間程度を目安とし、建築基準法第84条建築制限や被災市街地復興推進地域の都市計画決定を行う区域の建築物被害状況を把握・調査する必要がある、当該業務の実施のための体制を整備する。

(2) 建築基準法第84条建築制限区域の指定

県は、建築主事を置く市町村（建築基準法第97条の2に基づき建築主事を置く市町村を除く。）以外の市町村で、被災した市街地で都市計画又は土地区画整理法による土地区画整理事業のため必要があると認められる場合には、建築基準法第84条による建築制限区域の指定を行う。

(3) 被災市街地復興特別措置法上の手続

市は、被災市街地復興特別措置法第5条の規定による被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限等を行う。

被災市街地復興推進地域の指定は、通常の都市計画決定の手続と同様の手順で行う。

2 災害復興事業の実施

(1) 市は、災害復興に関する専門部署を設置し、当該部署を中心に災害復興計画に基づき、災害復興事業を推進する。

(2) 市は、地域の復興を迅速に行うため、あらかじめ復興手続について検討を行う。

第3節 生活再建等の支援計画 【調査班、総合調整班、会計班、産業班】

大規模災害時には、多くの人々が被災し、家屋や家財の喪失、経済的困窮あるいは生命の危機に瀕し、地域社会が混乱に陥る可能性がある。また、こうした社会混乱が速やかな災害復旧・復興を妨げる要因となる。そのため、被災者の生活再建等の措置を行い民生安定を講ずる。

第1 被災者の生活確保

1 被災者に対する職業支援

市は、災害により離職を余儀なくされた失業者を支援するため、県を通じて埼玉労働局又は大宮公共職業安定所に対して就職に関する臨時職業相談所の設置など再就職促進措置や雇用保険の失業給付に関する措置の実施を要請する。

2 国税等の徴収猶予及び減免の措置

国、県及び市は、災害により被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期日の延長、国税、地方税（延滞金等を含む。）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

第2 被災者台帳・罹災証明書・被災証明書

1 被災者台帳の作成

市は、被災者支援を効率化かつ効果的に実施するために、被災者台帳を作成する。被災者台帳は、被災者支援実施に必要な限度で活用及び提供を行う。

被災者台帳の記載内容

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況
- (6) 援護の実施の状況
- (7) 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- (8) その他（内閣府で定める事項）

2 罹災証明書の発行

罹災証明は、各種被災者生活支援制度を受けるとき、住家（居住のために使っている建物）の被害程度を証明するものである。

市長は、被災者からの申し出により、住家の被害状況の調査を行い、確認した事実に基づき被害の程度を証明する罹災証明書を発行する。ただし、火災については埼玉県央広域消防本部消防長が証明し、発行する。証明手数料は無料とする。

住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

なお、罹災の程度は、住家を対象に、一棟ごとに母屋で判断するもので、屋根、壁、構造体など部分ごとに表面に現れた被害を調査して「全壊」「大規模半壊」「半壊」「一部破損」に分類する。家財道具や門柱、門扉などの外構部分は、罹災証明の対象外である。

なお、市職員だけでは罹災証明書の発行業務を行うのに人員が不足する場合は、埼玉県・市町村被災者安心支援制度に基づき、罹災証明の発行に必要な住家の被害認定職員などの人的支援を受けることができる。

資料編 ○罹災証明書・被災証明書

3 被災証明書の発行

被災証明書は、保険金等の請求や税等の減免のため、地震災害の事実を証明する書類である。住家以外の建物や家財道具、門柱、門扉などの被害について、被災写真等に基づき発行する。

証明書発行を申請する市民は、可能な限り、被災写真等（2～3枚）を添付し、申請する。

資料編 ○罹災証明書・被災証明書

第3 被災者への融資等

1 被災者個人への融資

(1) 生活福祉資金

埼玉県社会福祉協議会は、被災した低所得者世帯に対して、生活福祉資金貸付制度に基づく貸付（災害を受けたことにより臨時に必要な経費）を、民生委員及び桶川市社会福祉協議会の協力を得て行う。

図表 2-49 生活福祉資金貸付制度に基づく貸付（災害を受けたことにより臨時に必要な経費）

貸付対象者	低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯（日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る）のうち被災された世帯 ※ただし、『災害弔慰金の支給に関する法律』に基づく災害援護資金の対象とならない世帯であること
資金使途	滅失した家財の購入、転居費用等
貸付限度	150万円以内
貸付条件	償還期間：6月以内の据置期間経過後7年以内 利率：年1.5%（連帯保証人を立てる場合は無利子）

図表 2-50 生活福祉資金貸付制度に基づく住宅資金貸付

貸付対象者	低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯（日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る）のうち被災された世帯 ※ただし、『災害弔慰金の支給に関する法律』に基づく災害援護資金の対象とならない世帯であること
-------	---

資金使途	現住家屋が被災したことによる補修費用や改築費用
貸付限度	250万円以内
貸付条件	償還期間：6月以内の据置期間経過後7年以内 利率：年1.5%（連帯保証人を立てる場合は無利子）

(2) 災害復興住宅資金

住宅金融支援機構は、大災害により住宅に被害を受けた者に対し、住宅金融支援機構法の規定に基づき、災害復興住宅融資（建設資金、購入資金又は補修資金）の貸付を行う。

図表 2-51 災害復興住宅建設資金に基づく資金貸付

貸付対象者	住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」を交付されている者で、1戸当たりの住宅部分の床面積が13㎡以上175㎡以下の住宅を建設する者 建物と同時に宅地について被害を受け、宅地が流出して新たに宅地を取得する者に土地取得資金、整地を行う者に整地資金をそれぞれ建物資金とあわせて融資する。
貸付限度	① 建設資金（基本融資額） 1,460万円以下 ② 建設資金（特例加算額） 450万円以下 ③ 土地取得資金（基本融資額） 970万円以下 ④ 整地資金（基本融資額） 390万円以下
利率	基本融資額年1.20% 特例加算額年2.10%
償還期間	耐火、準耐火・木造（耐久性）35年以内 木造（一般）25年以内 通常の償還期間に加え3年以内の元金据置期間を設定できる。 （ただし、借入申込日現在の申込本人の年齢（1歳未満切り上げ）に償還期間（据置期間を含む）を加えた年齢が80歳を超えないことが必要。）
その他	住宅が「大規模半壊」又は「半壊」した旨の罹災証明書を交付されている者は「住宅の被害状況に関する申出書」の提出が必要。

図表 2-52 災害復興住宅補修資金に基づく資金貸付

貸付対象者	住宅に10万円以上の被害が生じ、「罹災証明書」（罹災の程度は問わない）を交付されている者 また、補修する家屋を移転する者に引方移転資金、宅地に被害を受けた整地を行う者には整地資金をそれぞれ補修資金とあわせて融資する。
貸付限度	① 補修資金 640万円以下 ② 引方移転資金・整地資金 390万円以下
利率	基本融資額年1.20%
償還期間	20年以内 通常の償還期間に加え、1年以内の元金据置期間を設定できる。 （ただし、借入申込日現在の申込本人の年齢（1歳未満切り上げ）に償還期間（据置期間を含む）を加えた年齢が80歳を超えないことが必要。）

(3) 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、自然災害（以下「災害」という。）により死亡した者の遺族に対して支給する災害弔慰金、災害により精神又は身体に重度の障害を受けた者に対して支給する災害障害見舞金及び災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付ける災害援護資金は、市が実施主体となり、桶川市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき実施する。

図表 2-53 災害弔慰金の支給

対象災害	① 県内において、自然災害で救助法による救助が行われた市町村がある場合、県内全市町村の同一災害による被害が対象となる。 ② 市の区域内において、自然災害により5世帯以上の住居の滅失があった場合、市の災害による被害が対象となる。 ③ 県内において、自然災害により住居の滅失した世帯数が5以上の市町村が3以上存在する場合、県内全市町村の同一災害による被害が対象となる。 ④ 自然災害で救助法が適用された市町村が複数の都道府県にある場合、全都道府県（県内全市町村）の同一災害による被害が対象になる。
支給対象	① 上記の災害による死亡者（3か月以上の行方不明者を含む。） ② 住居地以外の市町村の区域内（県外も含む。）で災害に遭遇して死亡した者
支給対象遺族	死亡当時の配偶者（事実婚を含む。）、子、父母、孫、祖父母を対象とし、兄弟姉妹は他の支給対象者がおらず、さらに死亡者の死亡当時に同居又は生計を同じくしていた場合に限る。
支給額	① 生計維持者が死亡した場合 500万円 ② ①以外の場合 250万円
費用負担	国1/2、県1/4、市1/4

図表 2-54 災害障害見舞金の支給

対象災害	災害弔慰金の場合と同様である。
支給対象者	上記の災害により精神又は身体に重度の障害を受けた者とする。
支給額	① 生計維持者 250万円 ② ①以外の場合 125万円
費用負担	災害弔慰金の場合と同様である。

図表 2-55 災害援護資金の貸付

対象災害	県内で自然災害により救助法による救助が行われた市町村が1箇所でもある場合、県内全市町村の被害が対象となる。
貸付対象者	上記の災害で被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付けられる。ただし、世帯の年間総所得が次の金額を超えた世帯は対象とならない。 ① 世帯員が 1人 220万円 ② " 2人 430万円 ③ " 3人 620万円 ④ " 4人 730万円 ⑤ " 5人以上 730万円に、世帯員の人数から4人を除いた者1人につき30万円を加算した額

	⑥ 住居が滅失した場合は、世帯員の人数にかかわらず1,270万円		
貸付対象となる被害	① 療養期間が1ヶ月以上である世帯主の負傷 ② 住居の全壊、半壊又は家財の被害額が時価の1/3以上の損害		
貸付金額	① 世帯主の1ヶ月以上の負傷	限度額	150万円
	② 家財の1/3以上の損害	〃	150万円
	③ 住居の半壊	〃	170(250)万円
	④ 住居の全壊	〃	250(350)万円
	⑤ 住居の全体が滅失又は流失	〃	350万円
	⑥ ①と②が重複	〃	250万円
	⑦ ①と③が重複	〃	270(350)万円
	⑧ ①と④が重複	〃	350万円
	※()は、被災した住居を建て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるをえない場合等、特別の事情がある場合の額		
償還期間	10年間とし、据置期間は、そのうち3年間		
利率	年3%以内で市の条例により設定。ただし据置期間中は無利子		
費用負担	貸付原資の2/3を国庫補助、1/3を県負担とする。		

2 被災中小企業への融資

災害により被災した中小企業の再建を促進するための資金対策として、民間金融機関、政府系金融機関の融資、信用保証協会による融資の保証、県制度融資等により、施設の復旧に必要な資金及び事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう、次の措置の実施を県（産業労働部）に要請する。

また、市は、中小企業関係団体と連携してこの特別措置について中小企業者に周知、徹底を図る。

(1) 県制度融資の貸付

図表 2-56 経営安定資金（災害復旧資金）

融資対象	県内の被災中小企業者であって、次の各号に該当する者（組合含む） ① 原則として県内で客観的に事業に着手しており、事業税を滞納していないこと ② 保険対象業種に属する事業を営むものであること ③ 経済産業大臣の指定する災害その他の突発的事由の影響を受け、市長の認定を受けている又は、災害の影響を受け、市の罹災証明を受けていること	
融資限度額	設備資金 5,000万円（組合の場合 1億円） 運転資金 5,000万円（組合の場合 6,000万円）	
融資条件	用途	設備資金及び運転資金
	貸付期間	設備資金 10年以内 運転資金 7年以内
	利率	大臣指定等貸付 年1.0%以内（令和2年度） 知事指定等貸付 年1.1%以内（令和2年度）
	担保	金融機関及び埼玉県信用保証協会との協議により定める。
	保証人	個人 原則として不要 法人 原則として代表者以外の連帯保証人は不要
	信用保証	埼玉県信用保証協会の信用保証を付する。

償還方法	元金均等月賦償還 据置期間2年以内
申込受付場所	中小企業者は桶川市商工会、中小企業組合は埼玉県中小企業団体中央会

- (2) 埼玉県信用保証協会に対し、罹災者への保証審査の迅速化を要請し、資金の円滑化を図る。
- (3) 資金貸付の簡易迅速化、条件緩和等の措置
被災地を管轄する金融機関に対して、被害の状況に応じて貸付手続きの簡易迅速化、貸付条件の緩和等について特別の取扱いをするよう要請する。
- (4) 資金需要の把握
中小企業関係の被害状況について調査し、再建のための資金需要について速やかに把握する。
- (5) 中小企業者に対する周知
市及び中小企業関係団体を通じ、国、県及び政府系金融機関等が行う金融の特別措置について中小企業者に周知、徹底を図る。

3 被災農林漁業関係者への融資等

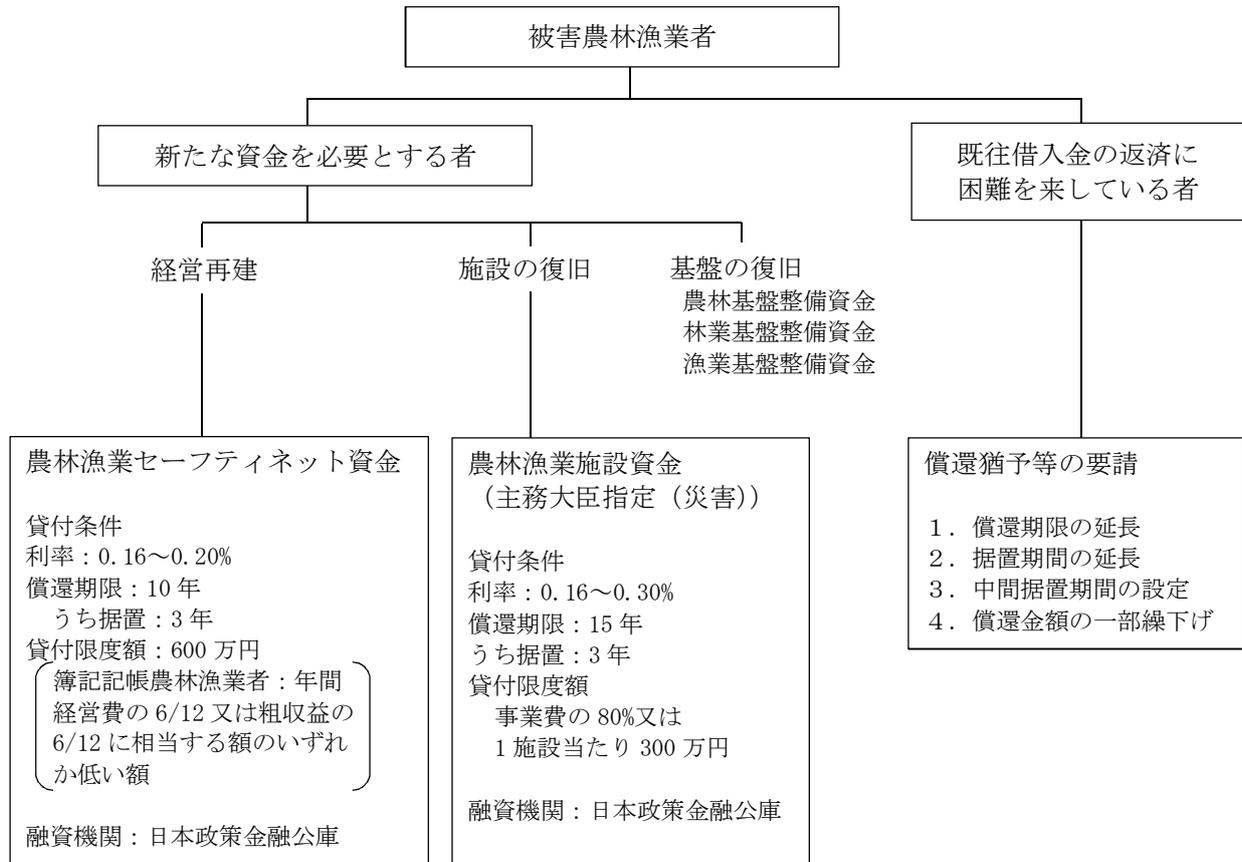
災害により被害を受けた農林漁業者又は団体の復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、資金対策として一般金融機関及び政府系金融施設の復旧に必要な資金並びに事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう次の措置を実施する。

図表 2-57 天災融資法に基づく資金融資

貸付の相手方	被害農林漁業者
貸付対象事業 資金使途	種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具、家畜又は家さん、薪炭原木、しいたけほだ木、漁具、稚魚、稚貝、餌料、漁業用燃油の購入、漁船の建造又は取得、労賃、水利費、共済掛金（農業共済又は漁業共済）の支払い等
貸付利率	年3.0%以内、年5.5%以内、年6.5%以内
償還期限	3～6年以内（ただし、激甚災害のときは4～7年以内）
貸付限度額	市長の認定した損失額又は200万円（一般）のいずれか低い額（激甚災害のときは250万円）
融資機関	農業協同組合、森林組合、漁業協同組合又は金融機関
担保	保証人
その他	市長の被害認定を受けたもの

図表 2-58 株式会社日本政策金融公庫（農林水産事業本部）（災害復旧関係資金）

被害農林漁業者に対する金融措置（令和4年2月21日現在）



図表 2-59 埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく資金融資

貸付の相手	被害農業者
資金用途	種苗・肥料・飼料・薬剤・家畜・蚕種等の購入資金、ビニールハウス・その他プラスチックハウス・ガラス室・果樹だな・蚕室・畜舎・放牧施設・畜産物の調整施設・きのこ栽培施設・養魚施設・農産物倉庫及び農業用生産資材倉庫・農業用生産資材製造施設・作業所の復旧に必要な資金等
貸付利率	無利子
償還期限	6年以内（据置1年）
貸付限度額	市長の認定した損失額又は500万円のいずれか低い額
融資機関	農業協同組合等
担保	保証人、又は埼玉県農業信用基金協会の信用保証を付する
その他	市長の被害認定を受けたもの

【農業災害補償】

農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済団体と連携し、農業保険業務の迅速、適正化を図る。

図表 2-60 農業災害補償

支払の相手	当該共済加入の被災農家
農業共済事業対象物	農作物（水稻、陸稲、麦）、果樹（ぶどう、なし）、園芸施設（施設園芸用施設、附帯施設、施設内農作物）、畑作物（スイートコーン、大豆、茶、蚕繭）、家畜（乳用牛、肉用牛、馬、種豚、肉豚）、任意（建物、農機具、保管中農作物）
支払機関	農業共済組合

第4 被災者生活再建支援制度

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、被災者生活再建支援法（以下、「支援法」という。）に基づき、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給する。

市は、当該被災者生活再建支援制度を活用し、被災者の自立した生活の開始を支援する。

1 被災者生活再建支援制度の概要

被災者生活再建支援制度の概要は、次のとおりである。

図表 2-61 被災者生活再建支援制度の概要

目的	被災者生活再建支援金を支給し、被災者の自立した生活の開始を支援する。
対象災害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害）
対象災害の規模	政令で定める自然災害 (1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町村における自然災害 (2) 市町村において10以上の世帯の住宅が全壊した自然災害 (3) 県において100以上の世帯の住宅が全壊した自然災害 (4) (1)又は(2)の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害 (5) 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、(1)～(3)の区域に隣接する市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害 (6) (1)若しくは(2)の市町村を含む都道府県又は(3)の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る） 2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）
支援対象世帯	住宅が全壊（全焼・全流失等）した世帯その他これに準ずる程度の被害を受けたと認められる世帯として政令で定めるもの (1) 住宅が全壊した世帯 (2) 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、倒壊防止等その住宅をやむを得ず解体した世帯 (3) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長時間継続している世帯 (4) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯） (5) 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯） ※ 全壊：損害割合50%以上 半壊：損害割合20%以上50%未満 大規模半壊：損害割合40%以上50%未満

	中規模半壊：損害割合 30%以上 40%未満			
支 援 金 の 額	支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。 (※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)			
	(1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）			
	住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難
	支給額	100万円	100万円	100万円
	(2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）			
	<全壊等>			
	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）
	支給額	200万円	100万円	50万円
	<中規模半壊>			
	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）
支給額	100万円	50万円	25万円	
※ 一旦住宅を賃貸した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、差額を支給				

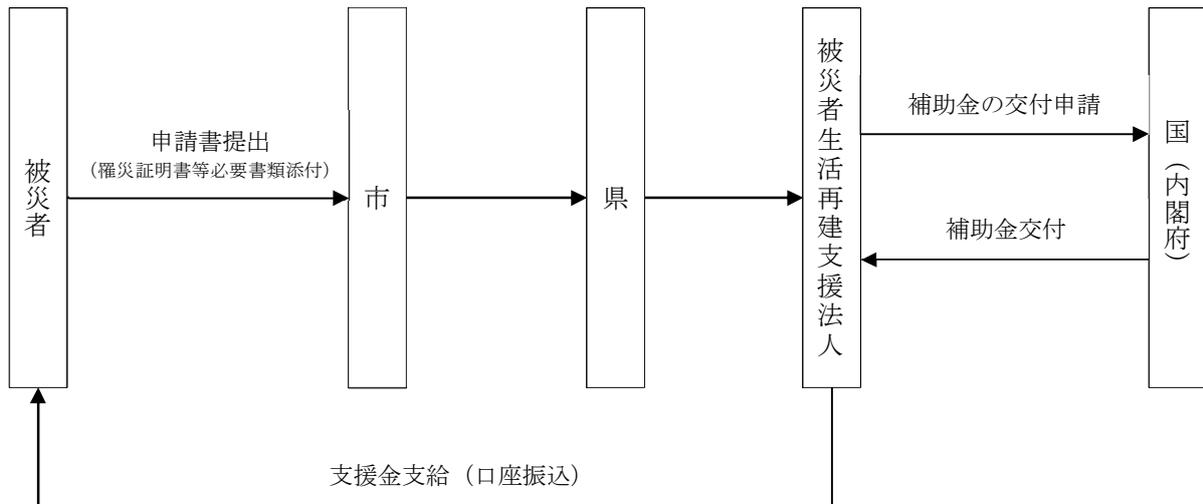
2 支援金の支給

被災者生活再建支援金が支給されるに当たって、各関係機関が行う措置は次のとおりである。

図表 2-62 関係機関が行う措置

区 分	措 置 内 容
市	(1) 住宅の被害認定 (2) 罹災証明書等必要書類の発行 (3) 被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務 (4) 支給申請書等の必要書類の取りまとめ及び県への送付
県	(1) 被害状況の取りまとめ (2) 災害が法適用となる場合の内閣府等への報告及び公示 (3) 支給申請書等の必要書類の取りまとめ及び被災者生活再建支援法人への送付
被災者生活再建支援法人	(1) 国への補助金交付申請等 (2) 支援金の支給 (3) 支給申請書の受領・審査・支給決定 (4) 申請期間の延長・報告
国 (内閣府)	被災者生活再建支援法人への補助金交付等

図表 2-63 支援金の支給手続の流れ



※ 県では支援金支給に関する事務の全部を被災者生活再建支援法人に委託している

第5 埼玉県・市町村被災者安心支援制度

市は、支援法による支援の不均衡の解消を目的として県と市町村が創設した、埼玉県・市町村被災者安心支援制度を活用して被災者支援を行う。

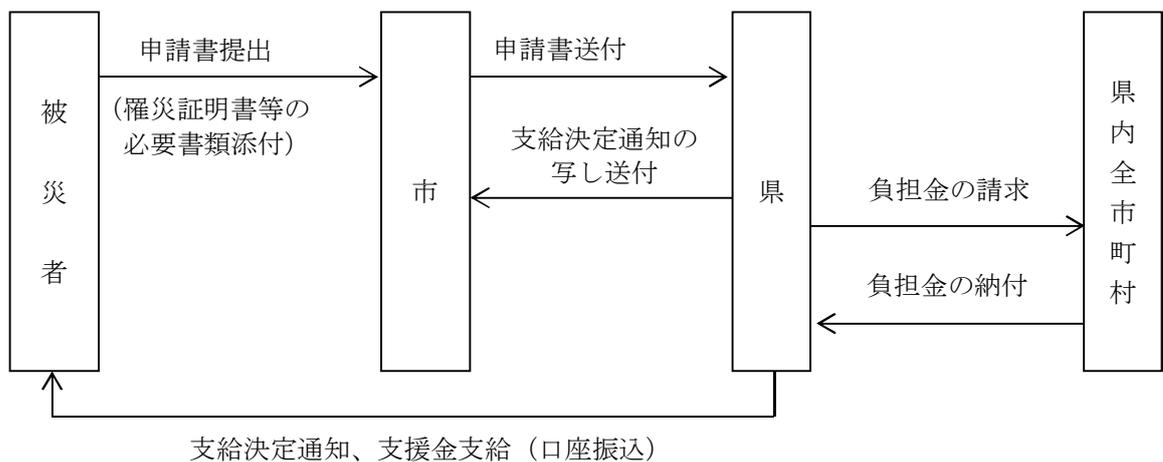
1 埼玉県・市町村生活再建支援金

図表 2-64 埼玉県・市町村生活再建支援金

目的	被災者生活再建支援法が適用とならなかった地域において、埼玉県・市町村生活再建支援金を支給し、被災世帯の生活再建を支援する。
対象災害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害） ※ 被災者生活再建支援法の規定と同様の内容
対象災害の規模	自然災害の規模は問わない。ただし、対象は被災者生活再建支援法が適用とならなかった地域に限る。
支援対象世帯	住宅が全壊（全焼・全流失等）した世帯その他これに準ずる程度の被害を受けたと認められる世帯として、埼玉県・市町村生活再建支援金及び埼玉県・市町村半壊特別給付金に関する要綱第2条第1項(2)ア～エで定めるもの (1) 住宅が全壊した世帯 (2) 住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、倒壊防止等やむを得ない事由により住宅を解体した世帯 (3) 災害が継続し、長期にわたり居住不能な状態が継続することが見込まれる世帯 (4) 大規模半壊の被害を受けたと認められる世帯 (5) 中規模半壊の被害を受けたと認められる世帯 ※ 被災者生活再建支援法の規定と同様の内容
支援金の額	支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。 (※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)

	(1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）			
	住宅の被害程度		支給額	
	全壊、解体、長期避難		100万円	
	大規模半壊		50万円	
	(2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）			
	住宅の被害程度	建設・購入	補修	賃貸 (公営住宅以外)
	全壊、解体、長期避難、 大規模半壊	200万円	100万円	50万円
	中規模半壊	100万円	50万円	25万円
	※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計200（又は100）万円			
	※ 被災者生活再建支援法の規定と同様の内容			
市	(1) 住宅の被害認定 (2) 罹災証明書等必要書類の発行 (3) 被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務 (4) 支給申請書等の必要書類のとりまとめ、第1次審査及び県への書類送付			
県	(1) 被害状況のとりまとめ (2) 支給申請書等の受領、審査（第2次）、支給の可否の決定 (3) 被災世帯主へ支給可否の決定通知、申請受理市町村へ決定通知の写し送付 (4) 被災世帯主へ支援金の支給 (5) 各市町村へ本支援制度に係る負担金の請求 (6) 申請期間の延長決定			

図表 2-65 埼玉県・市町村生活再建支援金の支給手続



2 埼玉県・市町村半壊特別給付金

図表 2-66 埼玉県・市町村半壊特別給付金

目的	災害救助法が適用とならなかった地域の半壊世帯に対し、埼玉県・市町村半壊特別給付金を支給し、被災世帯の生活再建を支援する。
----	--

対象災害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害）
対象災害の規模	自然災害の規模は問わない。ただし、対象は災害救助法が適用とならなかった地域に限る。
支援対象世帯	埼玉県・市町村生活再建支援金及び埼玉県・市町村半壊特別給付金に関する要綱第2条第1項(2)オで定める住家が半壊した世帯
支援金の額	補修 50 万円、賃借（公営住宅以外） 25 万円 （※世帯人数が 1 人の場合は、補修 37 万 5 千円、賃借 18 万 7 千 5 百円）
市	(1) 住宅の被害認定 (2) 罹災証明書等必要書類の発行 (3) 被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務 (4) 支給申請書等の必要書類のとりまとめ、第1次審査及び県への書類送付
県	(1) 被害状況のとりまとめ (2) 支給申請書等の受領、審査（第2次）、支給の可否の決定 (3) 被災世帯主へ支給可否の決定通知、申請受理市町村へ決定通知の写し送付 (4) 被災世帯主へ給付金の支給 (5) 各市町村へ本支援制度に係る負担金の請求 (6) 申請期間の延長決定

※埼玉県・市町村半壊特別給付金の支給手続は、埼玉県・市町村生活再建支援金と同じ。

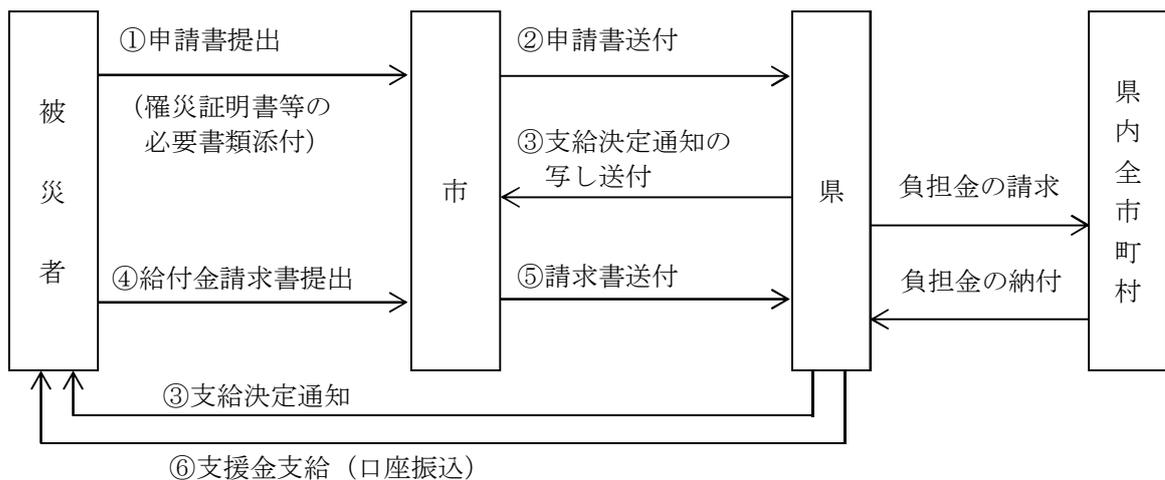
3 埼玉県・市町村家賃給付金

図表 2-67 埼玉県・市町村家賃給付金

目的	自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯に対し、埼玉県・市町村家賃給付金を支給し、被災世帯の生活の再建を図ることを支援する。
対象災害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害）
対象災害の規模	自然災害の規模は問わない。
支援対象世帯	次の特別な理由により、県又は市町村が提供し、又は斡旋する公営住宅等に入居せず、自己の費用をもって賃借した民間賃貸住宅（仮住宅）に入居した全壊世帯（埼玉県・市町村家賃給付金に関する要綱第3条に規定する世帯）。 (1) 全壊世帯に身体障害者がおり、近隣の公営住宅等にバリアフリー住宅がないこと。 (2) 全壊世帯に児童又は生徒がおり、公営住宅等に入居すると通学区域が変更になること。 (3) 公営住宅等に入居すると1週間に1日以上通院しているかかりつけ医療機関から離れ、自動車等の通院手段がなく通院が困難になること。 (4) 公営住宅等に入居すると全壊した住宅の所在地から離れて遠くなり、親族の介護、介助が困難になること。 (5) 公営住宅等に入居すると、入居の規定により、当該自然災害発生前から飼育しているペットの飼育が困難になること。

	(6) その他、前各号に準ずるやむを得ないと認められる理由
支援金の額	給付金の額は、仮住宅の賃借料相当額（敷金、礼金、権利金、共益費、管理費等を除く。）とし、月額6万円を上限とする。ただし、支給対象世帯の世帯員が5人以上である場合には、給付金の額は月額9万円を上限とする。 支給期間は、仮住宅に連続して入居する期間とし、最長12月とする。
市	(1) 住宅の被害認定 (2) 罹災証明書等必要書類の発行 (3) 被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務 (4) 支給申請書等の必要書類のとりまとめ、第1次審査及び県への書類送付
県	(1) 被害状況のとりまとめ (2) 支給申請書等の受領、審査（第2次）、支給の可否の決定 (3) 被災世帯主へ支給可否の決定通知、申請受理市町村へ決定通知の写し送付 (4) 被災世帯主へ支援金の支給 (5) 各市町村へ本支援制度に係る負担金の請求 (6) 申請期間の延長決定

図表 2-68 埼玉県・市町村家賃給付金の支給手続



第6 義援（見舞）金品の受入・配分計画

全国から抛出され、市に寄託された被災者あての義援金品及び見舞金を確実、迅速に被災者に配分するため、市と関係機関で構成する委員会を設置し、義援金品の受付、保管、事務分担等に関する総合的な計画を定め、包括的に対応する。

なお、県に「配分委員会」が設置された場合には、その基準に従う。

1 義援金品の受付・募集

義援金品の受付・募集については福祉部及び会計課が担当することとし、次のとおり実施する。また、義援品については、被害の状況等を勘案し、被災者が必要とする物資について、県と市が連携し、広く広報して募集を行い、県及び市において受け付けるものとし、市の役割は次のとおりとする。

(1) 義援金品の募集

被災者に対する義援金品の募集を必要とする場合は、市報、報道関係機関及び災害関連支援団体等の協力を得て広く広報を実施し募集する。

(2) 義援金品の受付

義援金品の受付窓口を開設し、直接義援金品を受け付けるほか、銀行等に市本部名義の普通預金口座を開設し、振込みによる義援金を受け付ける。

(3) 受領書の発行

受領した義援金品については、寄託者に受領書を発行する。ただし、銀行口座への振込による場合は、振込み用紙をもって受領書の発行に代えるものとする。

(4) 配分委員会への報告

義援金品の受付状況については、委員会に報告する。

2 義援金品の保管・配分

委員会の配分計画に基づき、市は次のとおり対応する。

(1) 義援金

- ① 寄託された義援金は、被災者に配分するまでの間、義援金預金口座に預金保管する。
- ② 委員会の配分計画に基づく配分率及び配分方法により、市から被災者に配分する。
- ③ 被災者への配分状況について、経過、実施方法等を記録するとともに、委員会に報告する。

(2) 義援品

- ① 個人等から直接受領した義援品及び県、日本赤十字等から送付された義援品については、被災者に配分するまでの間、救援物資集積所に保管する。
- ② 配分に当たっては、災害ボランティアセンター、自主防災組織、赤十字奉仕団等の各種団体の協力を得て、委員会の配分計画に基づき迅速かつ公平に配分する。
- ③ 被災者への配分状況について、経過、実施方法等を記録するとともに、委員会に報告する。

第2章 災害復旧復興対策計画
第3節 生活再建等の支援計画